特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	相模原市 住民基本台帳事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

相模原市は、住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本評価書は、令和8年1月以降の住民基本台帳事務について記載する。

評価実施機関名

相模原市長

個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

公表日

[令和6年10月 様式4]

項目一覧

I 基本情報			
(別添1)事務の内容			
Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要			
(別添2)特定個人情報ファイル記録項目			
Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策			
IV その他のリスク対策			
V 開示請求、問合せ			
VI 評価実施手続			
(別添3) 変更箇所			

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイル	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	住民基本台帳事務		
②事務の内容 ※	住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住民基本台帳ネットワークシステム。以下「住基ネット」という。)を都道府県と共同して構築している。 相模原市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置・金銭の正は基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更②個人番号の通知及び個人番号カードの変更②個人番号の通知及び個人番号カードの変更②個人番号の通知及び個人番号カードの交付(10個人番号カード等を用いた本人確認なお、③の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付(10個人番号の通知及び個人番号カードの交付(10個人番号の通知及び個人番号カードの交付(10個人番号の通知及び個人番号カードの交付(10個人番号の通知及び個人番号カードの交付)(10個人番号の通知及び個人番号カードの交付)(10個人番号の上番号の通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。		
③対象人数	<選択肢>(選択肢>(選択肢>(30万人以上(3) 1万人以上10万人未満(4) 10万人以上30万人未満(5) 30万人以上		

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム			
システム1			
①システムの名称	住民記録システム(既存住民基本台帳システム)		
②システムの機能	①住民基本台帳の記載 転入、出生、職権等により新たに住民票を記載する機能。 ②住民基本台帳の記載変更 住民基本台帳に記載されている事項に変更があったときに、記載内容を修正する機能。 ③住民基本台帳の消除処理 転出、死亡、職権等により住民基本台帳から住民に関する記載を消除(住民票を除票)する機能。 ④住民基本台帳の照会 住民票を照会する機能。 ⑤帳票の発行機能 住民票の写し、転出証明書、住民票コード通知票等の各種帳票を発行する機能。 ⑥住基ネットとの連携機能 国、県、他自治体と住基ネットを通じ連携する機能。 ⑦法務省との連携機能 外国人住民票の記載等に応じて、市町村通知の作成および法務省通知の取込等の連携を行う機能。 ⑧戸籍情報システムへの連携 住民票の記載等に応じて、戸籍情報システムへ附票情報等を連携する機能。 ⑨コンビニ交付機能 コンビニエンスストアのキオスク端末機から住民票等の写しを出力する機能。 ⑩個人番号カード関連業務 個人番号カードの発行、管理を行う機能。		
③他のシステムとの接続	 []情報提供ネットワークシステム [○]住民基本台帳ネットワークシステム [] 取存住民基本台帳システム [] 税務システム [○] その他 (中間サーバーコネクタ 		
システム2~5			
システム2			
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム ※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住基ネットの構成要素のうち、市町村コミュニケーションサーバ(以下「CS」という。)において管理がなされているため、以降は、住基ネットの内の市町村CS部分について記載する。		
②システムの機能	①本人確認情報の更新 住民記録システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を 元に市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する。 ②本人確認 特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示され た個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表 示する。 ③個人番号カードを利用した転入(特例転入) 個人番号カードの交付を受けている者等の転入が予定される場合に、転出証明書情報をCSを通じ		
③他のシステムとの接続	 []情報提供ネットワークシステム []住民基本台帳ネットワークシステム []宛名システム等 []税務システム [O]その他 (戸籍附票システム 		

システム3			
①システムの名称	中間サーバー		
②システムの機能	①符号管理機能 情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 ②情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 ③情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 ③情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 ④既存システム接続機能 中間サーバーと各事務システム、中間サーバーコネクタ及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 ⑤情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 ⑥情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携機能)を副本として保持・管理する。 ⑦データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で、情報照会・情報 提供・符号取得のための情報等について連携する。 ⑧ 改キュリティ管理機能 セキュリティ管理機能 セキュリティ管理機能 セキュリティ管理機能 ・中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 ⑩システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の収集、稼働状況の通知、保管切れの情報の削除を行う。		
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム		
システム4			
①システムの名称	中間サーバーコネクタ		
②システムの機能	①団体内統合宛名管理機能 団体内統合宛名番号の付番を行う。 団体内統合宛名番号と既存業務システムの宛名番号とをひも付けて管理する。 ②宛名情報管理機能 氏名・住所などの基本4情報を団体内統合宛名番号にひも付けて管理する。 住登外、法人情報について管理する。 ③中間サーバー連携機能 中間サーバーとのオンラインデータ連携、オフラインデータ連携用の媒体作成を行う。		
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム [○]既存住民基本台帳システム [○]宛名システム等 [○]税務システム [○]その他 (中間サーバー、各事務システム		
システム6~10			
システム11~15			
システム16~20			

3. 特定個人情報ファイル名

- (1)住民記録ファイル(住民記録システム)
- (2)本人確認情報ファイル(住民基本台帳ネットワークシステム)
- (3)送付先情報ファイル(住民基本台帳ネットワークシステム)

4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由

(1)住民記録ファイル(住民記録システム)

住基法に基づき、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の 基礎とすることを目的とし、住民に関する記録の適正な管理を図るため、以下の用途に用いられる。

- ①住基法に定める住民基本台帳の整備、正確な記録及び記録の管理を行う。
- ②住基法に定める住民票等の証明発行を行う。
- ③番号法に定める個人番号とすべき番号の生成要求及び個人番号の指定を行う。
- ④番号法に定める個人番号カードの発行等及び発行等情報の管理等を行う。
- ⑤本市が行う業務の基礎となる住民に係る情報の提供・移転・管理等を行う。

(2)本人確認情報ファイル(住民基本台帳ネットワークシステム)

本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全 国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確 かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。

①事務実施上の必要性

- ①住基ネットを用いて市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理を行うため、区域内の 住民に係る最新の本人確認情報を管理する。
- ②都道府県に対し、本人確認情報の更新情報を通知する。
- ③申請・届出の際に提示された個人番号カード等を用いた本人確認を行う。
- ④個人番号カードを利用した転入手続きを行う。

することが期待される。

- ⑤住民基本台帳に関する事務において、本人確認情報を検索する。 ⑥都道府県知事保存本人確認情報及び機構保存本人確認情報との整合性を確認する。

(3)送付先情報ファイル(住民基本台帳ネットワークシステム)

市町村長が個人番号を指定した際は個人番号通知書の形式にて付番対象者に個人番号を通知す るものとされている(番号法第7条第1項及び個人番号カード省令第7条)。個人番号通知書による番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、個人番号カード省令第23条の2(個人 番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づいて機構が行うこととされているこ とから、機構に個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供する。

②実現が期待されるメリット

住民票の写し等にかえて本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められてい た行政機関が発行する添付書類(住民票の写し等)の省略が図られ、もって市民の負担軽減(各機関 を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながることが見込まれる。 また、個人番号カードによる本人確認、個人番号の真正性確認が可能となり、行政事務の効率化に資

5. 個人番号の利用 ※	
	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等)
法令上の根拠	・住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載等) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10 (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
6. 情報提供ネットワークシ	システムによる情報連携 ※
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」 が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、6 6、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、15 6、158、160、163、164、165、166の項) (情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)

7. 評価実施機関における担当部署		
①部署	市民局 区政推進課 市長公室 DX推進課 緑区役所 区民課、まちづくりセンター(大沢、城山、津久井、相模湖、藤野) ※出張所、連絡所含む 中央区役所 区民課、まちづくりセンター(大野北、田名、上溝) ※連絡所含む 南区役所 区民課、まちづくりセンター(大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林) ※連絡所含む	
②所属長の役職名	区政推進課長 市長公室 DX推進課長 緑区役所区民課長、大沢まちづくりセンター所長、城山まちづくりセンター所長、津久井まちづくりセン ター所長、串川出張所長、鳥屋出張所長、青野原出張所長、青根出張所長、相模湖まちづくりセンター 所長、藤野まちづくりセンター所長 中央区役所区民課長、大野北まちづくりセンター所長、田名まちづくりセンター所長、上溝まちづくりセンター所長 南区役所区民課長、大野中まちづくりセンター所長、麻溝まちづくりセンター所長、新磯まちづくりセン ター所長、相模台まちづくりセンター所長、相武台まちづくりセンター所長、東林まちづくりセンター所長	
8. 他の評価実施機関		

(別添1)事務の内容

別添1-1「事務の内容図」のとおり

(備考)

- 1 本人確認情報の更新に関する事務
- 1-① 住民より転入、転出、転居、出生、死亡等の届出等を受け付ける(※特定個人情報を含まない)。
- 1-② 市町村の住民基本台帳(住民記録システム)を更新する。
- 1-③ 市町村の住民基本台帳にて更新された住民情報を基に、市町村CSの本人確認情報を更新する。
- 1-④ 市町村CSにて更新された本人確認情報を当該都道府県の都道府県サーバに通知する。
- 2 本人確認に関する事務
- 2-① 住民より、住民票の写しの交付申請等、本人確認が必要となる申請を受け付ける(※特定個人情報を含まない)。
- 2-②③ 統合端末において、住民から提示された個人番号カードに記録された住民票コード(又は法令で定めた書類に記載された4情報)を送信し、市町村CSを通じて、全国サーバに対して本人確認を行う。
- 2-④ 全国サーバより、市町村CSを通じて、本人確認結果を受領する。
- 3 個人番号カードを利用した転入(特例転入)
- 3-①.市町村CSにおいて転出地市町村より転出証明書情報を受信する。
- 3-②.既存住基システムにおいて、市町村CSから転出証明書情報を受信する。
- 3-③.転入手続を行う住民から提示された個人番号カードを利用して本人確認(「2. 本人確認」を参照)を行う。
- ※転出証明書情報に記載の転出の予定年月日から30日後までに転入手続が行われない場合には、当該転出証明書情報を消去する。
- ※3-③の転入手続時に転出証明書情報を受信していない場合又は消去している場合には、統合端末から、市町村CSを経由して 転出地市町村に対し転出証明書情報の送信依頼を行い(※特定個人情報を含まない)、その後、3-①・②を行う。
- 3-4.既存住基システムにおいて、転入処理を行う。
- 3-⑤ 市町村CSより、住民記録システムから転入処理完了後に受け渡される転入通知情報を(※特定個人情報を含まない) 転出地市町村へ送信すると同時に、都道府県サーバへ本人確認情報の更新情報を送信する。
- 3-⑥ 転入処理完了後、個人番号カードの継続利用処理を行い、個人番号カード管理システムに対し、個人番号カード管理情報の 更新要求を行う。
- 4 本人確認情報検索に関する事務
- 4-① 住民票コード、個人番号又は4情報の組み合わせをキーワードとして、市町村CSの本人確認情報を検索する。
- ※検索対象者が自都道府県の住所地市町村以外の場合は都道府県サーバ、他都道府県の場合は全国サーバに対してそれぞれ 検索の要求を行う。
- 5 機構への情報照会に係る事務
- 5-① 機構に対し、個人番号又は4情報をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
- 5-② 機構より、当該個人の本人確認情報を受領する。
- 6 本人確認情報整合に係る事務
- 6-① 市町村CSより、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。
- 6-② 都道府県サーバ及び全国サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて 保有する 本人確認情報の整合性確認を行う。
- 6-③ 都道府県サーバ及び全国サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。
- 7 送付先情報通知に関する事務
- 7-① 住民記録システムより、当該市町村における個人番号カードの交付対象者の送付先情報を抽出する。
- 7-② 個人番号カード管理システムに対し、送付先情報を通知する。
- 8 個人番号カード管理システムとの情報連携
- 8-① 個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や 個人番号カードの返還情報等を連携する。

(別添1)事務の内容

別添1-1「事務の内容図」のとおり

(備考)

- 9 他業務システムとの情報連携(取得)
- 9-① 住民記録システムが個別事項情報(転出証明書に印字する他業務の資格の情報)を他業務システムから取得し、 住民基本台帳事務に利用する。
- 10 他業務システムと住民記録システムとの情報連携(取得)
- 10-① 他業務システムが住民票情報の一部を住民記録システムから取得し、事務に利用する。
- 11 他業務システムと住民記録システムとの情報連携(更新)
- 11-① 他業務システムが連携機能により、住民記録システムの個別事項情報 (転出証明書に印字する他業務の資格情報)を更新する。
- 12 情報提供ネットワークシステムへの提供
- 12-① 中間サーバーコネクタが中間サーバーへ、住民票関係情報の連携を行う。 12-② 中間サーバーが情報提供依頼元へ、住民票関係情報の提供を行う。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

(1)住民記録ファイル(住民記録システム)

2. 基本情報				
①ファイルの種類 ※		く選択肢> [システム用ファイル] 1)システム用ファイル [システム用ファイル] 2)その他の電子ファイル(表計算ファイル等)		
②対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
③対象となる本人の範囲 ※		区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む。		
	その必要性	住基法第7条により、個人番号は住民票の記載事項とされているため。 また、番号法第7条に基づく個人番号の指定及び通知、番号法第17条に基づく個人番号カードの交付 を行う上で必要となる。		
④記録さ	れる項目	<選択肢>(選択肢>1)10項目未満 2)10項目以上50項目未満3)50項目以上100項目未満 4)100項目以上		
	主な記録項目 ※	 ・識別情報 [○] 個人番号		
	その妥当性	①個人番号、4情報、その他住民票関係情報、業務関係情報 住民票の記載項目として、住基法第7条各号の規定により保有する必要があるため。 ②その他識別情報 個人を一意に識別するための独自の識別番号として保有する必要がある。		
	全ての記録項目	別添2を参照。		
⑤保有開	始日	平成28年5月		
⑥事務担当部署		区政推進課、緑区役所区民課、中央区役所区民課、南区役所区民課、DX推進課、まちづくりセンター (大沢、城山、津久井、相模湖、藤野、大野北、田名、上溝、大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林)※出張所・連絡所含む		

3. 特定個人情報の入手・使用				
			[〇]本人又は本人の代理人	
①入手元 ※			[]評価実施機関内の他部署 ()
			[〇] 行政機関・独立行政法人等 (地方公共団体情報システム機構(J-LIS))
			[〇] 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市町村(住基ネットを通して取得))
			[]民間事業者 ()
			[]その他()
			[O]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモ	モリ
②入手方	法		[]電子メール [〇] 専用線 [] 庁内連携システム	
	,,,,		[]情報提供ネットワークシステム	
			[〇]その他 (マイナポータル)
③入手の)時期・	頻度	住基法に係る届出がなされた都度	
④入手に係る妥当性		当性	①法令に基づき住民に関する記録を正確に行う上で、住民に関する情報に変更があった又は新成された際は、住民からの申請等を受ける必要があるため。 ②住基法第7条各号の規定により保有する必要があるため。 ③住基法施行規則第52条の規定によりオンラインによる転出届をうける必要があるため。	規作
⑤本人へ	の明示	t	市区町村が住民基本台帳事務のため、住民票関係情報及び個人番号を入手する必要があるこ。 番号法第63条、住基法第6条、第7条の規定により、明示されている。	とは、
⑥使用目的 ※			住民基本台帳の管理、住民票の写し等の発行、番号の指定、番号の通知、個人番号カードの交	付
	変更の妥当性		_	
		使用部署	区政推進課、緑区役所区民課、中央区役所区民課、南区役所区民課、DX推進課、まちづくりて (大沢、城山、津久井、相模湖、藤野、大野北、田名、上溝、大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台林)※出張所・連絡所含む	
⑦使用の)主体	使用者数	 <選択肢> 100人以上500人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未清 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上 	古
⑧使用方法 ※			①住所や世帯の異動に伴う届出又は職権に基づく住民票の記載及び消除、若しくは修正 ②本人又は同一の世帯に属する者等による請求に基づく住民票の写し等の交付 ③住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ④個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑤個人番号の取得要求又は変更要求	
情報の突合 ※		の突合 ※	①個人番号カード又は通知カード及び本人確認書類の確認により突合を行う。 ②申請書に記載された個人番号を住基ネットにより真正性の確認を行う。	
	情報(<u>※</u>	の統計分析	人口統計は行うが、個人番号による統計は行わない。	
		司益に影響を ⊧る決定 ※	なし	
⑨使用開始日			平成29年1月4日	

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する 3) 件 (3) 件	
委託事項1		住民票発行、通知入力業務	
①委詞	七内容	住民票の発行及び通知入力等の業務を委託	
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> (選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	<選択肢>	
	対象となる本人の 範囲 ※	区域内の住民 ※消除者を含む。	
	その妥当性	住民基本台帳事務を行うためには個人番号を取扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数		<選択肢>○選択肢>10人以上50人未満2)10人以上50人未満3)50人以上100人未満4)100人以上500人未満5)500人以上1,000人未満6)1,000人以上	
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [O] その他 (庁内設置の端末機による操作)	
⑤委託先名の確認方法		相模原市情報公開条例に基づく、公開請求を行うことにより、確認することができる。	
⑥委託先名		株式会社エイジェック行政総合事業部	
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1) 再委託する 2) 再委託しない	
委託	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

委託	委託事項2~5		
委託事項2		住民記録システム保守・運用	
①委託内容		住民記録システムに係る改修作業等の委託	
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> (選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数 [10万		 〈選択肢〉 1)1万人未満 10万人以上100万人未満 10万人以上100万人未満 10万人以上100万人未満 100万人以上1,000万人未満 100万人以上1,000万人未満 	
	対象となる本人の 範囲 ※	区域内の住民 ※消除者を含む。	
	その妥当性	システム保守業務を実施するため、特定個人情報ファイル全体を委託の対象とする必要がある。	
③委託先における取扱者数		〈選択肢〉 [10人以上50人未満] 1)10人未満 2)10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上	
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [〇] その他 (庁内の作業で取扱うが、提供はしていない)	
⑤委託先名の確認方法		相模原市情報公開条例に基づく、公開請求を行うことにより、確認することができる。	
⑥委託先名		日本電気株式会社	
再	⑦再委託の有無 ※	く選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない	
委託	⑧再委託の許諾方法	再委託する業務内容、理由、期間及び個人情報等の取扱の有無を明記した再委託許諾申請書を提 出の上、許諾。	
	9再委託事項	システム保守・運用業務・システム障害時の普及支援作業	

委託事項3		中間サーバーコネクタの開発・保守・運用
①委託内容		中間サーバーコネクタの開発・保守・運用業務
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> (選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	区域内の住民 ※消除者を含む。
	その妥当性	システム保守業務を実施するため、特定個人情報ファイル全体を委託の対象とする必要がある。
③委託先における取扱者数		〈選択肢〉 [10人以上50人未満] 1)10人未満 2)10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[O] 専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他 ()
⑤委託先名の確認方法		相模原市情報公開条例に基づく、公開請求を行うことにより、確認することができる。
⑥委託先名		日本電気株式会社
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1) 再委託する 2) 再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	再委託する業務内容、理由、期間及び個人情報等の取扱の有無を明記した再委託許諾申請書を提出 出 の上、許諾。
	⑨再委託事項	システム開発業務、保守業務、システム障害時の復旧支援作業

委託事項4		
①委託内容		
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		〈選択肢〉 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	
	その妥当性	
③委託先における取扱者数		〈選択肢〉 1)10人未満 2)10人以上50人未満 2)3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上
		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	f.先への特定個人情報 レの提供方法	[] フラッシュメモリ [] 紙
2) 1/00/JEIN/J/A		[]その他 ()
⑤委訂	代先名の確認方法	
⑥委託先名		
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [1)再委託する 2)再委託しない
	8再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項5		
①委託内容		
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		〈選択肢〉 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	 〈選択肢〉 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	
	その妥当性	
③委託先における取扱者数		〈選択肢〉 1)10人未満 2)10人以上50人未満 2)10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上
		[]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	氏先への特定個人情報 ルの提供方法	[]フラッシュメモリ []紙
		[]その他 ()
⑤委託先名の確認方法		
⑥委託先名		
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢>(選択肢>1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託	委託事項6~10		
委託事項6			
①委託内容			
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢>	
	対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上	
	対象となる本人の 範囲 ※		
	その妥当性		
③委託先における取扱者数		 <選択肢> 1)10人未満 2)10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上 	
		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
	活先への特定個人情報 ルの提供方法	[]フラッシュメモリ []紙	
		[]その他()	
⑤委詞	托先名の確認方法		
⑥委託先名			
重	⑦再委託の有無 ※	<選択肢>(選択肢>)1)再委託する 2)再委託しない	
再委託	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

委託事項7		
①委託内容		
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		〈選択肢〉 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	
	その妥当性	
③委託先における取扱者数		〈選択肢〉 1)10人未満 2)10人以上50人未満 2)3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上
		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	f.先への特定個人情報 レの提供方法	[] フラッシュメモリ [] 紙
2) 1/00 JEIN/JA		[]その他 ()
⑤委託先名の確認方法		
⑥委託先名		
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [1)再委託する 2)再委託しない
	8再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項8		
①委託内容		
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		〈選択肢〉 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	
	その妥当性	
③委託先における取扱者数		〈選択肢〉 1)10人未満 2)10人以上50人未満 2)10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上
		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	€先への特定個人情報 レの提供方法	[]フラッシュメモリ []紙
		[] その他 ()
⑤委詞	氏先名の確認方法	
⑥委託先名		
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [1) 再委託する 2) 再委託しない
	8再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項9		
①委託内容		
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		〈選択肢〉 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	 〈選択肢〉 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	
	その妥当性	
③委託先における取扱者数		〈選択肢〉 [1)10人未満 2)10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上
		[]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	氏先への特定個人情報 ルの提供方法	[]フラッシュメモリ []紙
		[]その他 ()
⑤委託先名の確認方法		
⑥委託先名		
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢>(選択肢>1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項10		
①委託内容		
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		〈選択肢〉 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	
	その妥当性	
③委託先における取扱者数		〈選択肢〉 1)10人未満 2)10人以上50人未満 2)3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上
		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	f.先への特定個人情報 レの提供方法	[] フラッシュメモリ [] 紙
2) 1/00 JEIN/JA		[]その他 ()
⑤委託先名の確認方法		
⑥委託先名		
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [1)再委託する 2)再委託しない
	8再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託	委託事項11~15		
委託事項11			
①委託内容			
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢>	
	対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上	
	対象となる本人の 範囲 ※		
	その妥当性		
③委託先における取扱者数		<選択肢>1)10人未満2)10人以上50人未満3)50人以上100人未満4)100人以上500人未満5)500人以上1,000人未満6)1,000人以上	
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑤委言	モ先名の確認方法		
⑥委託先名			
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	9再委託事項		

委託事項12		
①委託内容		
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		〈選択肢〉 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	
	その妥当性	
③委託先における取扱者数		〈選択肢〉 1)10人未満 2)10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上
		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	そ先への特定個人情報 レの提供方法	[]フラッシュメモリ []紙
		[]その他 ()
⑤委託先名の確認方法		
⑥委託先名		
再委託	⑦再委託の有無 ※	く選択肢> [1)再委託する 2)再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項13		
①委託内容		
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		〈選択肢〉 [1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	
	その妥当性	
③委託先における取扱者数		〈選択肢〉 1)10人未満 2)10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上
		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	そ先への特定個人情報 レの提供方法	[]フラッシュメモリ []紙
2) [/// 02]E[//]/A		[]その他 ()
⑤委言	そ先名の確認方法	
⑥委託先名		
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	9再委託事項	

委託事項14		
①委託内容		
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		〈選択肢〉 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	 〈選択肢〉 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	
	その妥当性	
③委託先における取扱者数		〈選択肢〉 [1)10人未満 2)10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上
		[]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	モ先への特定個人情報 ルの提供方法	[]フラッシュメモリ []紙
		[]その他 ()
⑤委託先名の確認方法		
⑥委託先名		
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢>(選択肢>1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項15		
①委託内容		
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		〈選択肢〉 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	 〈選択肢〉 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	
	その妥当性	
③委託先における取扱者数		〈選択肢〉 1)10人未満 2)10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上
		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	モ先への特定個人情報 ルの提供方法	[]フラッシュメモリ []紙
		[]その他 ()
⑤委託先名の確認方法		
⑥委託先名		
声	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [1) 再委託する 2) 再委託しない
再 委 託	⑧再委託の許諾方法	
	9再委託事項	

委託	委託事項16~20		
委託事項16			
①委託内容			
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		〈選択肢〉 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上	
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>		
	その妥当性		
③委託先における取扱者数		〈選択肢〉 (選択肢〉 1)10人未満 2)10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上	
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法			
⑥委託先名			
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	9再委託事項		

委託事項17		
①委託内容		
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		〈選択肢〉 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	 〈選択肢〉 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	
	その妥当性	
③委託先における取扱者数		〈選択肢〉 1)10人未満 2)10人以上50人未満 2)3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上
		[]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	モ先への特定個人情報 ルの提供方法	[] フラッシュメモリ [] 紙
7 1700 120 170 170		[]その他 ()
⑤委託先名の確認方法		
⑥委託先名		
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [1)再委託する 2)再委託しない
再 委 託	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項18		
①委託内容		
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		〈選択肢〉 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	
	その妥当性	
③委託先における取扱者数		〈選択肢〉 1)10人未満 2)10人以上50人未満 2)10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上
		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	E先への特定個人情報 レの提供方法	[]フラッシュメモリ []紙
		[]その他 ()
⑤委託先名の確認方法		
⑥委託先名		
雷	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [1)再委託する 2)再委託しない
再 委 託	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項19		
①委託内容		
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		〈選択肢〉 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	 〈選択肢〉 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	
	その妥当性	
③委託先における取扱者数		〈選択肢〉 [1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
		[]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	氏先への特定個人情報 ルの提供方法	[]フラッシュメモリ []紙
		[]その他 ()
⑤委託先名の確認方法		
⑥委託先名		
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢>(選択肢>1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項20		
①委託内容		
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		〈選択肢〉 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	
	その妥当性	
③委託先における取扱者数		〈選択肢〉 1)10人未満 2)10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上
		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	氏先への特定個人情報 ルの提供方法	[]フラッシュメモリ []紙
77 77 07 IAE (X73 /AZ		[]その他 ()
⑤委託先名の確認方法		
⑥委託先名		
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [1)再委託する 2)再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[O] 提供を行っている (
(世) (19年4年) ([] 行っていない	
提供先1	別紙1 住民記録ファイル提供先一覧 に記載	
①法令上の根拠	別紙1 住民記録ファイル提供先一覧 に記載	
②提供先における用途	別紙1 住民記録ファイル提供先一覧 に記載	
③提供する情報	住民票関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	 〈選択肢〉 1)1万人未満 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	別紙1 住民記録ファイル提供先一覧 に記載	
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線	
 ⑥提供方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
	[] フラッシュメモリ []紙	
	[〇]その他 (中間サーバーコネクタ	
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度	

提供先2~5		
提供先2		
①法令上の根拠		
②提供先における用途		
③提供する情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		
⑥提供方法	[]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙] その他 ()	
⑦時期·頻度		
提供先3		
①法令上の根拠		
②提供先における用途		
③提供する情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線	
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
	[] フラッシュメモリ [] 紙	
	[]その他 ()	
⑦時期·頻度		

提供先4	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線
 ⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他()
⑦時期·頻度	
提供先5	
提供先5 ①法令上の根拠	
①法令上の根拠	
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象とな	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象とな	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象とな	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象とな	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 []情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)

提供先6~10	
提供先6	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他 ())
⑦時期·頻度	
提供先7	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[] フラッシュメモリ []紙
	[] その他 ()
⑦時期・頻度	

提供先8		
①法令上の根拠		
②提供先における用途		
③提供する情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線	
6提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
	[] フラッシュメモリ []紙	
	[]その他()	
⑦時期·頻度		
		_
提供先9		
提供先9 ①法令上の根拠		
①法令上の根拠		_
①法令上の根拠 ②提供先における用途	<選択肢>	
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象とな	1) 1万人未満 [2) 1万人以上10万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満	
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象とな	1) 1万人未満 [2) 1万人以上10万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満	
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象とな	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 []情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	

提供先10	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
少挺供 刀	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	

提供先11~15	
提供先11	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他 ())
⑦時期·頻度	
提供先12	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[] フラッシュメモリ []紙
	[] その他 ()
⑦時期·頻度	

提供先13		
①法令上の根拠		
②提供先における用途		
③提供する情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線	
 ⑥提供方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除	: <.)
© IALIVOJ IA	[] フラッシュメモリ [] 紙	
	[]その他 ()
⑦時期·頻度		
提供先14		
提供先14 ①法令上の根拠		
①法令上の根拠		
①法令上の根拠 ②提供先における用途	<選択肢>	
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象とな	1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満	
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象とな	1) 1万人未満 [2) 1万人以上10万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満	
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	;< ₀)
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象とな	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 []情報提供ネットワークシステム []専用線	;< ₀)
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 []情報提供ネットワークシステム	;< ₀)

提供先15	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
少徒供力法	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	

提供先16~20		
提供先16		
①法令上の根拠		
②提供先における用途		
③提供する情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		
⑥提供方法	[]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他 ())	
⑦時期·頻度		
提供先17		
①法令上の根拠		
②提供先における用途		
③提供する情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線	
⑥提供方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
S IN IN IM	[] フラッシュメモリ []紙	
	[]その他 ()	
⑦時期·頻度		

提供先18		
①法令上の根拠		
②提供先における用途		
③提供する情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線	
 ⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く	(。)
© IALIVOJ IA	[] フラッシュメモリ [] 紙	
	[]その他 ()
⑦時期·頻度		
提供先19		
提供先19 ①法令上の根拠		
①法令上の根拠		
①法令上の根拠 ②提供先における用途	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象とな	1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満	
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象とな	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満	
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	(°)
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象とな	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 []情報提供ネットワークシステム []専用線	(°)
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 []情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く	(.)

提供先20			
①法令上の根拠			
②提供先における用途			
③提供する情報			
④提供する情報の対象となる本人の数	[]	3) 10万人以	上10万人未満 J上100万人未満 以上1,000万人未満
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲			
	[]情報提供ネットワークシステム	[]専用線
	[]電子メール	[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
© DE IX/J/A	[] フラッシュメモリ	[]紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度			
移転先1	別紙2 特定個人情報保護評価(住民基	本台帳事務)	の移転先情報に記載
移転先1 ①法令上の根拠	別紙2 特定個人情報保護評価(住民基別紙2 特定個人情報保護評価(住民基	1 1 12 1 337	TO IN THE OWNER OF THE OWNER OF THE OWNER OF THE OWNER OWNER OF THE OWNER OWNE
		本台帳事務)	の移転先情報に記載
①法令上の根拠	別紙2 特定個人情報保護評価(住民基	本台帳事務》本台帳事務》	の移転先情報に記載の移転先情報に記載
①法令上の根拠 ②移転先における用途	別紙2 特定個人情報保護評価(住民基別紙2 特定個人情報保護評価(住民基別紙2 特定個人情報保護評価(住民基別紙2 特定個人情報保護評価(住民基	本台帳事務》 本台帳事務》 本台帳事務》 〈選択肢入 1)1万人以 2)1万人以 3)10万人以	の移転先情報に記載 の移転先情報に記載 の移転先情報に記載 満 上10万人未満 以上1,000万人未満 以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象とな	別紙2 特定個人情報保護評価(住民基別紙2 特定個人情報保護評価(住民基別紙2 特定個人情報保護評価(住民基別紙2 特定個人情報保護評価(住民基	本台帳事務》 本台帳事務》 本台帳事務》 〈選択肢〉 1)1万人以 2)1万人以 3)10万人以 4)100万人 5)1,000万	の移転先情報に記載 の移転先情報に記載 の移転先情報に記載 満 上10万人未満 以上1,000万人未満 以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象とな	別紙2 特定個人情報保護評価(住民基別紙2 特定個人情報保護評価(住民基別紙2 特定個人情報保護評価(住民基別紙2 特定個人情報保護評価(住民基)	本台帳事務》 本台帳事務》 本台帳事務》 〈選択肢〉 1)1万人以 2)1万人以 3)10万人以 4)100万人 5)1,000万	の移転先情報に記載 の移転先情報に記載 の移転先情報に記載 満 上10万人未満 以上1,000万人未満 以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	別紙2 特定個人情報保護評価(住民基別) 制紙2 特定個人情報保護評価(住民基別) 制紙2 特定個人情報保護評価(住民基別) 制紙2 特定個人情報保護評価(住民基別) 別紙2 特定個人情報保護評価(住民基別)	本台帳事務》 本台帳事務》 本台帳事務》 〈選択肢〉 1)1万人人以 3)10万人以 4)100万人 5)1,000万 本台帳事務》	の移転先情報に記載 の移転先情報に記載 の移転先情報に記載 満 上10万人未満 以上1,000万人未満 以上1,000万人未満 以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象とな	別紙2 特定個人情報保護評価(住民基) 別紙2 特定個人情報保護評価(住民基) 別紙2 特定個人情報保護評価(住民基) [10万人以上100万人未満] 別紙2 特定個人情報保護評価(住民基) [〇] 庁内連携システム	本台帳事務》 本台帳事務》 本台帳事務》 〈選択肢入以 1)1万人人以 3)10万人人 4)100万人。 5)1,000万 本台帳事務》	の移転先情報に記載 の移転先情報に記載 の移転先情報に記載 満 上10万人未満 上100万人未満 以上1,000万人未満 以上1,000万人未満 以上1,000万人未満 以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	別紙2 特定個人情報保護評価(住民基) 別紙2 特定個人情報保護評価(住民基) 別紙2 特定個人情報保護評価(住民基) [10万人以上100万人未満] 別紙2 特定個人情報保護評価(住民基) [〇] 庁内連携システム [] 電子メール	本台帳事務》 本台帳事務》 本台帳事務》 本台帳事務》 (1) 1万万人人以 (2) 1万万人人以 (3) 10万万人 (5) 1,000万 本台帳事務》	の移転先情報に記載 の移転先情報に記載 の移転先情報に記載 満上10万人未満以上100万人未満以上1,000万人未満以上1,000万人未満以上1,000万人未満し以上 の移転先情報に記載]専用線]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)

移転先2~5	
移転先2	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ())
⑦時期·頻度	
移転先3	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
	[] 庁内連携システム [] 専用線
⑥移転方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	

移転先4	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
	[] 庁内連携システム [] 専用線
⑥移転方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
© 12 +473 14	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	
移転先5	
移転先5 ①法令上の根拠	
①法令上の根拠	
①法令上の根拠 ②移転先における用途	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象とな	1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象とな	1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象とな	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [] 庁内連携システム [] 専用線
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [] 庁内連携システム

移転先6~10	
移転先6	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ())
⑦時期·頻度	
移転先7	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
	[]庁内連携システム []専用線
⑥移転方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[] オ
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	

移転先8	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
	[] 庁内連携システム [] 専用線
⑥移転方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
© 12 +473 14	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	
移転先9	
移転先9 ①法令上の根拠	
①法令上の根拠	
①法令上の根拠 ②移転先における用途	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象とな	1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象とな	1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象とな	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [] 庁内連携システム [] 専用線
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 []庁内連携システム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)

移転先10	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
	[] 庁内連携システム [] 専用線
⑥移転方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⊕19∓Δ7 J7 Δ	[] フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	
移転先11~15	
移転先11	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
	[] 庁内連携システム [] 専用線
⑥移転方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
© IJTAJJ <i>I</i> A	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他()
⑦時期·頻度	

移転先12	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
	[]庁内連携システム []専用線
⑥移転方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
@19 TA7J 7A	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[] その他 ()
⑦時期·頻度	
移転先13	
移転先13 ①法令上の根拠	
①法令上の根拠	
①法令上の根拠 ②移転先における用途	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上10万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象とな	1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象とな	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象とな	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [] 庁内連携システム [] 専用線
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [] 庁内連携システム

移転先14	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
	[] 庁内連携システム [] 専用線
⑥移転方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
@19 TA7J 7A	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	
移転先15	
移転先15 ①法令上の根拠	
①法令上の根拠	
①法令上の根拠 ②移転先における用途	<選択肢>
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象とな	1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象とな	1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象とな	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [] 庁内連携システム [] 専用線
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 []庁内連携システム

移転先16~20	
移転先16	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ())
⑦時期·頻度	
移転先17	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期·頻度	

移転先18	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
	[]庁内連携システム []専用線
。 ⑥移転方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
© 13 +4/3 /4	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[] その他 ()
⑦時期·頻度	
移転先19	
移転先19 ①法令上の根拠	
①法令上の根拠	
①法令上の根拠 ②移転先における用途	<選択肢>
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象とな	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象とな	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象とな	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [] 庁内連携システム [] 専用線
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [] 庁内連携システム

移転先20		
①法令上の根拠		
②移転先における用途		
③移転する情報	l .	
④移転する情報 る本人の数	の対象とな	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報 る本人の範囲	の対象とな	
		[] 庁内連携システム [] 専用線
@ 5 54= 1 . 1		[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥移転方法		[] フラッシュメモリ []紙
		[]その他 ()
⑦時期・頻度		
6. 特定個人情	をおのに答。	海土
0. 特定個人情	神の味官・	用云 I
①保管場所 ※		く中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及び情報システム室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、情報システム室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 〈ガバメントクラウドにおける措置〉 ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。・日本国内でのデータ保管を条件としていること。・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
②保管期間	期間	<選択肢>
	その妥当性	住民記録システムで保持している特定個人情報に該当する住民票情報のうち、消除された住民票については住民基本台帳法施行令第34条により、消除された日から150年間保存することは定義されているため。 削除の定義の記載はないが適宜、住民記録システムの機能にて削除を行う。
		<住民記録システムにおける措置> ①保存期間が満了となったものは、システムにより消去する。 ②紙データについては機密文書として、溶解処理をおこなう。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・
		プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者に

③消去方法

おいて、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去 する。

- <ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データ は国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去 することはない。
- ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータ の復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実 にデータを消去する。
- ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウ ドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利 用しなくなった環境の破棄等を実施する。

7. 備考

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

(2)本人確認情報ファイル(住民基本台帳ネットワークシステム)

2. 基本情報		
①ファイル	vの種類 <u>※</u>	<選択肢> (選択肢> 1)システム用ファイル 2)その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数 [10万人以上100万人未		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※		区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、消除者を含む。
	その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に 正確に更新・管理・提供する必要があるため。
④記録される項目		<選択肢>(選択肢>1)10項目未満 2)10項目以上50項目未満3)50項目以上100項目未満 4)100項目以上
	主な記録項目 ※	 ・識別情報 [○] 個人番号
	その妥当性	住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報 (個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要があるため。
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開	始日	平成27年6月
⑥事務担当部署		区政推進課、緑区役所区民課、中央区役所区民課、南区役所区民課、まちづくりセンター(大沢、城山、津久井、相模湖、藤野、大野北、田名、上溝、大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林)

3. 特定個人情報の入手・使用		
		[]本人又は本人の代理人
①入手元 ※		[]評価実施機関内の他部署 ()
		[]行政機関・独立行政法人等 ()
①入于 兀	;	[] 地方公共団体・地方独立行政法人 ()
		[]民間事業者 (
		[〇] その他 (自部署)
		[]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ
②入手方	· 注	[]電子メール []専用線 []庁内連携システム
		[]情報提供ネットワークシステム
		[〇]その他 (住民記録システム)
③入手の	時期•頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度入手す る。
④入手に	係る妥当性	法令に基づき住民に関する記録を正確に行う上で、住民に関する情報に変更があった又は新規作成された際は、住民からの申請等を受け、まず住民記録システムで情報を管理した上で、全国的なシス
		テムである住基ネットに格納する必要があるため。
⑤本人へ	の明示	市町村CSが住民記録システムより本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)及び平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-7(市町村長から都道府県知事への通知及び記録)に記載されている。
		け甘っいしたるドナクロサるのましな羽を行うため、ま性中個し桂起コッノル(ましな羽桂起コッノ
⑥使用目的 ※		住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に 正確に更新・管理・提供する。
	変更の妥当性	_
	使用部署	区政推進課、緑区役所区民課、中央区役所区民課、南区役所区民課、まちづくりセンター(大沢、城山、津久井、相模湖、藤野、大野北、田名、上溝、大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林)
⑦使用の主体 使用者数		<選択肢>100人以上500人未満1)10人未満2)10人以上50人未満3)50人以上100人未満4)100人以上500人未満5)500人以上1,000人未満6)1,000人以上
⑧使用方法 ※		①住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、住民記録システムから当該本人確認情報の更新情報を受領し(住民記録システム→市町村CS)、受領した情報を元に本人確認情報ファイルを更新し、当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する(市町村CS)・都道府県サーバ)。②住民から提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして本人確認情報ファイルを検索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで本人確認を行う(個人番号カード→市町村CS)。 ③住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。 ④本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル(都道府県サーバ)及び機構保存本人確認情報ファイル(全国サーバ)と整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する(市町村CS→都道府県サーバノ全国サーバ)。
情報の突合 ※		①本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。 ②個人番号カードを用いて本人確認を行う際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。
	情報の統計分析 ※	個人に着目した分析・統計は行わず、本人確認情報の更新件数の集計等、事務処理実績の確認のための統計のみ行う。
	権利利益に影響を 与え得る決定 ※	。 なし
		平成27年10月5日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する 3 (選択肢> (変託しない (変形する 変形しない (変形する 変形しない (変形する 変形する 変形しない (変形する 変形する 変形する 変形する 変形する 変形する 変形する 変形する
委託	事項1	住民基本台帳ネットワークシステム市町村CSシステムの運用保守業務
①委詰	七内容	市町村CSの運用保守業務を行うにあたり、必要な範囲で特定個人情報ファイルの取り扱いを委託
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		〈選択肢〉[特定個人情報ファイルの全体] 1)特定個人情報ファイルの全体2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢>
	対象となる本人の 範囲 ※	区域内の住民 ※消除者を含む
	その妥当性	市町村CSの運用保守において、データバックアップ等を行なうにあたり、本人確認情報ファイルの全体を取扱う必要があるため。
③委託先における取扱者数		<選択肢>10人以上50人未満10人以上50人未満3)50人以上100人未満4)100人以上500人未満5)500人以上1,000人未満6)1,000人以上
		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	そ先への特定個人情報 レの提供方法	[] フラッシュメモリ [] 紙
		[O]その他 (庁内の作業で取扱うが、提供はしていない)
⑤委託先名の確認方法		相模原市情報公開条例に基づく、公開請求を行うことにより、確認することができる。
⑥委託先名		日本電気株式会社
再	⑦再委託の有無 ※	〈選択肢〉 [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない
委託	⑧再委託の許諾方法	再委託する業務内容、理由、期間及び個人情報等の取扱の有無を明記した再委託許諾申請書を提 出の上、許諾。
	⑨再委託事項	住民基本台帳ネットワークシステムパッケージ保守業務

委託	委託事項2~5		
委託事項2		バックアップテープの遠隔地保管・輸送	
①委託内容		システムのバックアップデータを記録したテープの遠隔地保管・輸送委託	
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> (選択肢> 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	 〈選択肢〉 1)1万人未満 1)1万人未満 1)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 	
	対象となる本人の 範囲 ※	システム上の保有している情報全て	
	その妥当性	災害、障害時のシステム復旧のために特定個人情報ファイルのバックアップが必要である。	
③委託先における取扱者数		〈選択肢〉 [10人以上50人未満] 1)10人未満 2)10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上	
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [〇] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		相模原市情報公開条例に基づく、公開請求を行うことにより、確認することができる。	
⑥委託先名		株式会社NXワンビシアーカイブズ	
五	⑦再委託の有無 ※	〈選択肢〉 [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない	
再委託	8再委託の許諾方法		
	9再委託事項		

委託事項3		
①委託内容		
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		〈選択肢〉 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	 〈選択肢〉 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	
	その妥当性	
③委託先における取扱者数		〈選択肢〉 1)10人未満 2)10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上
		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	f.先への特定個人情報 レの提供方法	[] フラッシュメモリ []紙
		[]その他 ()
⑤委託先名の確認方法		
⑥委託先名		
-	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [1)再委託する 2)再委託しない
再 委 託	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項4		
①委託内容		
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		〈選択肢〉 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	
	その妥当性	
③委託先における取扱者数		〈選択肢〉 1)10人未満 2)10人以上50人未満 2)3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上
		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	f.先への特定個人情報 レの提供方法	[] フラッシュメモリ [] 紙
		[]その他 ()
⑤委託先名の確認方法		
⑥委託先名		
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [1)再委託する 2)再委託しない
再 委 託	8再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項5		
①委託内容		
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		〈選択肢〉 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	
	その妥当性	
③委託先における取扱者数		〈選択肢〉 1)10人未満 2)10人以上50人未満 2)10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上
		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	氏先への特定個人情報 ルの提供方法	[] フラッシュメモリ [] 紙
2 7 1 7 2 3 X 1 X 7 3 X A		[]その他 ()
⑤委託先名の確認方法		
⑥委託先名		
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢>(選択肢>1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	9再委託事項	

委託	事項6~10	
委託事項6		
①委託内容		
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢>
	対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	
	その妥当性	
③委託先における取扱者数		 <選択肢> 1)10人未満 2)10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上
		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	活先への特定個人情報 ルの提供方法	[]フラッシュメモリ []紙
		[]その他()
⑤委託先名の確認方法		
⑥委託先名		
重	⑦再委託の有無 ※	<選択肢>(選択肢>)1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項7		
①委託内容		
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		〈選択肢〉 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	 〈選択肢〉 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	
	その妥当性	
③委託先における取扱者数		〈選択肢〉 [1)10人未満 2)10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上
		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	氏先への特定個人情報 ルの提供方法	[]フラッシュメモリ []紙
77 177 97 16 177 3 16		[]その他 ()
⑤委託先名の確認方法		
⑥委託先名		
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢>(選択肢>1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項8		
①委託内容		
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		〈選択肢〉 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	
	その妥当性	
③委託先における取扱者数		
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
		[] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		
⑥委託先名		
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [1) 再委託する 2) 再委託しない
	8再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項9		
①委託内容		
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		〈選択肢〉 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	 〈選択肢〉 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	
	その妥当性	
③委託先における取扱者数		〈選択肢〉 [1)10人未満 2)10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上
		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	氏先への特定個人情報 ルの提供方法	[]フラッシュメモリ []紙
77 177 47 12 177 12		[]その他 ()
⑤委託先名の確認方法		
⑥委託先名		
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢>(選択肢>1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項10		
①委託内容		
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		〈選択肢〉 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	
	その妥当性	
③委託先における取扱者数		〈選択肢〉 1)10人未満 2)10人以上50人未満 2)3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上
		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	そ先への特定個人情報 レの提供方法	[] フラッシュメモリ [] 紙
) // ()]E // J/A		[]その他 ()
⑤委託先名の確認方法		
⑥委託先名		
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [1)再委託する 2)再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	9再委託事項	

委託	委託事項11~15			
委託事項11				
①委詞	千内容			
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		〈選択肢〉 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部		
	対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上		
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>			
	その妥当性			
③委託先における取扱者数		〈選択肢〉(選択肢〉1)10人未満2)10人以上50人未満3)50人以上100人未満4)100人以上500人未満5)500人以上1,000人未満6)1,000人以上		
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()		
⑤委託先名の確認方法				
⑥委託先名				
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [1) 再委託する 2) 再委託しない		
	⑧再委託の許諾方法			
	9再委託事項			

委託事項12		
①委託内容		
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		〈選択肢〉 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	
	その妥当性	
③委託先における取扱者数		<選択肢>1)10人未満2)10人以上50人未満3)50人以上100人未満4)100人以上500人未満5)500人以上1,000人未満6)1,000人以上
		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	そ先への特定個人情報 レの提供方法	[]フラッシュメモリ []紙
		[]その他 ()
⑤委託先名の確認方法		
⑥委託先名		
再委託	⑦再委託の有無 ※	く選択肢> [1)再委託する 2)再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項13		
①委託内容		
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		〈選択肢〉 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	 〈選択肢〉 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	
	その妥当性	
③委託先における取扱者数		〈選択肢〉 [1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	モ先への特定個人情報 ルの提供方法	[]フラッシュメモリ []紙
2 7 1 7 2 3 X 1 X 7 3 X A		[]その他 ()
⑤委託先名の確認方法		
⑥委託先名		
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢>(選択肢>1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項14		
①委託内容		
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		〈選択肢〉 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	 〈選択肢〉 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	
	その妥当性	
③委託先における取扱者数		〈選択肢〉 [1)10人未満 2)10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上
		[]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	氏先への特定個人情報 ルの提供方法	[]フラッシュメモリ []紙
2 7 1 7 2 3 X 1 X 7 3 X A		[]その他 ()
⑤委託先名の確認方法		
⑥委託先名		
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢>(選択肢>1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	9再委託事項	

委託事項15		
①委託内容		
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		〈選択肢〉 [1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	 〈選択肢〉 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	
	その妥当性	
③委託先における取扱者数		〈選択肢〉 [1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	氏先への特定個人情報 ルの提供方法	[]フラッシュメモリ []紙
		[]その他 ()
⑤委託先名の確認方法		
⑥委託先名		
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢>(選択肢>1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	9再委託事項	

委託	事項16~20	
委託事項16		
①委託内容		
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		〈選択肢〉 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	
	その妥当性	
③委言	そ先における取扱者数	〈選択肢〉 1)10人未満 2)10人以上50人未満 [3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		
⑥委託先名		
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	9再委託事項	

委託事項17		
①委託内容		
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		〈選択肢〉 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	
	その妥当性	
③委託先における取扱者数		〈選択肢〉 (選択肢〉 1)10人未満 2)10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上
		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	氏先への特定個人情報 ルの提供方法	[] フラッシュメモリ [] 紙
		[]その他 ()
⑤委託先名の確認方法		
⑥委託先名		
亩	⑦再委託の有無 ※	<選択肢>(選択肢>1) 再委託する 2) 再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	
	9再委託事項	

委託事項18		
①委託内容		
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		〈選択肢〉 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	 〈選択肢〉 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	
	その妥当性	
③委託先における取扱者数		〈選択肢〉 [1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
		[]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	氏先への特定個人情報 ルの提供方法	[]フラッシュメモリ []紙
		[]その他 ()
⑤委託先名の確認方法		
⑥委託先名		
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [1) 再委託する 2) 再委託しない
再 委 託	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項19		
①委託内容		
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		〈選択肢〉 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	
	その妥当性	
③委言	モ先における取扱者数	〈選択肢〉 1)10人未満 2)10人以上50人未満 [3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上
		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	モ先への特定個人情報 レの提供方法	[]フラッシュメモリ []紙
ファイルの発展の近		[]その他 ()
⑤委託先名の確認方法		
⑥委託先名		
重	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [1) 再委託する 2) 再委託しない
再 委 託	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項20		
①委託内容		
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		〈選択肢〉 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	
	その妥当性	
③委託先における取扱者数		〈選択肢〉 1)10人未満 2)10人以上50人未満 2)10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上
		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	氏先への特定個人情報 ルの提供方法	[]フラッシュメモリ []紙
5 7 175 07 IAC XX 175 174		[]その他 ()
⑤委託先名の確認方法		
⑥委託先名		
五	⑦再委託の有無 ※	く選択肢> [1)再委託する 2)再委託しない
再 委 託	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)
提供・移転の有無	[O]提供を行っている (3)件 [O]移転を行っている (1)件
1年 19年207日 無	[] 行っていない
提供先1	都道府県
①法令上の根拠	住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)
②提供先における用途	①市町村より受領した住民の本人確認情報の変更情報(当該提供情報)を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルの当該住民に係る情報を更新し、機構に通知する。 ②住基法に基づいて、本人確認情報の提供及び利用等を行う。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 ※消除者を含む
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線
(⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
少提供 月本	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[〇]その他 (住基ネット)
⑦時期·頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度、随時。

提供先2~5		
提供先2	都道府県及び地方公共団体情報システム機構(機構)	
①法令上の根拠	住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)	
②提供先における用途	住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と 都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合す ることを確認する。	
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日	
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 ※消除者を含む	
⑥提供方法	[]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール [O]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ []紙 [O]その他 (住基ネット)	
⑦時期·頻度	必要に応じて随時(1年に1回程度)。	
提供先3	住民基本台帳法(平成28年1月1日施行)別表第2及び別表第4に掲げる住民基本台帳ネットワーク システムを利用できる事務	
①法令上の根拠	住民基本台帳法(平成28年1月1日施行)別表第2及び別表第4 番号法第9条第2項	
②提供先における用途	事務における個人番号の真正性の確認	
③提供する情報	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号等住民票関連情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	 〈選択肢〉 1)1万人未満 1,000万人以上 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳法(平成28年1月1日施行)別表第2及び別表第4に掲げる住民基本台帳ネットワーク システムを利用できる事務において、個人番号の真正性の確認の必要性のある者	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [O] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ())	
⑦時期·頻度	随時	

提供先4		
①法令上の根拠		
②提供先における用途		
③提供する情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線	
 ⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
	[] フラッシュメモリ [] 紙	
	[] その他 ()	
⑦時期·頻度		
		_
提供先5		
提供先5 ①法令上の根拠		
①法令上の根拠		
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象とな	<選択肢>	
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象とな	1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満	
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象とな	1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満	
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上	
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象とな	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 []情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	

提供先6~10	
提供先6	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他 ())
⑦時期·頻度	
提供先7	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[] その他 ()
⑦時期・頻度	

提供先8		
①法令上の根拠		
②提供先における用途		
③提供する情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線	
6提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
	[] フラッシュメモリ []紙	
	[]その他()	
⑦時期·頻度		
		_
提供先9		
提供先9 ①法令上の根拠		
①法令上の根拠		_
①法令上の根拠 ②提供先における用途	<選択肢>	
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象とな	1) 1万人未満 [2) 1万人以上10万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満	
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象とな	1) 1万人未満 [2) 1万人以上10万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満	
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象とな	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 []情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	

提供先10	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
少挺供 刀	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	

提供先11~15	
提供先11	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他 ())
⑦時期·頻度	
提供先12	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[] フラッシュメモリ []紙
	[] その他 ()
⑦時期·頻度	

提供先13		
①法令上の根拠		
②提供先における用途		
③提供する情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線	
 ⑥提供方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除	: <.)
© IALIVOJ IA	[] フラッシュメモリ [] 紙	
	[]その他 ()
⑦時期·頻度		
提供先14		
提供先14 ①法令上の根拠		
①法令上の根拠		
①法令上の根拠 ②提供先における用途	<選択肢>	
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象とな	1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満	
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象とな	1) 1万人未満 [2) 1万人以上10万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満	
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	;< ₀)
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象とな	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 []情報提供ネットワークシステム []専用線	;<₀)
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 []情報提供ネットワークシステム	;< ₀)

提供先15	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
少徒供力法	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	

提供先16~20		
提供先16		
①法令上の根拠		
②提供先における用途		
③提供する情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		
⑥提供方法	[]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他 ())	
⑦時期·頻度		
提供先17		
①法令上の根拠		
②提供先における用途		
③提供する情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線	
⑥提供方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
© IK IV/J IA	[] フラッシュメモリ []紙	
	[]その他 ()	
⑦時期·頻度		

提供先18		
①法令上の根拠		
②提供先における用途		
③提供する情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線	
 ⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く	(。)
© IALIVOJ IA	[] フラッシュメモリ [] 紙	
	[]その他 ()
⑦時期·頻度		
提供先19		
提供先19 ①法令上の根拠		
①法令上の根拠		
①法令上の根拠 ②提供先における用途	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象とな	1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満	
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象とな	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満	
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	(°)
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象とな	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 []情報提供ネットワークシステム []専用線	(°)
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 []情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く	(.)

提供先20	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	 〈選択肢〉 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他 ()
⑦時期·頻度	
移転先1	住民基本台帳法(平成28年1月1日施行)別表第2及び別表第4に掲げる住民基本台帳ネットワーク システムを利用できる事務
①法令上の根拠	住民基本台帳法(平成28年1月1日施行)別表第2及び別表第4
②移転先における用途	事務における個人番号の真正性の確認
③移転する情報	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号等住民票関連情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳法(平成28年1月1日施行)別表第2及び別表第4に掲げる住民基本台帳ネットワーク システムを利用できる事務において、個人番号の真正性の確認の必要性のある者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [O] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ())
⑦時期·頻度	随時

移転先2~5	
移転先2	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ())
⑦時期·頻度	
移転先3	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
	[] 庁内連携システム [] 専用線
⑥移転方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	

移転先4	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
	[] 庁内連携システム [] 専用線
⑥移転方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
© 12 +473 14	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	
移転先5	
移転先5 ①法令上の根拠	
①法令上の根拠	
①法令上の根拠 ②移転先における用途	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象とな	1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象とな	1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象とな	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [] 庁内連携システム [] 専用線
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [] 庁内連携システム

移転先6~10	
移転先6	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ())
⑦時期·頻度	
移転先7	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
	[]庁内連携システム []専用線
⑥移転方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[] オ
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	

移転先8	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
	[] 庁内連携システム [] 専用線
⑥移転方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
© 12 +473 14	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	
移転先9	
移転先9 ①法令上の根拠	
①法令上の根拠	
①法令上の根拠 ②移転先における用途	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象とな	1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象とな	1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象とな	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [] 庁内連携システム [] 専用線
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 []庁内連携システム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)

移転先10	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
	[] 庁内連携システム [] 専用線
⑥移転方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⊕19∓Δ7 J7 Δ	[] フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	
移転先11~15	
移転先11	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
	[] 庁内連携システム [] 専用線
⑥移転方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
© IJTAJJ <i>I</i> A	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他()
⑦時期·頻度	

移転先12	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
	[]庁内連携システム []専用線
⑥移転方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
@19 TA7J 7A	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[] その他 ()
⑦時期·頻度	
移転先13	
移転先13 ①法令上の根拠	
①法令上の根拠	
①法令上の根拠 ②移転先における用途	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上10万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象とな	1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象とな	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象とな	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [] 庁内連携システム [] 専用線
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [] 庁内連携システム

移転先14	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
	[] 庁内連携システム [] 専用線
⑥移転方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
@19 TA7J 7A	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	
移転先15	
移転先15 ①法令上の根拠	
①法令上の根拠	
①法令上の根拠 ②移転先における用途	<選択肢>
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象とな	1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象とな	1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象とな	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [] 庁内連携システム [] 専用線
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 []庁内連携システム

移転先16~20	
移転先16	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ())
⑦時期·頻度	
移転先17	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期·頻度	

移転先18	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
	[]庁内連携システム []専用線
。 ⑥移転方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
© 13 +4/3 /4	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[] その他 ()
⑦時期·頻度	
移転先19	
移転先19 ①法令上の根拠	
①法令上の根拠	
①法令上の根拠 ②移転先における用途	<選択肢>
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象とな	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象とな	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象とな	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [] 庁内連携システム [] 専用線
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [] 庁内連携システム

移転先20							
①法令上の根拠							
②移転先におけ	る用途						
③移転する情報	₹						
④移転する情報の対象となる本人の数		[1) 2) 3) 4)	10万人以	:満 上10万人未満 以上100万人未満 以上1,000万人未満
⑤移転する情報 る本人の範囲	の対象とな						
		[] 庁内連携シスラ	FД		[]専用線
6 移転方法		[] 電子メール			[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
○19 ₹17 7 Δ		[] フラッシュメモリ	I		[] 紙
		[] その他 ()
⑦時期·頻度							
6. 特定個人情報の保管・消去							
①保管場所 ※		入退:	室管理を行っている				ーバラック内に保管する。
②保管期間	期間	[20年以上]	く選択肢 1) 1年未 4) 3年 7) 6年以 10) 定め	満 上10年未	2)1年 3)2年 5)4年 6)5年 ミ満 8)10年以上20年未満 9)20年以上 ない
	その妥当性	②住.	民票の記載の修正	前の本人	確認情報(履歴情報	に記載の修正の通知を受けるまで保管する。 報)及び消除者の本人確認情報は、住民基本台 0年間)保管する。
③消去方法		本人	確認情報ファイル(こ記録される	たデータを	システム	ムにて自動判別し消去する。
7. 備考							
		_					

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

(3)送付先情報ファイル(住民基本台帳ネットワークシステム)

2. 基本	情報	
①ファイル	レの種類 ※	<選択肢> (選択肢> 1)システム用ファイル 2)その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数		<選択肢>
③対象と	なる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)
	その必要性	番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。また、通知カード所持者にあっては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。機構は、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき、これらの事務を実施する。
④記録さ	れる項目	<選択肢>
	主な記録項目 ※	・識別情報
	その妥当性	①個人番号、4情報、その他住民票関係情報 個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ②その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を機構が行うために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開	始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署		区政推進課、緑区役所区民課、中央区役所区民課、南区役所区民課、まちづくりセンター(大沢、城山、津久井、相模湖、藤野、大野北、田名、上溝、大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林)

3. 特定	個人情報の)入手•	使用	
		[]本人又は本人の代理人		
			[]評価実施機関内の他部署 ()	
①入手元	= ×		[]行政機関・独立行政法人等 ()	
	- ×		[] 地方公共団体・地方独立行政法人 ()	
			[]民間事業者 ()	
			[〇] その他 (自部署)	
			[]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ	J
②入手方	7法		[]電子メール []専用線 []庁内連携システム	
	772		[]情報提供ネットワークシステム	
			[〇]その他 (住民記録システム)	
③入手の)時期•頻度		使用開始日から個人番号通知書送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送 先情報をまとめて入手する(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度入手する)。	:付
④入手に	係る妥当性		送付先情報の提供手段として住基ネットを用いるため、市町村CSにデータを格納する必要がある。	Þ
⑤本人^	の明示		個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務 ※本人へ明示する場合には、明示方法について記載する。	;)
⑥使用目]的 ※		個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構にし、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	
	変更の妥当	i性	_	
	使用 ※	部署	区政推進課、緑区役所区民課、中央区役所区民課、南区役所区民課、まちづくりセンター(大沢、城山、津久井、相模湖、藤野、大野北、田名、上溝、大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林)	 或
⑦使用の		者数	 <選択肢> 100人以上500人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上 	
⑧使用方法 ※			・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カーに関し機構が処理する事務)に基づいて行う機構に対し提供する(住民記録システム→市町村CS)は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	ード
情報の突合 ※		*	入手した送付先情報に含まれる4情報等の変更の有無を確認する(最新の4情報等であることを確する)ため、機構(全国サーバ)が保有する「機構保存本人確認情報」との情報の突合を行う。	認
情報の統計分析 ※		分析	なし	
権利利益に影響を与え得る決定 ※			なし	
⑨使用開始日			平成27年10月5日	_

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託				
委託の有無 ※		[委託する 3 (選択肢> (変託しない (変形する (変形する			
委託	事項1	住民基本台帳ネットワークシステム市町村CSの運用保守業務			
①委詢	七内容	市町村CSシステムの運用保守業務を行うにあたり、必要な範囲で送付先情報ファイルの取り扱いを 委託			
	吸いを委託する特定個 ファイルの範囲	<選択肢> (選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部			
	対象となる本人の数	<選択肢>			
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	区域内の住民			
	その妥当性	市町村CSシステムの運用保守において、データバックアップ等を行なうにあたり、本人確認情報ファイルの全体を取扱う必要があるため。			
③委託先における取扱者数		<選択肢>10人以上50人未満10人以上50人未満3)50人以上100人未満4)100人以上500人未満5)500人以上1,000人未満6)1,000人以上			
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙			
		[O]その他 (庁内の作業で取扱うが、提供はしていない)			
⑤委託先名の確認方法		相模原市情報公開条例に基づく、公開請求を行うことにより、確認することができる。			
⑥委託先名		日本電気株式会社			
.	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない			
再委託	⑧再委託の許諾方法	再委託する業務内容、理由、期間及び個人情報等の取扱の有無を明記した再委託許諾申請書を提 出の上、許諾。			
	⑨再委託事項	住民基本台帳ネットワークシステムパッケージ保守業務			

委託	委託事項2~5				
委託事項2		バックアップテープの遠隔地保管・輸送			
①委託内容		システムのバックアップデータを記録したテープの遠隔地保管・輸送委託			
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		〈選択肢〉[特定個人情報ファイルの全体2)特定個人情報ファイルの一部			
	対象となる本人の数	 〈選択肢〉 1)1万人未満 1)1万人未満 1)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 			
	対象となる本人の 範囲 ※	システム上の保有している情報全て			
	その妥当性	災害、障害時のシステム復旧のために特定個人情報ファイルのバックアップが必要である。			
③委託先における取扱者数		〈選択肢〉 [10人以上50人未満] 1)10人未満 2)10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上			
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [O] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()			
⑤委託先名の確認方法		相模原市情報公開条例に基づく、公開請求を行うことにより、確認することができる。			
⑥委託先名		株式会社ワンビシアーカイブズ			
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1) 再委託する 2) 再委託しない			
再 委 託	⑧再委託の許諾方法				
	9再委託事項				

委託事項3		
①委託内容		
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		〈選択肢〉 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	 〈選択肢〉 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	
	その妥当性	
③委託先における取扱者数		〈選択肢〉 1)10人未満 2)10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上
		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	f.先への特定個人情報 レの提供方法	[] フラッシュメモリ []紙
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		[]その他 ()
⑤委訂	氏先名の確認方法	
⑥委託先名		
H	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [1)再委託する 2)再委託しない
再 委 託	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項4		
①委託内容		
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		〈選択肢〉 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	
	その妥当性	
③委託先における取扱者数		〈選択肢〉 1)10人未満 2)10人以上50人未満 2)3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上
		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	f.先への特定個人情報 レの提供方法	[] フラッシュメモリ [] 紙
		[]その他 ()
⑤委託先名の確認方法		
⑥委託先名		
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [1)再委託する 2)再委託しない
	8再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項5		
①委託内容		
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		〈選択肢〉 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	 〈選択肢〉 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	
	その妥当性	
③委託先における取扱者数		〈選択肢〉 1)10人未満 2)10人以上50人未満 2)3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上
		[]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	氏先への特定個人情報 ルの提供方法	[]フラッシュメモリ []紙
		[]その他 ()
⑤委託先名の確認方法		
⑥委託先名		
*	⑦再委託の有無 ※	<選択肢>(選択肢>1) 再委託する 2) 再委託しない
再 委 託	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託	委託事項6~10				
委託	事項6				
①委詞	托内容				
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢>			
	対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上			
	対象となる本人の 範囲 ※				
	その妥当性				
③委託先における取扱者数		 <選択肢> 1)10人未満 2)10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上 			
		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)			
	活先への特定個人情報 ルの提供方法	[]フラッシュメモリ []紙			
		[]その他()			
⑤委詞	托先名の確認方法				
⑥委託先名					
声	⑦再委託の有無 ※	<選択肢>(選択肢>)1)再委託する 2)再委託しない			
再委託	⑧再委託の許諾方法				
	⑨再委託事項				

委託事項7		
①委託内容		
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		〈選択肢〉 [1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	 〈選択肢〉 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	
	その妥当性	
③委託先における取扱者数		〈選択肢〉 [1)10人未満 2)10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上
		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	氏先への特定個人情報 ルの提供方法	[]フラッシュメモリ []紙
		[]その他 ()
⑤委訂	毛先名の確認方法	
⑥委託先名		
-	⑦再委託の有無 ※	<選択肢>(選択肢>1) 再委託する 2) 再委託しない
再 委 託	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項8		
①委託内容		
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		〈選択肢〉 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	
	その妥当性	
③委託先における取扱者数		〈選択肢〉 1)10人未満 2)10人以上50人未満 2)10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上
		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	€先への特定個人情報 レの提供方法	[]フラッシュメモリ []紙
		[] その他 ()
⑤委詞	氏先名の確認方法	
⑥委託先名		
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [1) 再委託する 2) 再委託しない
	8再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項9		
①委託内容		
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		〈選択肢〉 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	 〈選択肢〉 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	
	その妥当性	
③委託先における取扱者数		〈選択肢〉 [1)10人未満 2)10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上
		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	氏先への特定個人情報 ルの提供方法	[]フラッシュメモリ []紙
		[]その他 ()
⑤委託先名の確認方法		
⑥委託先名		
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢>(選択肢>1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項10		
①委託内容		
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		〈選択肢〉 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	
	その妥当性	
③委託先における取扱者数		〈選択肢〉 1)10人未満 2)10人以上50人未満 2)3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上
		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	f.先への特定個人情報 レの提供方法	[] フラッシュメモリ [] 紙
27 177 47 12 1773 12		[]その他 ()
⑤委訂	代先名の確認方法	
⑥委託先名		
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [1)再委託する 2)再委託しない
	8再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託	委託事項11~15		
委託事項11			
①委詞	千内容		
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		〈選択肢〉 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上	
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>		
	その妥当性		
③委託先における取扱者数		〈選択肢〉 1)10人未満 2)10人以上50人未満 [3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上	
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法			
⑥委託先名			
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	9再委託事項		

委託事項12		
①委託内容		
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		〈選択肢〉 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	
	その妥当性	
③委託先における取扱者数		〈選択肢〉 1)10人未満 2)10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
		[]フラッシュメモリ []紙
		[]その他 ()
⑤委託先名の確認方法		
⑥委託先名		
亩	⑦再委託の有無 ※	く選択肢> [1)再委託する 2)再委託しない
再 委 託	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項13		
①委託内容		
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		〈選択肢〉 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	 〈選択肢〉 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	
	その妥当性	
③委託先における取扱者数		〈選択肢〉 [1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	氏先への特定個人情報 ルの提供方法	[]フラッシュメモリ []紙
7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7		[]その他 ()
⑤委託先名の確認方法		
⑥委託先名		
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢>(選択肢>1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項14		
①委託内容		
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		〈選択肢〉 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	 〈選択肢〉 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	
	その妥当性	
③委託先における取扱者数		〈選択肢〉 [1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	モ先への特定個人情報 ルの提供方法	[]フラッシュメモリ []紙
		[]その他 ()
⑤委託先名の確認方法		
⑥委託先名		
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢>(選択肢>1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項15		
①委託内容		
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		〈選択肢〉 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	 〈選択肢〉 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	
	その妥当性	
③委託先における取扱者数		〈選択肢〉 1)10人未満 2)10人以上50人未満 2)10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上
		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	モ先への特定個人情報 ルの提供方法	[]フラッシュメモリ []紙
7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7		[]その他 ()
⑤委詢	毛先名の確認方法	
⑥委託先名		
田	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [1) 再委託する 2) 再委託しない
再 委 託	⑧再委託の許諾方法	
	9再委託事項	

委託	委託事項16~20		
委託事項16			
①委詞	千内容		
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		〈選択肢〉 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上	
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>		
	その妥当性		
③委託先における取扱者数		〈選択肢〉 1)10人未満 2)10人以上50人未満 [3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上	
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
5委請	モ先名の確認方法		
⑥委託先名			
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	9再委託事項		

委託事項17		
①委託内容		
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		〈選択肢〉 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	
	その妥当性	
③委託先における取扱者数		〈選択肢〉 (選択肢〉 1)10人未満 2)10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上
		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	氏先への特定個人情報 ルの提供方法	[] フラッシュメモリ [] 紙
7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7		[]その他 ()
⑤委託先名の確認方法		
⑥委託先名		
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢>(選択肢>1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	9再委託事項	

委託事項18		
①委託内容		
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		〈選択肢〉 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	 〈選択肢〉 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	
	その妥当性	
③委託先における取扱者数		〈選択肢〉 [1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	氏先への特定個人情報 ルの提供方法	[]フラッシュメモリ []紙
7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7		[]その他 ()
⑤委託先名の確認方法		
⑥委託先名		
声	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [1) 再委託する 2) 再委託しない
再 委 託	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項19		
①委託内容		
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		〈選択肢〉 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	
	その妥当性	
③委託先における取扱者数		〈選択肢〉 1)10人未満 2)10人以上50人未満 [3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上
		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	モ先への特定個人情報 レの提供方法	[]フラッシュメモリ []紙
		[]その他 ()
⑤委託先名の確認方法		
⑥委託先名		
亩	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [1) 再委託する 2) 再委託しない
再 委 託	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託	事項20	
①委請	托内容	
	及いを委託する特定個 はファイルの範囲	〈選択肢〉 [1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	
	その妥当性	
③委言	モ先における取扱者数	〈選択肢〉 1)10人未満 2)10人以上50人未満 2)10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上
		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	氏先への特定個人情報 ルの提供方法	[]フラッシュメモリ []紙
		[]その他 ()
⑤委詞	毛先名の確認方法	
⑥委 記	 七先名	
五	⑦再委託の有無 ※	く選択肢> [1)再委託する 2)再委託しない
再 委 託	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)
提供・移転の有無	[O] 提供を行っている (1)件 [] 移転を行っている ()件
提供 移転の有無	[] 行っていない
提供先1	地方公共団体情報システム機構(機構)
①法令上の根拠	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)
②提供先における用途	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務) に基づき個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。
③提供する情報	別添2のとおり。
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線
 ⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
少提供 力法	[] フラッシュメモリ []紙
	[〇]その他 (住基ネット)
⑦時期·頻度	使用開始日から個人番号通知書送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付 先情報をまとめて提供する(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する)。

提供先2~5		
提供先2		
①法令上の根拠		
②提供先における用途		
③提供する情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		
⑥提供方法	[]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他 ()	
⑦時期·頻度		
提供先3		
①法令上の根拠		
②提供先における用途		
③提供する情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線	
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
	[] フラッシュメモリ [] 紙	
	[]その他 ()	
⑦時期·頻度		

提供先4		
①法令上の根拠		
②提供先における用途		
③提供する情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線	
 ⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
	[] フラッシュメモリ [] 紙	
	[]その他()	
⑦時期·頻度		
		_
提供先5		
提供先5 ①法令上の根拠		
①法令上の根拠		
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象とな	<選択肢>	
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象とな	1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満	
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象とな	1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満	
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上	
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象とな	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 []情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	

提供先6~10	
提供先6	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他 ())
⑦時期·頻度	
提供先7	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[] その他 ()
⑦時期・頻度	

提供先8		
①法令上の根拠		
②提供先における用途		
③提供する情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線	
6提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
	[] フラッシュメモリ []紙	
	[]その他()	
⑦時期·頻度		
		_
提供先9		
提供先9 ①法令上の根拠		
①法令上の根拠		_
①法令上の根拠 ②提供先における用途	<選択肢>	
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象とな	1) 1万人未満 [2) 1万人以上10万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満	
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象とな	1) 1万人未満 [2) 1万人以上10万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満	
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象とな	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 []情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	

提供先10	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線
○ +□ #+ >+	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥提供方法	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	

提供先11~15	
提供先11	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他 ())
⑦時期·頻度	
提供先12	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[] フラッシュメモリ []紙
	[] その他 ()
⑦時期·頻度	

提供先13		
①法令上の根拠		
②提供先における用途		
③提供する情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線	
 ⑥提供方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除	: <.)
© IALIVOJ IA	[] フラッシュメモリ [] 紙	
	[]その他 ()
⑦時期·頻度		
提供先14		
提供先14 ①法令上の根拠		
①法令上の根拠		
①法令上の根拠 ②提供先における用途	<選択肢>	
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象とな	1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満	
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象とな	1) 1万人未満 [2) 1万人以上10万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満	
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	;< ₀)
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象とな	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 []情報提供ネットワークシステム []専用線	;< ₀)
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 []情報提供ネットワークシステム	;< ₀)

提供先15	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
少徒供力法	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	

提供先16~20		
提供先16		
①法令上の根拠		
②提供先における用途		
③提供する情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		
⑥提供方法	[]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他 ())	
⑦時期·頻度		
提供先17		
①法令上の根拠		
②提供先における用途		
③提供する情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線	
⑥提供方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
© IK IV/J IA	[] フラッシュメモリ []紙	
	[]その他 ()	
⑦時期·頻度		

提供先18		
①法令上の根拠		
②提供先における用途		
③提供する情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線	
 ⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く	(。)
© IALIVOJ IA	[] フラッシュメモリ [] 紙	
	[]その他 ()
⑦時期·頻度		
提供先19		
提供先19 ①法令上の根拠		
①法令上の根拠		
①法令上の根拠 ②提供先における用途	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象とな	1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満	
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象とな	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満	
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	(°)
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象とな	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 []情報提供ネットワークシステム []専用線	(°)
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 []情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く	(.)

提供先20	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線
 ⑥提供方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	
移転先1	
移転先1 ①法令上の根拠	
①法令上の根拠	
①法令上の根拠 ②移転先における用途	<選択肢>
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象とな	1)1万人未満
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象とな	1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象とな	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [] 庁内連携システム

移転先2~5	
移転先2	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期·頻度	
移転先3	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ []紙 [] その他 ()
⑦時期·頻度	

移転先4	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
	[]庁内連携システム []専用線
 ⑥移転方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	
移転先5	
移転先5 ①法令上の根拠	
15 1475	
①法令上の根拠	
①法令上の根拠 ②移転先における用途	<選択肢>
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象とな	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象とな	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象とな	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [] 庁内連携システム

移転先6~10	
移転先6	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙
⑦時期·頻度	[] その他 ()
移転先7	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ []紙 [] その他 ()
⑦時期·頻度	

移転先8	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
	[]庁内連携システム []専用線
 ⑥移転方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	
移転先9	
移転先9 ①法令上の根拠	
①法令上の根拠	
①法令上の根拠 ②移転先における用途	<選択肢>
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象とな	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象とな	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象とな	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [] 庁内連携システム

移転先10	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
	[] 庁内連携システム [] 専用線
 ⑥移転方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
○19 +4 7 7 7 4	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	
移転先11~15	
移転先11	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
	[] 庁内連携システム [] 専用線
 ⑥移転方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⊗ 17 TA/J IA	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
⑦時期・頻度	

移転先12	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
	[]庁内連携システム []専用線
 ⑥移転方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	
移転先13	
移転先13 ①法令上の根拠	
15 1475	
①法令上の根拠	
①法令上の根拠 ②移転先における用途	<選択肢>
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象とな	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象とな	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象とな	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [] 庁内連携システム

移転先14	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
	[]庁内連携システム []専用線
 ⑥移転方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	
移転先15	
移転先15 ①法令上の根拠	
15 145 5	
①法令上の根拠	
①法令上の根拠 ②移転先における用途	<選択肢>
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象とな	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象とな	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象とな	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [] 庁内連携システム

移転先16~20	
移転先16	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期·頻度	
移転先17	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期·頻度	

移転先18	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
	[]庁内連携システム []専用線
 ⑥移転方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
© 17 TA737A	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	
移転先19	
移転先19 ①法令上の根拠	
①法令上の根拠	
①法令上の根拠 ②移転先における用途	<選択肢>
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象とな	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象とな	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象とな	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [] 庁内連携システム

移転先20							
①法令上の根拠	T.						
②移転先におけ	る用途						
③移転する情報	ţ						
④移転する情報の対象となる本人の数		[1) 17 2) 17 3) 10 4) 10	万人以 0万人	
⑤移転する情報 る本人の範囲	の対象とな						
		[] 庁内連携シスラ	- لم		[]専用線
 ⑥移転方法		[] 電子メール			[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
₩ 19 1 47 J 7Δ		[] フラッシュメモリ			[]紙
		[]その他 ()
⑦時期·頻度							
6. 特定個人情	青報の保管・	消去					
①保管場所 ※		入退:	室管理を行っている	る部屋に認	设置し、施錠し	たサー	- バラック内に保管する。
②保管期間	期間	[1年未満]	<選択肢> 1)1年未満 4)3年 7)6年以上1 10)定められ		2)1年 3)2年 5)4年 6)5年 5満8)10年以上20年未満9)20年以上 ない
	その妥当性		先情報は機構への 速やかに削除する。			また、	送付後の変更は行わないことから、セキュリティ
③消去方法			期間が到来した送 みとする。	付先情報(は、機構より打	旨定さ	れた方法により、システム上、一括して消去する
7. 備考							

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	
(1)住民記録ファイル(住民記録システム) 別添2-1「住民記録ファイル項目」のとおり	
(2)本人確認情報ファイル(住民基本台帳ネットワークシステム) 別添2-2「本人確認情報ファイル(住民基本台帳ネットワークシステム)」	
(3)送付先情報ファイル(住民基本台帳ネットワークシステム) 別添2-3「送付先情報ファイル(住民基本台帳ネットワークシステム)」のとおり	

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1®を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

(1)住民記録ファイル(住民記録システム)

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

2. 特定個人情報の入手	(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)						
リスク1: 目的外の入手が行	リスク1: 目的外の入手が行われるリスク						
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	〈運用における措置〉・本人確認は顔写真入りの官公署発行の免許証等の提示を求め、持っていない場合には被保険者証など名前入りの複数の証明となるものの提示を求めるほか、聴聞等で補足的に確認をする。・その他、個人情報の取り扱いに関しては、相模原市特定個人情報等の適正な取扱いの確保に関する規程(以下「市特定個人情報等取扱い規程」という。)に則して取扱う。・窓口で受付を行った後、住民異動届とシステムの入力内容を照合し、確認を行う。 〈中間サーバーコネクタにおける措置〉中間サーバーコネクタにおける措置〉中間サーバーコネクタでは、団体内統合宛名番号の付番にあたり、個人番号で一意に識別することで、個人に対して複数の団体内統合宛名番号は付番されないため、団体内統合宛名番号は団体内において個人と1対1対応となる。 ※不正データ(1対1とならないデータ)が混入した場合は、目視によるチェックが行える機能により不正データの是正をおこなう。また、ユーザあるいはグループ単位でアクセス制限を付与できるため、不必要な情報へのアクセスを防止できる。						
必要な情報以外を入手する ことを防止するための措置の 内容	〈運用における措置〉・住民からの届出等については、必要な情報のみを記入する様式にしており、必要な情報以外は入手しない。 ・必要な情報以外を誤って記載することがないよう、記入例等の案内書類を整備する。 ・窓口対応者が記入方法の指導と内容の確認を行い、誤って不要な情報を記載させない。 〈住民記録システムにおける措置〉・システムにより、必要な事項以外は入手できないようにする。 〈中間サーバーコネクタにおける措置〉 中間サーバーコネクタでは、ユーザあるいはグループ単位でアクセス権限を付与でき、不必要な情報へのアクセスを防止する。						
その他の措置の内容	<運用における措置> 相模原市住民票の写し等交付及び住民異動届受理に係る事務取扱要綱に基づき対応を行う。						
リスクへの対策は十分か	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
リスク2: 不適切な方法で入	- 手が行われるリスク						
リスクに対する措置の内容	〈運用における措置〉・住民記録に関する各届出においては、本人あるいは、代理人による届出のみを受付することとし、受付の際は必ず本人あるいは代理人の本人確認及び委任状の確認を行うこととしている。(住基法第27条第2項及び第3項)・個人番号は原則、住民票の写し以外では明示せず、住民票の写しへの記載も、本人からの特別な請求がない限り、省略して出力する。(住基法第12条第5項) 〈住基ネットにおける措置〉・住基ネットから入手する場合は、市町村CSの認証機能により特定の権限者以外は操作が行えず、またシステムの操作履歴を取得する機能(以下「ログ」という。)により、情報照会・提供の記録が保持される仕組みが確立されている。 〈中間サーバーコネクタにおける措置〉中間サーバーコネクタでは、個人番号関連業務以外は個人番号にアクセスできないよう、個人番号利用事務以外で個人番号の検索を行えないようになっている。ユーザあるいはグループ単位。また、個人番号利用事務以外では個人番号表示時にマスキング処理を実施する。						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						

リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク					
入手の際の本人確認の措置 の内容	<運用における措置> 個人番号カードの提示又は写真付きの官公署発行の免許証等の提示を受け、本人確認を行う。マイナポータルからの申請は署名用電子証明書を用いた電子署名を付与して申請させ、本人確認を行う。				
個人番号の真正性確認の措置の内容	<運用における措置> ・個人番号カードにより真正性の確認を行う。 ・必要に応じ、住民記録システムで個人番号の真正性の確認を行う。				
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<運用における措置> 住民票の記載等、特定個人情報の入力・修正・削除を行う際は、異動対象者または入力内容に誤りの無いよう、担当者によるチェックを実施する。 <住民記録システムにおける措置> 個人番号入力時においては、誤入力を防止するため検査用数字(チェックデジット)の検査が実装されている。				
その他の措置の内容	<運用における措置> 相模原市住民票の写し等交付及び住民異動届受理に係る事務取扱要綱に基づき対応を行う。 <中間サーバーコネクタにおける措置> ・中間サーバーコネクタでは、個人番号に変更が発生しても団体内統合宛名番号に変更はなく、個人番号変更時には、変更前と変更後の個人番号を必須として団体内統合宛名番号を管理する。 ・中間サーバーコネクタでは、個人番号の入手にあたっては、検査用数字(チェックデジット)を確認する。				
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
リスク4: 入手の際に特定個	人情報が漏えい・紛失するリスク				
リスクに対する措置の内容	〈運用における措置〉 ・窓口で本人または代理人が来庁した場合は、カウンターに衝立を設置し隣席からは手元が見えないようにした窓口で職員が対面して申告書などを直接収受する。 ・業務で使用する特定個人情報を含む届出書等は放置せず、閉庁時には施錠された場所で保管する。 ・事務処理段階で発生する個人情報を含む帳票類で不要となるものは、担当者が必ず内容を確認しながら他の帳票類と区分し、再度内容確認の上シュレッダーにより裁断する。 ・窓口にて記載された届書等は、施錠されたキャビネットに保管する。 〈住基ネットにおける措置〉住基ネットCSの認証、監査、証跡機能により、特定の権限者以外は操作が行えず、さらに情報照会、提供の記録が保持される仕組みが確立されている。 〈住民記録システムにおける措置〉利用できるシステムの範囲や参照できる情報を設定し、特定の権限者以外は利用できないような仕組みが確立されている。 〈中間サーバーコネクタにおける措置〉・中間サーバーコネクタにおける措置〉・中間サーバーコネクタでは、操作者によるログインからログアウトを行うまでの間、システムのアクセス状況や操作内容、データ処理内容等を追跡できるように、時系列に記録したもの(以下、「監査証跡」という。)の記録を行うこととしており、不適切な操作を抑止する効果を講じる。・中間サーバーコネクタでは、ユーザあるいはグループ単位でアクセス権限を付与でき、不必要な情報へのアクセスを防止する。				
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
特定個人情報の入手(情報提	提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置				

<運用における措置> 相模原市住民票の写し等交付及び住民異動届受理に係る事務取扱要綱、行政手続における特定の個人を識別するための番号の 利用等に関する法律に基づき対応を行う。

3. 犑	定個人情報の使用					
リスク	1: 目的を超えた紐付け	ナ、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク				
宛名注置の内	ンステム等における措 9容	〈中間サーバーコネクタにおける措置〉 ・個人番号関連業務以外は個人番号にアクセスできないよう、個人番号利用事務以外で個人番号の 検索を行えないようになっている。 ・個人番号利用事務以外では個人番号表示時にマスキング処理を実施する。				
	で使用するその他のシ における措置の内容	<住民記録システムにおける措置> ・番号制度に関する事務(システム)以外からは住民記録ファイルを直接参照できないよう、アクセス制御を実施する。 ・個人番号利用事務以外の部門において住民記録システムを使用した照会(他課照会)では、利用権限により個人番号表示時にマスキング処理を実施する。 <中間サーバーコネクタにおける措置> ・個人番号関連業務以外は個人番号にアクセスできないよう、個人番号利用事務以外で個人番号の検索を行えないようになっている。 ・個人番号利用事務以外では個人番号表示時にマスキング処理を実施する。				
その他	也の措置の内容					
リスク	への対策は十分か	[十分である] 〈選択収〉 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
リスク	2: 権限のない者(元職	哉員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク				
ュー+	デ認証の管理	(選択肢> [行っている] 1)行っている 2)行っていない				
	具体的な管理方法	<住民記録システムにおける措置>・生体認証による認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施する。・利用できる端末をシステムで管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施する。また、端末を管理するシステムにアクセスできる権限を制限する。・住民記録システムを務動するLANでは、ファイアウォールにより外部からの侵入を防御する。・操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行う。・監査証跡の記録・分析を行い、不正アクセス(操作)がないことを確認する。 〈中間サーバーコネクタおける措置〉・中間サーバーコネクタでは、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施することとしており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施する。・中間サーバーコネクタでは、システムの利用できる端末をシステムで管理することにより、不要な端末からの利用ができないような対策を実施する。・中間サーバーコネクタでは、システムの利用できる端末をシステムで管理することにより、不要な端末からの利用ができないような対策を実施する。・中間サーバーコネクタでは、パスワードの適性のチェック、有効期限の管理を行い、3ヶ月に1度、不適切なパスワードの利用の禁止や有効期限切れのパスワードの失効を実施する。・中間サーバーコネクタでは、システム間を跨る認証については、認証チェックを行うことで不正利用が行えない対策を実施する。・中間サーバーコネクタでは、生体認証を実現することで、なりすましの対策を実施する。・中間サーバーコネクタを稼動するLANでは、ファイアウォールにより外部からの侵入を防御する。・操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行う。・操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行う。・監査証跡の記録・分析を行い、不正アクセス(操作)がないことを確認する。				
アクセ 管理	ス権限の発効・失効の	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない				
	具体的な管理方法	 ✓里用における指理/*・IDの発行管理 業務ごとに更新権限の必要があるか、照会権限のみでよいかを確認し、業務に必要なアクセス権限のみを申請しなければならないものとする。 新規採用者や新規配属者は配属直後に、既所属者に対しても年に1度、毎年セキュリティ教育を実施し、市特定個人情報等取扱い規程の遵守を徹底させる。 ・失効管理 権限を有していた職員の異動退職情報を情報セキュリティ管理者が確認する。 ✓住民記録システムにおける措置>・IDの発行管理 申請に対して、情報セキュリティ管理者が対応表を確認の上、アクセス権限を付与する。・失効管理 異動退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。 				

アクセ	ス権限の管理	[行っている]	く選択肢>	のそっていたい
		<住民記録システ	/ 海田にむける	1) 行っている 世罢へ	2) 行っていない
					(事異動時など)に確認する。
		<住民記録システ 業務上アクセスが		> アクセス権を変更又は削	除する。
	具体的な管理方法				で権限付与を実施できる機能を有してい
	XITH JOH ENJA	に基づいて、その ・情報システム部 長又はその代理の	事務に必要な機能 門の長が、そのシ 者が設定の変更	能を有するユーザIDごとの ・ートに基づいてアクセス枠	の管理職が決定した各職員の事務分担 システム権限設定シートを作成する。 限の管理を行い、登録/変更の際は、 アクセス権限の登録/変更を行うための
			等、権限が不要と		理職がシステム権限設定シートを修正 たIDや権限を変更又は削除する。
特定值	固人情報の使用の記録	[記録を残	している]	<選択肢> 1) 記録を残してい。	る 2) 記録を残していない
		く住民記録システ ・アクセスログによ		> > 4年に一度記録を確認する	0.0
		住民記録システムう。	なでは、操作者に	よるログインからログアウ	トを行うまでの間、監査証跡の記録を行
	具体的な方法	・自動実行等による	る処理についても ては一定期間保存	・異動・証明発行を行った。、同様に監査証跡の記録 テし、定期的にセキュリテ	
			マクタでは、操作 ・定期間保存し、	者によるログインからログ	アウトまでの間、ログの記録を行う。 理者が検査・分析を行い、不正アクセス
その他の措置の内容		_			
リスク	への対策は十分か	[十分7	である]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 3) 課題が残されて	
リスク	3: 従業者が事務外で	使用するリスク			
リスク	に対する措置の内容	に対しても年に1度・ユーザIDをサイン・住民システムへのの・・では、システムへのののからなった。・不は、大力を大力を大力を大力を大力を大力を大力を大力を大力を大力を大力を大力を大力を大	等取がせた。 は、かでは、 は、ながせ、 体に、 は、ながせ、 は、ながせ、 は、ながせ、 は、ないでは、 は、ないでは、 は、でいいでは、 は、でいいでは、 は、でいいでは、 は、でいいでは、 でいるが、 は、でいいでは、 は、でいいでは、 は、でいいでは、 は、でいいでは、 は、でいいでは、 は、でいいでは、 は、でいいでは、 は、でいいでは、 は、でいいでは、 は、でいいでは、 は、でいいでは、 は、でいいでは、 は、でいいでは、 は、でいいでは、 は、でいいでは、 は、でいいでは、 は、でいいでは、 は、でいいでは、 は、でいいでは、 は、でいいでは、 は、でいいでは、 は、でいいでは、 は、でいいでは、 は、でいいでは、 は、でいいでは、 は、でいいでは、 は、でいいでは、 は、でいいでは、 は、でいいでは、 は、でいいでは、 は、でいいでは、 は、でいいでは、 は、でいいでは、 は、でいいでは、 は、でいいでは、 は、でいいでは、 は、でいいでは、 は、でいいでは、 は、でいいでは、 は、でいいでは、 は、でいいでは、 は、でいいでは、 は、でいいでは、 は、でいいでは、 は、でいいでは、 は、でいいでは、 は、でいいでは、 は、でいいでは、 は、でいいでは、 は、でいいでは、 は、でいいでは、 は、でいいでは、 は、でいいでは、 は、でいいでは、 は、でいいでは、 は、でいいでは、 は、でいいでは、 は、でいいでは、 は、でいいでは、 は、でいいでは、 は、でいいでは、 は、でいいでは、 は、でいいでは、 は、でいいでは、 は、でいいでは、 は、でいいでは、 は、でいいでは、 は、でいいでは、 は、でいいでは、 は、でいいでは、 は、でいいでは、 は、でいいでは、 は、でいいでは、 は、でいいでは、 は、でいいでは、 は、でいいでは、 は、でいいでは、 は、でいいでいいでいいでいいでは、 は、でいいでいいでいいでいいでいいでいいでいいでいいでいいでいいでいいでいいでいい	Fィに関する教育及び研修は、情報セキュリティ管理限あり)者が、退職や別す、退職や別す、は間解を変更・確認では、情報セキュリティ管は削除する。 計Dによる認証と認可機能を考ります。 がDによる認証と認可機能を有といては、まず、職場の者のでは、まずででは、まずででは、まずでである。 である。その他の者は、できたった場合が、不要となった場合が、不要となった。	告や新規配属者は配属直後に、既所属者 を実施し、その記録を残す。 者が定期的に確認を実施する。 門へ異動する場合は、異動後に住民記る。 理者が定期的(人事異動時など)に確認 記より、そのユーザがシステム上で利用 はアクセスできないよう対策を実施する。 にはアクセスできないよう対策を実施する。 に限の管理を行い、登録/変更の際は、アクセス権限の登録/変更を行うための 理職がシステム権限設定シートを修正 たIDや権限を変更又は削除する。 でる場合は、異動日をもって中間サーバー
リスク	への対策は十分か	[十分7	である]	<選択肢> 1)特に力を入れて 3)課題が残されて	

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク <運用における措置> ・バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・派遣者・委託先に対し徹底させる。 ・システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について徹底させる。 ・職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。 ・違反行為を行った場合は、法の罰則規定により必要な措置を講じる。 <住民記録システムにおける措置> ・情報セキュリティポリシーに基づき、システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行え リスクに対する措置の内容 ないように機能に制限を設ける。 <中間サーバーコネクタにおける措置> ・基幹系システムのデータバックアップ以外に、本番環境不具合時の運用対策として、特定個人情報 ファイルが含まれるシステムディスクの複製(コピー)を行う。 ・複製データへのアクセス権限については、情報システム部門のメンバー以外は行えないよう制限す ・複製データで構築された特定個人情報を扱うシステムの操作認証は、2要素認証等の適切な方法で 実施する。 <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 十分である] リスクへの対策は十分か 2) 十分である

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<運用における措置>

市特定個人情報等取扱い規程に基づき対応を行う。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託] 委託しない 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク <運用における措置> 情報保護管理体制の確認 外部委託に際しては市特定個人情報等取扱い規程に従い、情報セキュリティ管理者が業者に対して 個人情報保護管理の態勢が適切かどうかを確認する。 <選択肢> 特定個人情報ファイルの閲 制限している 1)制限している 2)制限していない 覧者・更新者の制限 <運用における措置> ・セキュリティ教育を実施し、市特定個人情報等取扱い規程の遵守を徹底させる。 具体的な制限方法 <住民記録システムにおける措置> 生体認証により使用できる権限を制限する。 <選択肢> 特定個人情報ファイルの取 記録を残している] 1) 記録を残している 2) 記録を残していない 扱いの記録 <住民記録システムにおける措置> アクセスログによる記録を残す。 具体的な方法 ・委託側において利用するユーザIDについては、職員と同等のログ監視を行うこととし、利用履歴の参 照も職員と同等の確認を行う。 <選択肢> 特定個人情報の提供ルール 定めている 1 Γ 1) 定めている 2) 定 -ルの内容及びルール遵守の確認方法 2) 定めていない **変託先から他者への提供に関するルー** <運用における措置> ①ルールの内容 (1)契約書に次の守秘義務(目的外利用の禁止、他者への提供禁止、契約満了又は解除後も同様)の 内容を規定し、「特定個人情報を含む個人情報の取扱いに関する特記事項」(以下「特記事項」とい う。)を添付し遵守させる。 委託先から他者への (2)特記事項に以下の項目を定める。 提供に関するルール ア 再委託の原則禁止、やむを得ず再委託する必要がある場合の委託元に対する申請及び許諾の手 順、再委託先への管理監督義務等 の内容及びルール遵 守の確認方法 イ 目的外利用及び委託元の承認を得ない他者への提供を禁止 ②ルール遵守の確認方法 特記事項に定める以下の方法により確認する。なお、委託先が義務を履行しない場合における違約 金を含めた委託元の契約解除権を定め、実効性を担保する。 (1)作業責任者及び作業従事者に対して秘密保持に関する誓約書を提出させ、委託元に報告する。 (2)実地調査等を行う際における、委託先の協力義務を定め、調査等を実施する。 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法 <運用における措置> ①ルールの内容 特記事項に以下の項目を定める。 委託元と委託先間の ア 受渡しについて書面により委託元に対して申請し、その承認を得る。 イ 受渡しの手段、日時及び場所は委託元が指定し、委託元に対して個人情報の預り証を提出する。 提供に関するルール ウ 返還の方法を委託元が指定し実施する。 の内容及びルール導 ②ルール遵守の確認方法 守の確認方法 委託元が受渡しの手段、日時及び場所を指定し、その上で預り証を受領すること又は返還の方法を委 託元が指定して実施することで、受渡し及び返還の実施を委託元が確認する。なお、委託先が義務を 履行しない場合における違約金を含めた委託元の契約解除権を定め、実効性を担保する。

特定個	固人情報の消去ルール	[定めている] <選択[1) 定め			
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	の方法及び処理予定日を書面で委託元に申請し ウ 委託先は、消去等に際し、委託元が立会いを エ 委託先が委託業務において利用する個人情報 磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該情報等 オ 委託先が個人情報等の消去等を行った後、そ により委託元へ報告する。 ②ルール遵守の確認方法 特記事項に定めた委託元に提出する書面及び消 ことを確認する。なお、委託先が義務を履行しない を定め、実効性を担保する。	をすべき個人情報等の項目、媒体名、数量、消去等 、その承認を得る。 ・求めた場合はこれに応じる。 報等を廃棄する場合は、当該情報等が記録された電 等を判読不可能とするのに必要な措置を講じる。 その日時、担当者名及び消去等の内容を記録し書面 結去等を行う際の立会い等により、消去等が行われた い場合における違約金を含めた委託元の契約解除権		
	契約書中の特定個人情 イルの取扱いに関する	<選択F [定めている] ^{1) 定め}			
	規定の内容	<運用における措置> 契約書に次の内容を規定する。 ・個人情報等の保護に関する条例等の遵守 ・安全管理体制の整備 ・作業場所の特定 ・従事者の教育実施 ・知り得た個人情報の秘密保持 ・再委託範囲の明確化 ・個人情報管理の徹底 ・目的外利用の禁止			
	任先による特定個人情 イルの適切な取扱いの		肢> 力を入れて行ってい 2)十分に行っている ・に行っていない 4)再委託していない		
	具体的な方法	備、技術水準、従業者に対する監督・教育の状況 許諾を得る。 ②委託先は、再委託先に原委託に基づく一切の事果に責任を負う。 ③委託先は、再委託先との契約において、再委託 具体的に定める。	委託先の名称、理由、処理する内容、取扱う情報、設 委託先の名称、理由、処理する内容、取扱う情報、設 等安全管理措置を委託元に書面により申請し、その 義務を厳守させ、再委託先の全ての行為及びその結 任先に対する管理及び監督の手続及び方法について 監督を行い、委託元の求めに応じてその状況を委託元		
その他	也の措置の内容	<運用における措置> 相模原市個人情報取扱事務委託基準に基づき交	す応を行う。		
リスクへの対策は十分か [十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
特定個	固人情報ファイルの取扱	いの委託におけるその他のリスク及びそのリスク	に対する措置		
	<運用における措置> 個人情報は庁舎外では取り扱わせないよう、庁舎内の端末機で作業を行う。				

5. 特》	正個人情報の提供 移	粒(安計1	で情報提供ネットリー	クンスナ	ムを通じた提供を除く。)	し 」提供・移転しない
リスク	1: 不正な提供・移転な	が行われる	らリスク			
特定個の記録	国人情報の提供・移転	[記録を残している]	<選択肢> 1)記録を残している	2) 記録を残していない
	具体的な方法	・提供及 供日時等 ・監査証 く中間サ ・中間サ・ ・中間サ	Fの実行処理結果が訂 跡の記録・分析を行い -ーバーコネクタにおい ーバーコネクタでは、扌	情報ファイ 記録される い、不正ア ける措置: 操作者に	る仕組みとなっている。 クセス(操作)がないことを確 > よるログインからログアウトヨ	作成時に監査証跡に作成日時、提 なでの間、ログの記録を行う。 されているでは、本必要な情報
	国人情報の提供・移転 るルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	·同一機			移転の際は、提供先の各担 た上で、必要な情報のみを提	当課より原則的に依頼を提出させ !供する。
その他	の措置の内容		おける措置> 個人情報等取扱い規	程に定め	る情報漏えい等への対応に	
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク	2: 不適切な方法で提	供・移転が	「行われるリスク			
リスク	に対する措置の内容	市特定を報セキュ	リティに関する教育及	び研修を	を年1回実施し、その記録を残 規定により必要な措置を講じ	
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク	3: 誤った情報を提供・	移転して	しまうリスク、誤った相	手に提供	供・移転してしまうリスク	
リスク	に対する措置の内容	・特定個 ・特定個 く中間サ ・操作てし ・通常の・	人情報の確認時は、こ -ーバーコネクタにおい によるログインからロッ まうリスク及び誤ったれ	こ人以上 ける措置! グアウトを 目手に特 情報提供	までの間、ログの記録を行い 定個人情報を提供・移転する 共ネットワークまたは中間サー 上を図る。	ウを実施する。 、誤った特定個人情報を提供・移
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに 対する措置						

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続]接続しない(入手) []接続しない(提供) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク <事前の手続等における措置> ・個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う目的を明確にし、当該取扱目的の達成 のために必要な範囲内で適法かつ公正な手段により収集しなければならない。 ・職員は、業務以外の目的で情報システム及びパソコン等の情報機器を使用しない。 <中間サーバーコネクタにおける措置> ・中間サーバーコネクタでは、個人番号利用事務(システム)からの接続には認証を必要とし、個人番 号利用事務(システム)以外のアクセスはできない対策を実施する。 ・中間サーバーコネクタでは、2要素認証等の適切な認証と認可機能により、そのユーザがシステム上 で利用可能な機能を制限することで、個人番号関連業務関係者以外はアクセスできないよう対策を実 施する。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> リスクに対する措置の内容 ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可 証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求 め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することにな る。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセ キュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログ アウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適 切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う 機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照 会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人 情報へのアクセス制御を行う機能。 <選択肢> Γ 十分である 1 1) 特に力を入れている リスクへの対策は十分か 2) 十分である 3) 課題が残されている リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク <事前の手続等における措置> 適切な認証を受けたもの以外からのアクセスが生じないようにユーザ認証情報の管理について、以下 のルールを設ける。 <ID> ・自己が利用しているIDは、他人に利用させてはならない。 **<パスワード>** ・パスワードは定期的に変更する。 ・パスワードを秘密にし、パスワードの照会等には一切応じてはならない。 <中間サーバーコネクタにおける措置> ・中間サーバーコネクタでは、情報入手元が中間サーバであることを確認後、情報を入手する。 ・中間サーバーコネクタでは、通信の暗号化を実施する。 リスクに対する措置の内容 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネット ワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保さ れている。 く中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持し た行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通 信を暗号化することで安全性を確保している。 <選択肢> 十分である 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である

リスク3: 人手した特定個人	青報が不正確であるリスク
	<窓口等における措置> ・受付時に、届出書等に誤りが無いか、届出者に確認する。
リスクに対する措置の内容	<中間サーバーコネクタにおける措置> ・中間サーバーコネクタでは、中間サーバーに情報入手を要求する際は、要求先が中間サーバーであることを自動的に確認する仕組みとする。
	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネット ワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個 人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個	人情報が漏えい・紛失するリスク
リスクに対する措置の内容	〈窓口等における措置〉・操作端末の画面は来庁者から見えない位置に配置する。・業務で使用する個人情報を含むデータ等が記録された電子媒体及び届書等は放置せず、閉庁時には施錠された場所で保管する。・事務処理段階で発生する個人情報を含む帳票類で不要となるものは、担当者が必ず内容を確認しながら他の帳票類と区分し、再度内容確認の上シュレッダーにより裁断する。・窓口にて記載された届書等は、施錠可能なキャビネットに施錠・保管する。・情報を作成する者は、作成途上の情報についても、紛失や流出等の防止を義務付ける。また、情報の作成途上で不要になった情報は消去する。・情報を作成する者は、作成途上の情報についても、紛失や流出等の防止を義務付ける。また、情報の作成途上で不要になった情報は消去する。・離席時には、パソコンのモニター画面について、パスワード付スクリーンセーバーの設定やコンピュータロック等適切な措置を請じる。 〈中間サーバーコネクタにおける措置〉中間サーバーコネクタでは、通信の暗号化を実施する。 〈中間サーバーコネクタでは、通信の暗号化を実施する。 〈中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。・情報完全が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において一手での職員認証を他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を仰止する仕組みになっている。・情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしたではないかまりを対している。・中間サーバーと口体についてはないので、実務は、中間サーバーグラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。・申間サーバーグラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。・申間サーバ・ブラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。・申問サーバ・ブラットフォームの運用、監視・障害を対している。・申問サーバーグラットフォームの運用を対している。・申問サーバーグラットファームの運用がないませばないませばないませばないませばないませばないませばないませばないませば
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている

リスク5: 不正な提供が行われるリスク <事前の手続等における措置> 主管課の長は、業務システムの開発等において他の主管課の長が管理するデータを使用する場合 は、あらかじめ使用の目的、範囲及び時期について、ファイル使用承認願を提出し、当該データ主管 課の長の承認を受ける。 <中間サーバーコネクタにおける措置> ・不正なアクセスを防止するため認証された個人番号利用事務(システム)のみ中間サーバーコネクタ に接続できる仕組みとしている。 ・不正利用の防止のため、2要素認証等の適切な認証と認可機能により、そのユーザがシステム上で 利用可能な機能を制限している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供 リスクに対する措置の内容 ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合 リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワー クシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応 した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定 し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特 定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウト を実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切な オンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行 う機能。 <選択肢> 1 Γ 十分である 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク <事前の手続等における措置> 主管課の長は、業務システムの開発等において他の主管課の長が管理するデータを使用する場合 は、あらかじめ使用の目的、範囲及び時期について、ファイル使用承認願を提出し、当該データ主管 課の長の承認を受ける。 <中間サーバーコネクタにおける措置> ・中間サーバーコネクタでは、通信の暗号化を実施する。 ・中間サーバーコネクタでは、中間サーバに接続許可対象システムとして登録することで、中間サーバ への提供元を中間サーバーコネクタに限定する。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者か ら受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 リスクに対する措置の内容 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウト を実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切な オンライン連携を抑止する仕組みになっている。(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照 合リストを管理する機能。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持し た行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供され るリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通 信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務に はアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。 <選択肢> 十分である リスクへの対策は十分か 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク <事前の手続等における措置> ・住民記録システムにおいて住民記録ファイルの異動を行う場合、必ず複数で入力・訂正・削除の内容 を確認することで誤った特定個人情報を提供・移転してしまうことを防ぐ。 ・万が一内容に誤りがあった場合は、職権により住民記録ファイルを作成・修正することで対応する。 <中間サーバーコネクタにおける措置> ・中間サーバーコネクタでは、情報提供相手が中間サーバーであることを確認後、情報提供する。 ・中間サーバーコネクタでは、接続許可対象を制限することで、情報提供のリクエスト受付時にリクエス ト元が中間サーバーであることを確認する。 リスクに対する措置の内容 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情 報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手 に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式 チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備する ことで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原 本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。 <選択肢> 十分である 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

7. 特定個人情報の保管・消去					
リスク	1: 特定個人情報の漏				
①NISC政府機関統一基準群		3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない			
②安全	全管理体制	[十分に整備している] <選択肢> 1)特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない			
③安全	全管理規程	[十分に整備している] <選択肢>] 1)特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない			
④安全 員への	全管理体制・規程の職)周知	[十分に周知している] <選択肢> 1)特に力を入れて周知している 2)十分に周知している 3)十分に周知していない			
⑤物耳	里的対策	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない			
具体的な対策の内容		<本市における措置>・紙媒体については、書庫及び鍵付きキャビネットで保管し、退庁時に施錠する。・端末については、盗難防止具(鍵付チェーン等)を使用する。 く中間サーバー・プラットフォームにおける措置>中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 くガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。			
⑥技術的対策		[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない			
	具体的な対策の内容	不正プログラム対策関係のソフトウェアの設定を別に定め、正しく設定されていることを定期的に、又は必要に応じて確認する。			

7/1	ックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行ってい 3)十分に行っていない	いる 2) 十分に行っている
8事 周知	故発生時手順の策定 ・	[十分に行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行ってい 3)十分に行っていない	いる 2) 十分に行っている
⑨過去3年以内に、評価実 施機関において、個人情報に 関する重大事故が発生したか		[発生なし		<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
	その内容					
	再発防止策の内容					
⑩死者の個人番号		[保管している]	<選択肢> 1)保管している	2) 保管していない
	具体的な保管方法	生存	民記録システムにおける! する個人の個人番号とと める期間(150年間)保管	もに、死亡	こによる消除後、住民基本台向	長法施行令第34条第2項(保存)
その作	也の措置の内容	_				
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク	Jスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク					
リスクに対する措置の内容		<運用における措置> 住民記録に関する情報は、原則、本人からの届出に従っており、また他市町村や他機関からの通知についても即時で対応する運用を義務づけている。 <住民記録システムにおける措置> システムでのデータ更新はリアルタイムで行っており、異動情報は即座に置き変わる。				
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
リスク	3: 特定個人情報が消	去されずいつまでも存在するリスク				
消去手順		[定めている] <選択肢> 1)定めている 2)定めていない				
	手順の内容	<住民記録システムにおける措置> 住民記録システムで保持している特定個人情報に該当する住民票情報のうち、消除された住民票については住民基本台帳法施行令第34条により、消除された日から150年間保存する。保存期間の終了後に対象データを削除する。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。				
その他の措置の内容						
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
特定個	特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1@を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

(2)本人確認情報ファイル(住民基本台帳ネットワークシステム)

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク <運用における措置> 対象者以外の情報の入手を 本人確認情報の入手元は住民記録システムに限定されるため、住民記録システムへの情報の登録 防止するための措置の内容 の際に、届出/申請等の窓口において届出/申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳 格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 <住基ネットにおける措置> ・平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-7 本人確認情報の通知及び記録)等により市町 必要な情報以外を入手する 村CSにおいて住民記録システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、 システム上で担保する。 ことを防止するための措置の 内容 ・正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索 を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年 月日の組み合わせ)の指定を必須とする。 <運用における措置> その他の措置の内容 相模原市住民票の写し等交付及び住民異動届受理に係る事務取扱要綱に基づき対応を行う。 <選択肢> 十分である 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク <住基ネットにおける措置> リスクに対する措置の内容 本人確認情報の入手元を住民記録システムに限定する。 <選択肢> 十分である 1 1) 特に力を入れている リスクへの対策は十分か 2) 十分である 3) 課題が残されている リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク <運用における措置> 入手の際の本人確認の措置 相模原市住民基本台帳ネットワークシステム事務取扱要領に基づき、窓口において、対面で身分証明 の内容 書(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行う。 <運用における措置> 個人番号カード等の提示を受け、本人確認を行う。 個人番号の真正性確認の措 <住基ネットにおける措置> 置の内容 ・出生等により新たに個人番号が指定される場合や、転入の際に個人番号カード(若しくは通知カード と法令により定められた身分証明書の組み合わせ)の提示がない場合には、市町村CSにおいて本人 確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。 <運用における措置> ・本人確認情報の入力、削除及び訂正を行う際には、整合性を確保するために、入力、削除及び訂正 特定個人情報の正確性確保 を行った者以外の者が確認する等、必ず入力、削除及び訂正した内容を確認する。 の措置の内容 ・入力、削除及び訂正作業に用いた帳票等は、当市で定める規程に基づいて管理し、保管する。 ・本人確認情報に誤りがあった際に訂正を行う場合には、本人確認情報管理責任者の許可を得て行 う。また、訂正した内容等については、その記録を残し、法令等により定められる期間保管する。 <住基ネットにおける措置> その他の措置の内容 月次処理として、住民記録システムと市町村CS間のデータの整合性確認処理を行う。 <選択肢> [十分である 1 1) 特に力を入れている リスクへの対策は十分か 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク							
リスクに対する措置の内容	〈住基ネットにおける措置〉 ·機構が作成・配付する専用のアプリケーション(※)を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ·生体認証による操作者認証を行う。 ※市町村CSのサーバ上で稼動するアプリケーション。市町村CSで管理されるデータの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。また、市町村CSのサーバ自体には、外部からのこじあけ等に対して防御性に優れた耐タンパー装置(通信時の相互認証及びデータの暗号化に必要な情報を保管管理する)を内蔵している。						
リスクへの対策は十分か	[十分である <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<運用における措置>

相模原市住民票の写し等交付及び住民異動届受理に係る事務取扱要綱、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的規準、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき対応を行う。

3. 特定個人情報の使用							
リスク	リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク						
宛名き置の内	レステム等における措 1容	市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。					
	で使用するその他のシ における措置の内容	ステムと市町村CS間 なお、市町村CSのサ た、市町村CSが設置	る市町村CS 間では、法令 ナーバ上には 置されたセグ	に基づく 住基ネッ メントにも	事務で使用する以外の情報 小の管理及び運用に必要 ⁷	なソフトウェア以外作動させず、ま が機器を接続できないよう、適切	
その他	也の措置の内容	_					
リスク	への対策は十分か	[十分で	ある] .	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
リスク	2: 権限のない者(元職	戦員、アクセス権限の	ない職員等)	によって	不正に使用されるリスク		
ュー+	 ゲ認証の管理	[行っている	1		〈選択肢〉	0) /=	
-	, m, m, 6, 11 -2	_		•	1) 行っている	2) 行っていない	
	具体的な管理方法	く住基ネットにおける 生体認証による操作					
アクセス権限の発効・失効の管理		[行っている]	-	<選択肢>) 行っている	2) 行っていない	
	具体的な管理方法	録する。 ・操作者権限の変更	・登録管理 理者は操作 /削除管理	る必要が	、発生した場合は、すみやか	Dみを付与し、生体認証情報を登 かに操作者権限の変更/削除を行	
アクセ	:ス権限の管理	[行っている]		<選択肢> I)行っている	2) 行っていない	
	具体的な管理方法	く住基ネットにおける ・業務上アクセスがる	く権を情報セー る措置> 下要となった!! 「するために、	キュリティ ウやアク・ 、市町村	r管理者が定期的(人事異! セス権を変更又は削除する CS及び統合端末において	動時など)に確認する。	
特定個	固人情報の使用の記録	[記録を残し	ている] :	<選択肢>) 記録を残している		
	具体的な方法	・操作履歴の確認にの整合性を確認する・バックアップされた! く住基ネットにおける・本人確認情報を扱・操作者によるログィ	ことについて より本人確認 。。 操作履歴につ る措置> うシステムの インからログラ 人に対して照	、操作履行のいて、定操作履行を行った。	歴により適時(週に1回程原 食素に関して不正な操作の とめられた期間、安全な場所	度)確認する。 p疑いがある場合は、申請書等と 所に施錠保管する。 記録を行っている。 ほしている。	
その他	也の措置の内容	_					
リスクへの対策は十分か		[十分でを	ある] .	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	

リスク3: 従業者が事務外で	使用するリスク					
リスクに対する措置の内容	〈住基ネット運用における措置〉・システムの操作履歴を、定期的(週に1回程度)にチェックを行う。・毎回使用時に担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。・システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について徹底させる。・職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。・違反行為を行った場合は、法の罰則規定により必要な措置を講じる。 〈住基ネットにおける措置〉・システムの操作履歴(操作ログ)を記録・分析を行い、不正アクセス(操作)がないことを確認する。					
リスクへの対策は十分か	<選択肢> [十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
リスク4: 特定個人情報ファイ	イルが不正に複製されるリスク					
リスクに対する措置の内容	<運用における措置> ・バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・派遣者・委託先に対し、徹底させる。 職員以外の派遣者・委託先に対しては、相模原市個人情報取扱事務委託基準に基づき、契約書等 に規定を設け、「特定個人情報等を含む個人情報の取り扱いに関する特記事項」について順守を徹底 させる。 〈住基ネットにおける措置> ・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。					
リスクへの対策は十分か [十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置						
<運用における措置> 市特定個人情報等取扱い規程に基づき対応を行う。						

4. 朱	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない						
委託 委託 委託	先による特定個人情報の	の不正入手・不正な使用に関す の不正な提供に関するリスク の保管・消去に関するリスク 用等のリスク	るリスク				
情報化	保護管理体制の確認	<運用における措置> 外部委託に際しては市特定個 個人情報保護管理の態勢が ・情報セキュリティ監査の実 ・情報セキュリティ要件を明記	適切かどう 施状況等を	かを確認する。 を確認。	最セキュリティ管理者が業者に対して		
	個人情報ファイルの閲 更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1)制限している	2) 制限していない		
	具体的な制限方法	<運用における措置> ・委託先の責任者、内容、作業・市特定個人情報等取扱い規 <住基ネットにおける措置> ・生体認証により使用できる格	程の遵守	を指導している。			
特定が扱いの	個人情報ファイルの取り記録	[記録を残している]	<選択肢> 1)記録を残している	2) 記録を残していない		
	具体的な方法	<住基ネットにおける措置> ・アクセスログによる記録を残・委託側において利用するユー照も職員と同等の確認を行う	ーザIDにつ		1グ監視を行っており、利用履歴の参		
特定值	個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1)定めている	2) 定めていない		
	委託先から他者への 提供に関するルール の内容及びルール遵 守の確認方法	<運用における措置> 契約書に次の内容を規定する ・委託業務以外の目的で利用 ・委託元の承認なく、他者へ扱	することを				
		ر، د	ては、書面 は、委託元:	が指定した手段、日時及	請し、その承認を得なければならな び場所で行った上で、委託元に個人		
特定	個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない		
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	ければならない。 ・委託先は、委託業務におい 棄すべき個人情報等の項目、 元に申請し、その承認を得ない。 ・委託先は、個人情報等の消ければならない。 ・委託先は、委託業務において 的記録媒体の物理的な破壊で ければならない。	業務においる で媒化はおいます。 大型は 大型は 大型で 大型で 大型で 大型で 大型で 大型で 大型で 大型で	が個人情報等を消去又は 数量、消去又は廃棄の方 がい。 乗に際し委託元から立会 が個人情報等を廃棄する が個人情報等を判読不可 乗を行った後、消去又は	について、返還又は廃棄を実施しな 廃棄する場合は、事前に消去又は廃 法及び処理予定日を書面により委託 いを求められた場合は、これに応じな 場合は、当該情報が記録された電磁 能とするために必要な措置を講じな 廃棄を行った日時、担当者名及び消 なければならない。		
	契約書中の特定個人情 イルの取扱いに関する	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない		

	規定の内容	〈運用における措置〉 契約書に次の内容を規定する。 ・個人情報等の保護に関する条例等の遵守 ・安全管理体制の整備 ・作業場所の特定 ・従事者の教育実施 ・知り得た個人情報の秘密保持 ・再委託範囲の明確化 ・個人情報管理の徹底 ・目的外利用の禁止						
	託先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	<選択肢> [十分に行っている] 1)特に力を入れて行ってい 2)十分に行っている 3)十分に行っていない 4)再委託していない						
	具体的な方法	<運用における措置> ・体制、作業場所、再委託、秘密保持に関して書類を提出させる。 ・提出書類の内容のとおりに正しく取扱いが行われているか、適宜、確認を行う。						
その作	その他の措置の内容 <運用における措置> 相模原市個人情報取扱事務委託基準に基づき対応を行う。							
リスク	への対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<運用における措置> 個人情報は庁舎外では取り扱わせないよう、庁舎内の端末機で作業を行う。

5. 特	定個人情報の提供・移転	転(委託や情報提供ネットワー	クシステ	ムを通じた提供を除く。)	[]提供・移転し	ない			
リスク	リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク								
特定個人情報の提供・移転 の記録		[記録を残している]	<選択肢> 1)記録を残している	2)記録を残していない	`			
	具体的な方法	く住基ネットにおける措置> ・どの職員がどの特定個人情	報をいつ		剥される 。				
	固人情報の提供・移転 るルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない				
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	<運用における措置> ・同一機関内における特定個 てもらうこととしており、依頼票				提出し			
その作	也の措置の内容	<運用における措置> ・市特定個人情報等取扱い規	程に定め	る情報漏えい等への対応に	二従う。				
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である				
リスク	2: 不適切な方法で提	供・移転が行われるリスク							
リスク	に対する措置の内容	く住基ネットにおける措置> 定められた方法以外に提供・ (コンピュータのプログラムに。 先に提供する仕組み)		な情報のみを住民基本台帳	長ネットワークを通じて、正し	ハ提供			
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である				
リスク	3: 誤った情報を提供・	移転してしまうリスク、誤ったホ	目手に提供	せ・移転してしまうリスク					
リスク	に対する措置の内容	く住基ネットにおける措置> 必要な情報のみしか提供・移 (コンピュータのプログラムに。 先に提供する仕組み))		な情報のみを住民基本台帳	長ネットワークを通じて、正しい	ハ提供			
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である				
特定値対する		委託や情報提供ネットワークシ	ィステムを注	通じた提供を除く。)における	るその他のリスク及びそのリスク	スクに			

<住基ネットにおける措置>
・アクセス制御により、許可された特定個人情報以外にはアクセスできないようになっている。

<運用における措置>
・電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的規準 に基づき対応を行う。

6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[0]接続しない(入手)	[0]接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行	われるリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[1	〈選択肢>)特に力を入れている)課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない	方法によって入手が行われるリスク	ク		
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[1	〈選択肢>)特に力を入れている)課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人作	青報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	Ι	1	(選択肢>)特に力を入れている)課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個	人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[1	〈選択肢>)特に力を入れている)課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行わ	れるリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[1	〈選択肢>)特に力を入れている)課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供	供されるリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	Ι	1	〈選択肢>)特に力を入れている)課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供し	てしまうリスク、誤った相手に提供	ŧしてしま ²	うリスク	
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[] { 1 3	(選択肢>) 特に力を入れている) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステム	との接続に伴うその他のリスク及	びそのリ	スクに対する措置	

7. 特	定個人情報の保管・	消去							
リスク	リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク								
①NIS	C政府機関統一基準群	[政府機関ではない	.]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守してい 3) 十分に遵守していない	vる 2) 十分に遵守している 4) 政府機関ではない				
②安全	全管理体制	[十分に整備してい	る]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備してい 3) 十分に整備していない	っる 2) 十分に整備している				
③安全	全管理規程	[十分に整備してい	る]	<選択肢> 1)特に力を入れて整備してい 3)十分に整備していない	っる 2) 十分に整備している				
④安全 員への	全管理体制・規程の職)周知	[十分に周知してい	る]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知してい 3) 十分に周知していない					
⑤物፤	里的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている				
	具体的な対策の内容	<運用における措置> 入退室管理を行っている部屋	屋に設置し、	施錠したサーバラック内に保管	[;] する。				
⑥技 術	斯的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 3)十分に行っていない	っ 2) 十分に行っている				
	具体的な対策の内容	<システム環境における措置・不正プログラム対策として、る。	している。 システムバッ 置> . コンピュー	ックアップは月末に1度実施して タウイルス監視ソフトを使用し、 かに、ウイルスパターンファイルに	ウイルスチェックを実施してい				
7/15	ックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 3)十分に行っていない	2) 十分に行っている				
⑧事 問知	枚発生時手順の策定・	[十分に行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 3)十分に行っていない	2) 十分に行っている				
施機関	53年以内に、評価実 において、個人情報に 重大事故が発生したか	[発生なし]		<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし				
	その内容	_							
	再発防止策の内容	_							
⑩死者	皆の個人番号 ニュー	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している	2) 保管していない				
	具体的な保管方法	<運用における措置> 生存する個人の個人番号と に定める期間(150年間)保		こによる消除後、住民基本台帳系	去施行令第34条第2項(保存)				
その他	也の措置の内容	_		7 No. 10 At 1					
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である				

リスク	リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク					
リスク	リスクに対する措置の内容 <(住基ネットにおける措置> 住民記録システムとの整合処理を実施し、保存する情報が最新であるかどうかを確認する。					
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
リスク	3: 特定個人情報が消	去されずいつまでも存在するリスク				
消去	手順	[定めている] <選択肢> 1)定めている 2)定めていない				
	手順の内容	<住基ネットにおける措置> ・システム上、総務省告示第334号(第6-7(1)市町村長における本人確認情報の消去)を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報を消去する仕組みとする。 ・磁気ディスクの廃棄時には、市特定個人情報等取扱い規程に基づき、データ消去又は物理的破壊等を行い、格納されていた電子情報が復元できないように措置をした上で廃棄する。				
その他	也の措置の内容	_				
リスク	への対策は十分か	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置						

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

(3)送付先情報ファイル(住民基本台帳ネットワークシステム)

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク く運用における措置> 対象者以外の情報の入手を 情報の入手元は住民記録システムに限定されるため、住民記録システムへの情報の登録の際に、届 防止するための措置の内容 出/申請等の窓口において届出/申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、 対象者以外の情報の入手の防止に努める。 <住基ネットにおける措置> ・平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-7 本人確認情報の通知及び記録)等により市町村 CSにおいて住民記録システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、シス 必要な情報以外を入手する ことを防止するための措置の テム上で担保する。 内容 ・正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索 を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年 月日の組み合わせ)の指定を必須とする。 <運用における措置> その他の措置の内容 相模原市住民票の写し等交付及び住民異動届受理に係る事務取扱要綱に基づき対応を行う。 <選択肢> 十分である 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク <住基ネットにおける措置> リスクに対する措置の内容 情報の入手元を住民記録システムに限定する。 <選択肢> 十分である 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク <運用における措置> 入手の際の本人確認の措置 相模原市住民基本台帳ネットワークシステム事務取扱要領に基づき、窓口において、対面で身分証明 の内容 書(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行う。 <住基ネットにおける措置> 個人番号の真正性確認の措 個人番号の生成元である機構が設置・管理する全国サーバから住民票コードに対応する個人番号を 置の内容 適切に取得できることを、システムにより担保する。 <運用における措置> 入手から削除までのサイクルがごく短期間であることから、入手から削除の間の正確性を維持するた めの特段の対策は講じない。 特定個人情報の正確性確保 < 住基ネットにおける措置> の措置の内容 住民記録システムにおいて正確性が確保された送付先情報を適切に受信できることをシステムにより なお、送付先情報ファイルは、住民記録システムから入手後、個人番号カード管理システムに送付先 情報を送付した時点で役割を終える(不要となる)ため、一定期間経過後に市町村CSから自動的に削 除する。 <住基ネットにおける措置> その他の措置の内容 月次処理として、住民記録システムと市町村CS間のデータの整合性確認処理を行う。 十分である 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である

IJ	リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク								
IJź	スクに対する措置の内容	〈住基ネットにおける措置〉・機構が作成・配付する専用のアプリケーション(※)を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。・生体認証による操作者認証を行う。※市町村CSのサーバ上で稼動するアプリケーション。市町村CSで管理されるデータの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。また、市町村CSのサーバ自体には、外部からのこじあけ等に対して防御性に優れた耐タンパー装置(通信時の相互認証及びデータの暗号化に必要な情報を保管管理する)を内蔵している。							
IJź	スクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている							

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<運用における措置> 相模原市住民票の写し等交付及び住民異動届受理に係る事務取扱要綱、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方 法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的規準、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき対応を行う。

3. 特	3. 特定個人情報の使用							
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク								
宛名シ	vステム等における措]容	宛名システムへ提供しない						
	で使用するその他のシ における措置の内容							
その他	也の措置の内容	_						
リスク	への対策は十分か	[十分	である]		<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク	2: 権限のない者(元職	ー 関、ア	クセス権限	のない職	員等)に	よって	不正に使用されるリスク	
ューサ	 デ認証の管理	[行っている]			<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
	具体的な管理方法	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	基ネットにお 認証による技		-		1) 1] 5 (1/6)	2) 11 3 Co. 20.
アクセ 管理	ス権限の発効・失効の	[行っている]			<選択肢> 1)行っている	2) 行っていない
	具体的な管理方法	・操作: 情報 録する ・操作:	。 者権限の変	行・登録 イ管理者に 変更/削除	管理 は操作者 管理			そのみを付与し、生体認証情報を登 なかに操作者権限の変更/削除を行
アクセ	ス権限の管理	[行っている]			<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
	具体的な管理方法	・ユー <住基 ・業務. ・不正	ネットにお 上アクセス:	セス権を情 ける措置 が不要とな 分析する <i>†</i>	青報セキ > なったID・	やアク・	ィ管理者が定期的(人事身 セス権を変更又は削除す CS及び統合端末におい	
特定個	固人情報の使用の記録	[記録を発	残している	5]		<選択肢> 1)記録を残している	2) 記録を残していない
	具体的な方法	・不正さいかりく住基	フアップされ	いことになた操作履ける措置	歴につじ >	いて、気	歴により適時(月に1回程 こめられた期間、安全な場 アクセスログ・操作ログ):	易所に施錠保管する。
その他	也の措置の内容	_						
リスク	への対策は十分か	[十分	である]		<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク						
リスクに対する措置の内容	〈住基ネットにおける措置〉・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 〈住基ネット運用における措置〉・システムの操作履歴(操作ログ)を、定期的(週に1回程度)にチェックを行う。・システムの操作履歴(操作ログ)を、定期的(週に1回程度)にチェックを行う。・システム利用時に担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。・システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について徹底させる。・職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。・違反行為を行った場合は、法の罰則規定により必要な措置を講じる。					
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
リスク4: 特定個人情報ファイ	(ルが不正に複製されるリスク					
(<運用における措置> ・・バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・派遣者・委託先に対し徹底させる。・職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。 ・違反行為を行った場合は、法の罰則規定により必要な措置を講じる。 <(住基ネットにおける措置> ・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。						
リスクへの対策は十分か	は十分か [十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
特定個人情報の使用における	るその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
<運用における措置>						

市特定個人情報等取扱い規程に基づき対応を行う。

4. 特	定個人情報ファイル	の取扱し	いの委託			[]委託しない			
委託 委託 委託	たによる特定個人情報の たによる特定個人情報の たによる特定個人情報の 契約終了後の不正な使り そに関するリスク	D不正な打 D保管・消	是供に関するリスク 去に関するリスク	るリスク					
情報係	呆護管理体制の確認	外部委詢 個人情報 •情報·	こおける措置> 託に際しては市特定値 報保護管理の態勢が セキュリティ監査の実 セキュリティ要件を明	適切かどう 施状況等	かを確認する。 を確認。	青報セキュリティ管理者が業者に対して			
	固人情報ファイルの閲 更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1)制限している	2) 制限していない			
	具体的な制限方法	委託先市特定く住基	<運用における措置> ・委託先の責任者、内容、作業場所を提出させる。 ・市特定個人情報等取扱い規程の遵守を指導する。 <住基ネットにおける措置> ・生体認証により使用できる権限を制限する。						
特定値扱いの	■ 国人情報ファイルの取 記録	[記録を残している]	<選択肢> 1)記録を残している	2) 記録を残していない			
	具体的な方法	アクセン委託側	ネットにおける措置> スログによる記録を残 において利用するユ- 員と同等の確認を行う	ーザIDにつ	る。	カログ監視を行っており、利用履歴の参			
特定侧	固人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1)定めている	2) 定めていない			
	委託先から他者への 提供に関するルール の内容及びルール遵 守の確認方法	契約書(·委託業 ·委託元	こおける措置> こ次の内容を規定する 務以外の目的で利用 の承認なく、他者へ扱	することを					
	委託元と委託先間の 提供に関するルール の内容及びルール遵 守の確認方法	契約書(・個人情 い。 ・この場		ては、書面 は、委託元	が指定した手段、日時	「申請し、その承認を得なければならな F及び場所で行った上で、委託元に個人			
特定個	固人情報の消去ルール		定めている]	- 3 <選択肢> 1)定めている				
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	契約託なられて、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのではでは、またのではでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは	らない。 は、委託業務におい を個人情報等の項目、 情し、その承認を得なける。 は、個人情報等の消 はらない。 は、委託業務におい 媒体の物理的な破壊 ない。 は、個人情報等の消	業務において、現代のでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 できない できない できない は、 できない できない は、 できない はい ない はい ない はい ない はい	いて利用する個人情報 の個人情報等を消去又 数量、消去又は廃棄の ない。 棄に際し委託元から立 の個人情報等を廃棄す 数個人情報等を判読不 変個人情報等を判読不	等について、返還又は廃棄を実施しなけ は廃棄する場合は、事前に消去又は廃 う方法及び処理予定日を書面により委託 会いを求められた場合は、これに応じな る場合は、当該情報が記録された電磁 で可能とするために必要な措置を講じなけ は廃棄を行った日時、担当者名及び消			
	契約書中の特定個人情 イルの取扱いに関する	[定めている	1	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない			
	規定の内容	契値安作従知再個約人全業事り委人	こおける措置> こ次の内容を規定する : 報等の保護に関する : 理体制の整備 : 所教育実施 : の教育実施 た個人情報の秘密保 : 範囲の明確化 : 報管理の徹底 : 利用の禁止	条例等の	遵守				

	託先による特定個人情 アイルの適切な取扱いの	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行ってい 3) 十分に行っていない	る 2) 十分に行っている 4) 再委託していない	
	具体的な方法	•体制			関して書類を提出させる。 いが行われているか、適宜、&	雀認を行う 。	
その	他の措置の内容	<運用における措置> 相模原市個人情報取扱事務委託基準に基づき対応を行う。					
リス・	クへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である	
特定	個人情報ファイルの取扱	いの委	託におけるその他のリス	ク及び	そのリスクに対する措置		

<運用における措置> 個人情報は庁舎外では取り扱わせないよう、庁舎内の端末機で作業を行う。

5. 特	定個人情報の提供・移転	妘 (委託	や情報提供ネットワーク	クシステム	を通じた提供を除く。)	[]提供・移転しない
リスク	1: 不正な提供・移転か	「行われ	るリスク				
特定側 の記録	固人情報の提供・移転 ₹	[記録を残している]	<選択肢> 1)記録を残している	2)記	記録を残していない
	具体的な方法		ネットにおける措置> 战員がどの特定個人情幸	服をいつフ	クセスしたかがすべて記録る	される。	
	固人情報の提供・移転 るルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定	どめていない
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	・同一機			多転の際は、提供先の各担当 した上で、必要な情報のみを		
その他	也の措置の内容		における措置> E個人情報等取扱い規	程に定め	る情報漏えい等への対応に征	逆う 。	
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) +	-分である
リスク	リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク						
リスク	に対する措置の内容	定められ (コンピ			い仕組みとなっている。 な情報のみを住民基本台帳々	ネットワー	クを通じて、正しい移転
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) +	-分である
リスク	3: 誤った情報を提供・	移転して	てしまうリスク、誤った相	手に提供	移転してしまうリスク		
リスク	に対する措置の内容	必要な' (コンピ	ネットにおける措置> 情報のみしか提供・移車 ュータのプログラムによ 供する仕組み)		仕組みとなっている。 な情報のみを住民基本台帳2	ネットワー	クを通じて、正しい移転
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) +	-分である
#生中#	カル性起の担併。移転/き	未式りは	上記 担 併 ナットローカン・フ	7-1-1	るドナーヤリサナルタノ ファナバナスス	Z MHM	リフカルバスのリフカー

| 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに |対する措置

<住基ネットにおける措置>
・アクセス制御により、許可された特定個人情報以外にはアクセスできない。

| | <運用における措置 > |・電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的規準 |に基づき対応を行う。

6. 情報提供ネットワークシ	ノステムとの接続		[0]接続しない(入手)	[0]接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
リスク2: 安全が保たれない:	方法によって入手が行われるリス	ク			
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
リスク3: 入手した特定個人	情報が不正確であるリスク				
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
リスク4: 入手の際に特定個	人情報が漏えい・紛失するリスク				
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
リスク5: 不正な提供が行わ	れるリスク				
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である	
リスク6: 不適切な方法で提	供されるリスク				
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
リスク7: 誤った情報を提供し	、てしまうリスク、誤った相手に提供	ț してしま	きうリスク		
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か	Г		〈選択肢〉 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置					

7. 特定個人情報の保管・消去						
リスク	1: 特定個人情報の漏	えい・滅失・毀抽	員リスク			
①NISC政府機関統一基準群		[政府	舟機関ではない]	<選択肢> 1)特に力を入れて遵守してい 3)十分に遵守していない	vる 2) 十分に遵守している 4) 政府機関ではない
②安全管理体制		[十分	た整備している]	<選択肢> 1)特に力を入れて整備してい 3)十分に整備していない	いる 2) 十分に整備している
③安全管理規程		[十分	トに整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備してい 3) 十分に整備していない	いる 2) 十分に整備している
④安全管理体制・規程の職 員への周知		[十分	トに周知している]	〈選択肢〉 1)特に力を入れて周知してしる。3)十分に周知していない。	いる 2) 十分に周知している
⑤物理的対策		[十分	に行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 3)十分に行っていない	5 2) 十分に行っている
	具体的な対策の内容	く運用におけん 入退室管理を		設置し、	施錠したサーバラック内に保管	ぎする。
⑥技術的対策		[十分	に行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 3)十分に行っていない	5 2) 十分に行っている
	具体的な対策の内容	・データのバッ ている。 <システム環 ・不正プログラ	竟における措置> ム対策として、コン プログラムに対応す	ノピュー?	タウイルス監視ソフトを使用し、 に、ウイルスパターンファイル(▲バックアップは毎月月末に行っ ウイルスチェックを実施する。 は定期的に更新し、可能な限り
⑦バックアップ		[十分	に行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 3)十分に行っていない	る 2) 十分に行っている
⑧事故発生時手順の策定・ 周知		[十分	に行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 3)十分に行っていない	ら 2) 十分に行っている
施機関	53年以内に、評価実 において、個人情報に 重大事故が発生したか	[発生な	L]		<選択肢> 1)発生あり	2) 発生なし
	その内容					
	再発防止策の内容					
⑩死者の個人番号		[保管	管していない]	<選択肢> 1) 保管している	2) 保管していない
	具体的な保管方法	_				
その他	也の措置の内容	_				
リスクへの対策は十分か		[+	-分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク						
リスク	に対する措置の内容	村では保管して住基ネットに本特定個人情	連携する場合、当 ない。 こおける措置> 『報ファイル(送付	先情報フ	アイル)は、送付先情報の連 一定期間経過後に削除する	情において適切に管理され、市町 連携を行う必要が生じた都度作成 仕組みとする。
リスクへの対策は十分か		[-	├分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク	リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク					
消去手順		[5	定めている]	<選択肢> 1)定めている	2) 定めていない
	手順の内容		こおける措置> 呆管期間の経過し	た特定値	国人情報を一括して削除する	仕組みとする。
その他の措置の内容		_				
リスクへの対策は十分か		[-	十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
株宝個 情報の保管・消去におけるその他のUスク及びそのUスクに対する措置						

<運用における措置> 送付先情報ファイルは、機構への特定個人情報の提供後、一定期間経過後、市町村CSから削除される。 その後、当該特定個人情報は機構において管理されるため、送付先情報ファイルのバックアップは取得しない。

Ⅳ その他のリスク対策※

1. 監	1. 監査					
①自己点検		[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない				
	具体的なチェック方法	<本市における措置> 年に1回以上、チェックリストによる自己点検を実施し、職員等による運用状況を確認することとしている。				
②監3	查	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない				
	具体的な内容	<本市における措置> 市保有個人情報等管理規程に基づく監査を実施する。 〈ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP 監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。				
2. 彼	業者に対する教育・	客 発				
従業者に対する教育・啓発		[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない				
	具体的な方法	<本市における措置> ・担当部署において、情報セキュリティに関する知識の向上等に資するための研修を実施する。 ①新規採用職員及び配属1年目の職員を対象とした基礎研修。 ②全職員を対象とした情報セキュリティ対策に関する研修。 ③管理職を対象とした情報セキュリティ対策に関する研修。 ・情報セキュリティ対策に関する研修。 ・情報セキュリティ対策の教育・啓発を行う。 ①定期及び随時に情報セキュリティ対策の啓発通知を各課へ回覧 ②個人情報保護・情報セキュリティハンドブックによる自己啓発 ③e-ラーニングによる情報セキュリティ研修の実施				

3. その他のリスク対策

<ガバメントクラウドにおける措置>

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。

ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。

具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

V 開示請求、問合せ

1. 犋	1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求							
①請求先		相模原市 行政資料コーナー 相模原市中央区中央2-11-15 042-769-8331						
②請求	求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。						
	特記事項	市ホームページ上に、請求先、請求方法、請求書の様式等を掲載している。						
③手数	数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法:						
④個人情報ファイル簿の公 表		[行っていない] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない						
	個人情報ファイル名	_						
	公表場所							
⑤法*	冷による特別の手続							
⑥個/ 不記載	人情報ファイル簿への は等							
2. 特	定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ						
①連絡先		相模原市 市民局 区政推進課 相模原市中央区中央2-11-15 042-704-8911						
②対/	芯方法	問い合わせ受付時に、問い合わせに対する対応について記録を残す。						

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意	見の聴取
①方法	住所、氏名、電話番号、意見を記入の上、直接か郵送、ファクス、Eメールにて聴取。(パブリックコメント手続きに準じて行う。)
②実施日·期間	令和7年4月15日から令和7年5月14日まで(30日間)
③期間を短縮する特段の理 由	
④主な意見の内容	なし
⑤評価書への反映	_
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会において第三者点検を実施した。
③結果	住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価書について行った調査審議の結果、特定個人情報保護評価指針(平成26年4月18日特定個人情報保護委員会告示第4号)に定める実施手続等に適合し、かつ、指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし、妥当であると認められた。
4. 個人情報保護委員会の)承認【行政機関等のみ】
①提出日	
②個人情報保護委員会によ る審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月9日	I基本情報 7. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	区政支援課長 石井光行 大沢まちづくりセンター所長 薄井 卓 津久井まちづくりセンター所長 鈴木克巳 大野北まちづくりセンター所長 大島直人 上溝まちづくりセンター所長 佐藤憲一 大野中まちづくりセンター所長 田中正信 新磯まちづくりセンター所長 新井国師 相武台まちづくりセンター所長 村田典久 青野原出張所長 大熊哲郎	区政支援課長 高梨邦彦 大沢まちづくりセンター所長 網本佳代 津久井まちづくりセンター所長 畑秀雄 大野北まちづくりセンター所長 木村達也 上溝まちづくりセンター所長 斉藤規之 大野中まちづくりセンター所長 小宮豊 新磯まちづくりセンター所長 大貫勝 相武台まちづくりセンター所長 角田小百合 青野原出張所長 坂本英治	事後	重要な変更に当たらない (人事異動による変更)
平成29年8月9日	田特定個人情報ファイルの概要 (住民記録ファイル) 5 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供・移転へ有報ファイルの概		提供を行っている(56件)	事後	重要な変更に当たらない (提供件数の修正)
平成29年8月9日	要 (住民記録ファイル)	(新規)	別紙1(提供先 学務課の追加)	事後	重要な変更に当たらない (提供先の追加)
平成29年8月9日	要し(木人確認情報ファイル)	担併な行っている(9件)	提供を行っている(3件)	事後	重要な変更に当たらない (提供件数の修正)
平成29年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (本人確認情報ファイル) 5 特定個人情報の提供・移転	(新規)	提供先3(追加)	事後	重要な変更に当たらない (提供先の追加)
平成30年10月5日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	情報政策課長 井上隆 城山まちづくりセンター所長 水野克巳 串川出張所長 佐藤尚 鳥屋出張所長 山崎哲男 青根出張所長 杉本恵司 相模湖まちづくりセンター所長 甘利雅弘 麻溝まちづくりセンター所長 光岡淳	情報政策課長 二瓶行 城山まちづくりセンター所長 岩部正志 串川出張所長 井上和明 鳥屋出張所長 長田孝宏 青根出張所長 井上尚 相模湖まちづくりセンター所長 田倉五己 麻溝まちづくりセンター所長 今井博之	事後	重要な変更に当たらない (人事異動による変更)
平成30年10月5日	II 特定個人情報ファイルの概要 (住民記録ファイル) 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	株式会社パソナ	パーソルテンプスタッフ株式会社	事後	重要な変更に当たらない (委託先の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年10月5日	Ⅱ 特定個人情報ノアイルの概要 (住民記録ファイル) 5 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	提供を行っている(56件)	提供を行っている(58件)	事後	重要な変更に当たらない (提供件数の修正)
平成30年10月5日	【別紙1】	(新規)	番号法別表第2の74項	事後	重要な変更に当たらない (提供先の修正)
平成30年10月5日	【別紙1】	(新規)	番号法別表第2の85項の2	事後	重要な変更に当たらない (提供先の修正)
平成30年10月5日	Ⅱ 特定個人情報ノアイルの概要 (住民記録ファイル) 5 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	移転を行っている(32件)	移転を行っている(33件)	事後	重要な変更に当たらない (移転先件数の修正)
	【別紙2】特定個人情報保護 評価(住民基本台帳事務)の 移転先情報 移転先4~9	こども青少年課	こども家庭課	事後	重要な変更に当たらない (移転先の課名変更)
	【別紙2】特定個人情報保護 評価(住民基本台帳事務)の 移転先情報 移転先11	住宅課	市営住宅課	事後	重要な変更に当たらない (移転先の課名変更)
平成30年10月5日	【別紙2】特定個人情報保護 評価(住民基本台帳事務)の 移転先情報 移転先16~19	健康企画課	こども家庭課	事後	重要な変更に当たらない (移転先の課名変更)
	【別紙2】特定個人情報保護 評価(住民基本台帳事務)の 移転先情報 移転先21 ②移転先における用途 ⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	第十回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金 請求受付事務	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求受 付事務	事後	重要な変更に当たらない (事務名の修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年10月5日	【別紙2】特定個人情報保護 評価(住民基本台帳事務)の 移転先情報 移転先33	(新規)	移転先33 職員課	事後	重要な変更に当たらない (移転先の追加)
平成30年10月5日	別添2-1 住民記録ファイル項目	(新規)	45 旧氏	事前	重要な変更に当たらない (項目の追加)
平成30年10月5日	別添2-2 本人確認情報ファイル	(新規)	37 旧氏漢字 38 旧氏かな	事前	重要な変更に当たらない (項目の追加)
平成30年10月5日	別添2-3 送付先情報ファイル	(新規)	62 旧氏漢字 63 旧氏かな 64 ローマ字氏名 65 ローマ字通称 66 ローマ字旧氏	事前	重要な変更に当たらない (項目の追加)
令和1年6月13日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職	区政支援課長 高梨邦彦 情報政策課長 二瓶行 緑区役所区民課長 笹野清美、大沢まちづくり センター所長 網本佳代、城山まちづくりセンター所長 網本佳代、城山まちづくりセンター所長 畑秀雄、串川出張所長 井上和明、坂方氏、青根出張所長 井上和県本芸治、青根出張所長 田孝宏、青野原出張がよりセンター所長 佐藤民課長 田野倉和 美、大野中式とりセンター所長 大野に変した。 中立くりセンター所長 大野北づくりセンター所長 南藤規之南区役所区民課長 宮澤容子、大野中まちづくりセンター所長 東田浩、上溝まちづくりセンター所長 南区役所区民課長 宮澤容子、大野中まちづくりセンター所長 南区役所区民課長 宮澤容子、大野中まちづくりセンター所長 南区役所区民課長 宮澤容子、大野中まちづくりセンター所長 東本芸ので、東本芸ので、大貫勝、相模台まちづくりセンター所長 南田浩美、相横台まちづくりセンター所長 南田浩美、相横台まちづくりセンター所長 南田浩美、相談台まちづくりセンター所長 南田清合、東林まちづくりセンター所長 菊地原真	区政支援課長 情報政策課長 緑区役所区民課長、大沢まちづくりセンター所 長、城山まちづくりセンター所長、津久井まちづ くりセンター所長、串川出張所長、鳥屋出張所 長、青野原出張所長、青根出張所長、相模湖 まちづくりセンター所長、藤野まちづくりセン ター所長 中央区役所区民課長、大野北まちづくりセン ター所長、田名まちづくりセンター所長、上溝ま ちづくりセンター所長 南区役所区民課長、大野中まちづくりセンター 所長、麻溝まちづくりセンター所長、新磯まちづ くりセンター所長、相模台まちづくりセンター所 長、相武台まちづくりセンター所長、東林まちづ くりセンター所長	事後	重要な変更に当たらない (様式の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (住民記録ファイル) 2. 特定個人情報の入手 リスク4:入手の際に特定個 人情報が漏えい・紛失するリ スク	ムの範囲や参照できる情報を設定し、ICカード	<住民記録システムにおける措置> 利用できるシステムの範囲や参照できる情報 を設定し、特定の権限者以外は利用できない ような仕組みが確立されている。	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和1年6月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (住民記録ファイル) 3 特定個 / 情報の使用	<住民記録システムにおける措置> ・ICカードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施することとする。	<住民記録システムにおける措置> ・生体認証による認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施することとする。	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和3年4月28日	I 基本情報 1.特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の内容※	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年1月20日総務省令第85号)(以下「通知カード及び個人番号カード省令」という。)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年1月20日総務省令第85号)(以下「個人番号カード省令」という。)第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和3年4月28日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム(氏存住民記録システム(既存住民基本台帳システム))	⑨証明書自動交付機能 証明書自動交付機から住民票の写しを出力する機能。 ⑩コンビニ交付機能 コンビニエンスストアのキオスク端末機から住民票の写しを出力する機能。 ⑪個人番号カード関連業務 個人番号カードの発行、管理を行う機能。	⑨を削除。 以降⑪を⑨へ、⑪を⑪とする。	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月28日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取 り扱う事務において使用する システム システム2(住民基本台帳シ ステム) ②システムの機能	⑦送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である 機構において、住民に対して番号通知書類(通 知カード、個人番号カード交付申請書(以下「交 付申請書」という。)等)を送付するため、住民記 録システムから住民基本台帳に記載されてい る者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構 が設置・管理する個人番号カード管理システム に通知する。	人番号通知書、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、 住民記録システムから住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和3年4月28日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取 り扱う事務において使用する システム システム3(中間サーバー) ②システムの機能	⑦データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステム (インターフェイスシステム)との間で、情報照 会・情報提供・符号取得のための情報等について連携する。 ⑨職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証と職員に 付与された権限に基づいた各種機能や特定個 人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。	⑦データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で、情報照会・情報提供・符号取得のための情報等について連携する。 ⑨職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和3年4月28日	I 基本情報 4.特定個人情報ファイルを取 り扱う理由 ①事務実施上の必要性	(3)送付先情報ファイル(住民基本台帳ネットワークシステム) 市町村長が個人番号を指定した際は通知カードの形式にて全付番対象者に個人番号を通知するものとされている(番号法第7条第1項)。通知カードによる番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、事務効率化等の観点から、市町村から、機構に委任しており、機構に通知カード及びで中間書の送付先情報を提供する。(通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。)	(3)送付先情報ファイル(住民基本台帳ネットワークシステム) 市町村長が個人番号を指定した際は個人番号通知書の形式にて全付番対象者に個人番号を通知するものとされている(番号法第7条第1項)。個人番号通知書による番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、事務効率化等の観点から、市町村から、機構に委任しており、機構に個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供する。個人番号カード省令第35条第1項(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。)	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和3年4月28日	I 基本情報 7.評価実施機関における担 当部署 ①部署	城山、津久井、相模湖、藤野) ※出張所、連絡所含む 中央区役所 区民課、まちづくりセンター(大野北、田名、上溝) ※連絡所含む	北、田名、上溝) ※連絡所含む 南区役所 区民課、まちづくりセンター(大野	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月28日	I 基本情報 7.評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	長、城山まちづくりセンター所長、津久井まちづくりセンター所長、串川出張所長、鳥屋出張所長、青野原出張所長、青根出張所長、相模湖まちづくりセンター所長、藤野まちづくりセンター所長 中央区役所区民課長、大野北まちづくりセンター所長、田名まちづくりセンター所長、上溝まちづくりセンター所長、上溝まちづくりセンター所長、上溝まちづくりセンター所長、麻溝まちづくりセンター所長、麻溝まちづくりセンター所長、麻溝まちづくりセンター所長、新磯まちづ	くりセンター所長、串川出張所長、鳥屋出張所長、青野原出張所長、青根出張所長、相模湖まちづくりセンター所長、藤野まちづくりセンター所長 中央区役所区民課長、大野北まちづくりセンター所長、田名まちづくりセンター所長、上溝まちづくりセンター所長 南区役所区民課長、大野中まちづくりセンター所長、麻溝まちづくりセンター所長、新磯まちづくりセンター所長、新機まちづくりセンター所長、新磯まちづくりセンター所長、相模台まちづくりセンター所	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和3年4月28日	(別添1)事務内容	12 情報提供ネットワークシステムへの提供 12-① 共通基盤システムが中間サーバへ、 住民票関係情報の連携を行う。	12 情報提供ネットワークシステムへの提供 12-① 共通基盤システムが中間サーバー へ、住民票関係情報の連携を行う。	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和3年4月28日	II 特定個人情報ファイルの 概要(住民記録ファイル) 2.基本情報 ⑥事務担当部署	野、大野北、田名、上溝、大野中、麻溝、新磯、	区政推進課、緑区役所区民課、中央区役所区 民課、南区役所区民課、情報政策課、まちづく りセンター(大沢、城山、津久井、相模湖、藤 野、大野北、田名、上溝、大野中、麻溝、新磯、 相模台、相武台、東林)※出張所・連絡所含む	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
	概要(住民記録ファイル)	りセンター(大沢、城山、津久井、相模湖、藤 野、大野北、田名、上溝、大野中、麻溝、新磯、	区政推進課、緑区役所区民課、中央区役所区 民課、南区役所区民課、情報政策課、まちづく りセンター(大沢、城山、津久井、相模湖、藤 野、大野北、田名、上溝、大野中、麻溝、新磯、 相模台、相武台、東林)※出張所・連絡所含む	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
	II 特定個人情報ファイルの 概要(住民記録ファイル) 4.特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託の有無 ※	[委託する] (4)件	[委託する] (3)件	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和3年4月28日	II 特定個人情報ファイルの 概要(住民記録ファイル) 4.特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託事項2	住民記録システム保守	住民記録システム保守・運用	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要(住民記録ファイル) 4.特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託事項2 <u>国委託</u> ⑨国委託事項	システムパッケージ保守業務・システム障害時の普及支援作業	システム保守・運用業務・システム障害時の普及支援作業	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和3年4月28日	II 特定個人情報ファイルの 概要(住民記録ファイル) 4.特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託事項3	委託事項3 住民記録システム運用 委託事項4 共通基盤システムの開発・保守・ 運用	削除 以降、委託事項4を委託事項3とする。	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和3年4月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要(住民記録ファイル(住民 記録システム)) 6. 特定個人情報の保管・消 去 ②保管期間	期間 5年	期間 20年以上	事後	提出時期に係る説明
令和3年4月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 その妥当性	報に該当する住民票情報のうち、消除された住 民票については住民基本台帳法施行令第34 条により、消除された日から5年間保存すること は定義されているため。	住民記録システムで保持している特定個人情報に該当する住民票情報のうち、消除された住民票については住民基本台帳法施行令第34条により、消除された日から150年間保存することは定義されているため。削除の定義の記載はないが適宜、住民記録システムの機能にて削除を行う。	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和3年4月28日	別紙2 特定個人情報保護評価(住民基本台帳事務)の移 転先情報 移転先1	地域医療課(後期高齢者医療広域連携ファイ ル作成システム)	国保・年金課(後期高齢者医療広域連携ファイル作成システム)	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和3年4月28日	別紙2 特定個人情報保護評価(住民基本台帳事務)の移 転先情報 移転先4	こども家庭課(児童扶養手当事務)	子育て給付課(児童扶養手当事務)	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和3年4月28日	別紙2 特定個人情報保護評価(住民基本台帳事務)の移 転先情報 移転先5	こども家庭課(児童手当事務)	子育で給付課(児童手当事務)	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	別紙2 特定個人情報保護評価(住民基本台帳事務)の移転先情報 移転先6 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	こども家庭課(母子父子寡婦福祉資金貸付事業) 児童手当申請に係る申請者及び対象児童	子育て給付課(母子父子寡婦福祉資金貸付事務) 母子父子寡婦福祉資金貸付に係る申請者及 び対象児童	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和3年4月28日	別紙2 特定個人情報保護評価(住民基本台帳事務)の移 転先情報 移転先7	こども家庭課(母子父子寡婦日常生活支援事 務)	子育て給付課(母子父子寡婦日常生活支援事 務)	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和3年4月28日	別紙2 特定個人情報保護評価(住民基本台帳事務)の移 転先情報 移転先8	こども家庭課(高等職業訓練促進給付金・自立 支援教育訓練給付金事務)	子育て給付課(高等職業訓練促進給付金・自 立支援教育訓練給付金事務)	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和3年4月28日	別紙2 特定個人情報保護評価(住民基本台帳事務)の移 転先情報 移転先9	こども家庭課(高等職業訓練促進給付金・自立 支援教育訓練給付金事務)	子育て給付課(高等職業訓練促進給付金・自 立支援教育訓練給付金事務)	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和3年4月28日	別紙2 特定個人情報保護評価(住民基本台帳事務)の移転先情報 移転先10	国民健康保険課(国民健康保険事務)	国保年金課(国民健康保険事務)	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和3年4月28日	別紙2 特定個人情報保護評価(住民基本台帳事務)の移 転先情報 移転先14	障害福祉サービス課(障害福祉関連事務)	高齡·障害者支援課(障害福祉関連事務)	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
市和3年4月28日	別紙2 特定個人情報保護評価(住民基本台帳事務)の移転先情報 移転先15	中央第1·中央第2·南·緑生活支援課(生活保護事務)	中央生活支援課·南生活支援課·緑生活支援 課(生活保護事務)	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和3年4月28日	別紙2 特定個人情報保護評価(住民基本台帳事務)の移 転先情報 移転先21	地域福祉課(戦没者等の遺族に対する特別弔 慰金請求受付事務)	生活福祉課(戦没者等の遺族に対する特別弔 慰金請求受付事務)	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月28日	別紙2 特定個人情報保護評価(住民基本台帳事務)の移 転先情報 移転先22		生活福祉課(中国残留邦人等の円滑な帰国の 促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び 特定配偶者の自立の支援に関する法律による 支援給付又は配偶者支援金の支給に関する 事務)	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和3年4月28日	別紙2 特定個人情報保護評価(住民基本台帳事務)の移転先情報 移転先24	各高齢者相談課等(老人福祉法による福祉の措置事務)	緑高齢・障害者相談課、中央高齢・障害者相談 課、南高齢・障害者相談課、(老人福祉法によ る福祉の措置事務)	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和3年4月28日	転先情報 移転先26	児童相談所(自立援助ホームへの入所にかかる事務)	児童相談所相談支援課(自立援助ホームへの 入所にかかる事務)	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和3年4月28日	田 特定個人情報ファイルの 概要 本人確認情報ファイル(住民 基本台帳ネットワークシステム) 1 基本情報 田 特定個人情報ファイルの	民課、南区役所区民課、まちづくりセンター(大沢、城山、津久井、相模湖、藤野、大野北、田	区政推進課、緑区役所区民課、中央区役所区 民課、南区役所区民課、まちづくりセンター(大 沢、城山、津久井、相模湖、藤野、大野北、田 名、上溝、大野中、麻溝、新磯、相模台、相武 台、東林)	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和3年4月28日	概要(本人確認情報ファイル)(住民其本会帳を以下リークシ		区政推進課、緑区役所区民課、中央区役所区 民課、南区役所区民課、まちづくりセンター(大 沢、城山、津久井、相模湖、藤野、大野北、田 名、上溝、大野中、麻溝、新磯、相模台、相武 台、東林)	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和3年4月28日	概要 (木人確認情報ファイル(住民	住民基本台帳ネットワークシステム市町村CS の運用保守業務	住民基本台帳ネットワークシステム市町村CS システムの運用保守業務	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和3年4月28日	II 特定個人情報ファイルの 概要 (送付先情報ファイル(住民基 本台帳ネットワークシステ ム)) 2.基本情報	に送付する必要がある。 また、同法第17条第1項(個人番号カードの交付等)により、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされていることから、合わせて、交付申請書を通知カード送付者全員に送付する必要がある。 市町村は、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務	番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。また、同法第17条第1項(個人番号カードの交付等)により、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされていることから、合わせて、交付申請書を個人番号通知書送付者全員に送付する必要がある。市町村は、個人番号カード省令第第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月28日	田 特定個人情報ファイルの概要 (住民基本台帳ネットワークシステム) ④記録される項目 主な記録項目 ※	[〇] その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情	[〇] その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和3年4月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (住民基本台帳ネットワークシステム) ④記録される項目 その妥当性	①個人番号、4情報、その他住民票関係情報個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ②その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報)機構に対し、通知カード及び個人番号カード関連事務の委任)に基づき通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カード及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	任)に基づき個人番号通知書及び交付申請書 の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和3年4月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 (住民基本台帳ネットワークシステム)2.基本情報 ⑥事務担当部署	区政支援課、緑区役所区民課、中央区役所区 民課、南区役所区民課、まちづくりセンター(大 沢、城山、津久井、相模湖、藤野、大野北、田 名、上溝、大野中、麻溝、新磯、相模台、相武 台、東林)	区政推進課、緑区役所区民課、中央区役所区 民課、南区役所区民課、まちづくりセンター(大 沢、城山、津久井、相模湖、藤野、大野北、田 名、上溝、大野中、麻溝、新磯、相模台、相武 台、東林)	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和3年4月28日	システム))	使用開始日から通知カード送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて入手する(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度入手する)。	使用開始日から個人番号通知書送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて入手する(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度入手する)。	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和3年4月28日	概要(送付先情報ファイル	通知カード及び個人番号カード省令第35条 (通知カード、個人番号カード関連事務の委任) に記載されている。	個人番号カード省令第35条(個人番号通知 書・個人番号カード関連事務の委任)に記載さ れている。	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和3年4月28日	システム)) 3.特定個人情報の入手・使用		委任を受けて個人番号通知書交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月28日	システム))		区政推進課、緑区役所区民課、中央区役所区 民課、南区役所区民課、まちづくりセンター(大 沢、城山、津久井、相模湖、藤野、大野北、田 名、上溝、大野中、麻溝、新磯、相模台、相武 台、東林)	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和3年4月28日	システム))	・住民記録システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する。	・住民記録システムより個人番号の通知対象 者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付 申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番 号カード省令第35条(個人番号通知書・個人 番号カード関連事務の委任)に基づいて委任す る機構に対し提供する。	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和3年4月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要(送付先情報ファイル ((住民基本台帳ネットワーク システム)) 4.特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 ①委託内容	要な範囲で送付先情報ファイルの取り扱いを	市町村CSシステムの運用保守業務を行うにあたり、必要な範囲で送付先情報ファイルの取り扱いを委託	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和3年4月28日	II 特定個人情報ファイルの概要(送付先情報ファイル((住民基本台帳ネットワークシステム)) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 提供①法令上の根拠	通知カード及び個人番号カード省令第35条 (通知カード、個人番号カード関連事務の委任)	個人番号カード省令第35条(個人番号通知 書・個人番号カード関連事務の委任)	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和3年4月28日	II 特定個人情報ファイルの 概要 (本人確認情報ファイル(住民 基本台帳ネットワークシステ ム)) 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項2 ③委託先における取扱者数	[10人未満]	[10人以上50人未満]	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(送付先情報ファイル((住民基本台帳ネットワークシステム)) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項2 ③委託先における取扱者数	[10人未満]	[10人以上50人未満]	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和3年4月28日	システム))	省令第35条(通知カード、個人番号カード関連	市町村からの個人番号、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和3年4月28日	システム))	17 九	使用開始日から個人番号通知書送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて提供する(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する)。	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (住民記録ファイル(住民記録 システム)) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを 通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	険証など名前入りの複数の証明となるものの 提示を求めるほか、必要に応じ本人しか知り得 ないことの聞き取りを行う。 ・その他、個人情報の取り扱いに関しては、相 模原市特定個人情報等の適正な取扱いの確 保に関する規程(以下「市特定個人情報等取 扱い規程」という。)に則して取扱う。 ・窓口で受付を行った後、住民異動届とシステ ムの入力内容を照合し、確認を行う。 <共通基盤システムにおける措置> 団体内統合宛名番号は、宛名情報の個人番号 に対して1対1となる。	証等の提示を求め、持っていない場合には被保険者証など名前入りの複数の証明となるものの提示を求めるほか、聴聞等で補足的に確認をする。・その他、個人情報の取り扱いに関しては、相模原市特定個人情報等の適正な取扱いの確保に関する規程(以下「市特定個人情報等取扱い規程」という。)に則して取扱う。・窓口で受付を行った後、住民異動局とシステムの入力内容を照合し、確認を行う。 <共通基盤システムにおける措置> 団体内統合宛名番号は、宛名情報の個人番号に対して1対1となる。同一個人番号が、複数の宛名番号(住登・住登外)にある場合、同じ団体内統合宛名番号を付番する。 ※不正データ(1対1とならないデータ)が混入し	事後	
令和3年4月28日	システム))	るいは、代理人による届出のみを受付することとし、受付の際は必ず本人あるいは代理人の本人確認及び委任状の確認を行うこととしている。(住基法第27条第2項及び第3項)・個人番号は原則、住民票の写し以外では明示せず、住民票の写しへの記載も、本人からの特別な請求がない限り、省略して出力する。(住基法第12条第5項) <住基ネットにおける措置>・住基ネットから入手する場合は、市町村CSの認証機能により特定の権限者以外は操作が行えず、またシステムの操作履歴を取得する機能(以下証跡機能」という。)により、情報照会・提	とし、受付の際は必ず本人あるいは代理人の本人確認及び委任状の確認を行うこととしている。(住基法第27条第2項及び第3項)・個人番号は原則、住民票の写し以外では明示せず、住民票の写しへの記載も、本人からの特別な請求がない限り、省略して出力する。(住基法第12条第5項) <住基ネットにおける措置> ・住基ネットから入手する場合は、市町村CSの	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月28日	取扱いプロセスにおけるリスク対策 (住民記録ファイル(住民記録システム))2. 特定個人情報	生しても団体内統合宛名番号に変更はなく、個 人番号変更時には、変更前と変更後の個人番 号を必須として団体内統合宛名番号を管理す ることとする。	う。 <共通基盤システムにおける措置> ・共通基盤システムでは、個人番号に変更が発生しても団体内統合宛名番号に変更はなく、個人番号変更時には、変更前と変更後の個人番号を必須として団体内統合宛名番号を管理する。 ・共通基盤システムでは、個人番号の入手にあ	事後	
令和3年4月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(住民記録ファイル(住民記録システム))2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク4:入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクリスクに対する措置の内容	〈運用における措置〉・窓口で本人または代理人が来庁した場合は、カウンターに衝立を設置し隣席からは手元が見えないようにした窓口で職員が対面して申書などを直接収受することとする。・業務で使用する特定個人情報を含む届出書等は放置せず、閉庁時には施錠された場所で保管することとする。・事務処理段階で発生する個人情報を含む内内内をで認の上シュレッダ・のは、類と区分し、再変を確認の上シュレッダ・のににて記載された届書〉及び〈住民記録システムにおける措置〉及び〈住民記録システムにおける措置〉及び〈住民記録システムにおける措置〉とは表ネットにおける措置〉及び〈住民記録システムにおける措置〉とはまれた日と、大通基盤システムにおける措置〉と、共通基盤システムでは、操作者による認証から認知解除を行うまでの間、システムのアクセス状況や操作内容、データ処理内容等を追いている。・共通基盤システムでは、操作者による認証から認知解除を行うまでの間、システムのアクセス状況や操作内容、データ処理内容等を追いている。・共通基盤システムでは、場できるように、時系列に記録を対果を書いなり、不適切な操作を抑止する。が共通を対している。・・共通基盤システムでは、ユーザ与でき、不必要な情報へのアクセスを防止する。	 〈運用における措置〉 ・窓口で本人または代理人が来庁した場合は、カウンターに衝立を設置し隣席からは手元が見えないようにした窓口で職員が対面して申告書などを直接収受する。 ・業務で使用する特定個人情報を含む届出書等は放置せず、関庁時には施錠された場所で保管する。 ・事務処理段階で発生する個人情報を含む帳票類で不要となるものは、担当者が必ず内容を確認の上シュレッダーにより裁断する。 ・窓口にて記載された届書等は、施錠されたキャビネットにおける措置〉及び〈住民記録システムにおける措置〉は変更なし) 〈共通基盤システムにおける措置〉 〈共通基盤システムでは、操作の間、シスケムのアクセス状況や操作内容、データ処理内容のによりできるように、時系列に記録としており、不適切な操作を抑止する効果を講じる。 ・共通基盤システムでは、ユーザあるいはグループ単位でアクセスを防止する。 ・共通基盤システムでは、ユーザあるいはグループ単位でアクセスを防止する。 	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (住民記録ファイル(住民記録 システム)) 3. 特定個人情報の使用 リスク1:目的を超大統任付 け、事務に必要ない情報との 紐付けが行われるリスク 宛名システム等における措置 の内容	<共通基盤システムにおける措置> ・個人番号関連業務以外は個人番号にアクセスできないよう、個人番号利用事務以外で個人番号の検索を行えないこととする。 ・個人番号利用事務以外では個人番号表示時にマスキング処理を実施する。	<共通基盤システムにおける措置> ・個人番号関連業務以外は個人番号にアクセスできないよう、個人番号利用事務以外で個人番号の検索を行えないようになっている。 ・個人番号利用事務以外では個人番号表示時にマスキング処理を実施する。	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
	システム)) 3. 特定個人情報の使用 リスク1:目的を超えた紐付 け、事務に必要ない情報との 紐付けが行われるリスク	〈住民記録システムにおける措置〉 ·番号制度に関する事務(システム)以外からは住民記録ファイルを直接参照できないよう、アクセス制御を実施することとする。 ·個人番号利用事務以外の部門において住民記録システムを使用した照会(他課照会)では、利用権限により個人番号表示時にマスキング処理を実施する。 〈共通基盤システムにおける措置〉 ·個人番号関連業務以外は個人番号にアクセスできないよう、個人番号利用事務以外で個人番号の検索を行えないこととする。 ·個人番号利用事務以外では個人番号表示時にマスキング処理を実施することとする。	<住民記録システムにおける措置> ・番号制度に関する事務(システム)以外からは住民記録ファイルを直接参照できないよう、アクセス制御を実施する。 ・個人番号利用事務以外の部門において住民記録システムを使用した照会(他課照会)では、利用権限により個人番号表示時にマスキング処理を実施する。 〈共通基盤システムにおける措置> ・個人番号関連業務以外は個人番号にアクセスできないよう、個人番号利用事務以外で個人番号の検索を行えないようになっている。 ・個人番号利用事務以外では個人番号表示時にマスキング処理を実施する。	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和3年4月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (住民記録ファイル(住民記録 システム)) 3. 特定個人情報使用 リスク2:権限のない者(元職 員、アクセス権限のない職員 等)によって不正に使用され るリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	<住民記録システムにおける措置> ・生体認証による認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施することとする。 ・利用できる端末をシステムで管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施する。また、端末を管理するシステムにアクセスできる権限を制限する。 ・住民記録システムを稼動するLANでは、ファイアウォールにより外部からの侵入を防御する。	<住民記録システムにおける措置> ・生体認証による認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施する。・利用できる端末をシステムで管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施する。また、端末を管理するシステムにアクセスできる権限を制限する。・住民記録システムを稼動するLANでは、ファイアウォールにより外部からの侵入を防御する。・操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録・分析を行い、不正アクセス(操作)がないことを確認する。	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月28日	同上	とパスワードによる認証を実施することとしており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施することとする。・共通基盤システムで信理することにより、不要な端末をシステムで管理することにより、不要な端末からの利用ができないような対策を実施することとする。・共通基盤システムでは、パスワードの適性のチェック、有効期限の管理を行い、3ヶ月に1度、不適切なパスワードの利用の禁止や有効期限切れのパスワードの失効を実施することとする。	ユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施する。 ・共通基盤システムでは、システムの利用できる端末をシステムで管理することにより、不要な端末からの利用ができないような対策を実施する。 ・共通基盤システムでは、パスワードの適性のチェック、有効期限の管理を行い、3ヶ月に1度、不適切なパスワードの利用の禁止や有効期限切れのパスワードの失効を実施する。 ・共通基盤システムでは、システム間を跨る認証については、認証チェックを行うことで不正利用が行えない対策を実施する。	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (住民記録ファイル(住民記録 システム)) 3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職 員、アクセス権限のない職員 等)によって不正に使用され るリスク アクセス権限の発効・失効の 管理 具体的な管理方法	<共通基盤システムにおける措置> ・共通基盤システムでは、ユーザあるいはグループ単位で権限付与を実施できる機能を有することとする。 ・共通基盤システムへのユーザIDごとのアクセス権限については、情報システム部門の長が管理を行うこととし、登録/変更の際は、長又はその代理の者が設定の変更を行うこととする。その他の者は、アクセス権限の登録/変更を行うためのアクセス権限を与えないこととする。 ・人事異動の場合等、権限が不要となった場合は、情報システム部門が、不要となったIDや権限を変更または削除する。	<共通基盤システムにおける措置> ・共通基盤システムでは、ユーザあるいはグループ単位で権限付与を実施できる機能を有する。 ・共通基盤システムへのユーザIDごとのアクセス権限については、情報システム部門の長が管理を行うこととし、登録/変更の際は、長又はその代理の者が設定の変更を行う。その他の者は、アクセス権限の登録/変更を行うためのアクセス権限を与えない。 ・人事異動の場合等、権限が不要となった場合は、情報システム部門が、不要となったIDや権限を変更または削除する。	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (住民記録ファイル(住民記録 システム)) 3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員 等)によって不正に使用され るリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	行う。 (操作者がどの個人に対して照会・異動・証明 発行を行ったかを記録している。)	(操作者がどの個人に対して照会・異動・証明発行を行ったかを記録している。)・自動実行等による処理についても、同様に監査証跡の記録を行う。・監査証跡については一定期間保存し、定期的にセキュリティ責任者が検査・分析を行い、不正アクセス(操作)がないことを確認する。 <共通基盤システムにおける措置>・共通基盤システムでは、操作者によるログイ	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和3年4月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (住民記録ファイル(住民記録 システム))3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファ イルが不正に複製されるリス ク リスクに対する措置の内容	<運用における措置> ・バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・派遣者・委託先に対し徹底させる <住民記録システムにおける措置> ・情報セキュリティポリシーに基づき、システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えないように機能に制限を設ける。 <共通基盤システムにおける措置> ・基幹系システムのデータップ以外に、本番環境不具合時の運用対策として、特定個人情報ファイルが含まれるシステムディスクの複製データへのアクセス権限については、情報システム部門のメンバー以外は行えないこともする。 ・複製データで構築された特定個人情報を扱うシステムの操作認証は、2要素認証等の適切な方法で実施する。	〈運用における措置〉・バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・派遣者・委託先に対し徹底させる。・システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について徹底させる。・職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。・違反行為を行った場合は、法の罰則規定により必要な措置を講じる。 〈住民記録システムにおける措置〉・情報セキュリティポリシーに基づき、システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えないように機能に制限を設ける。 〈共通基盤システムにおける措置〉・・基準系システムのデータバックアップ以外に、本来環境不見合味の運用対策として、特定個	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (住民記録ファイル(住民記録 システム)) 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱 いの記録 具体的な方法	<住民記録システムにおける措置> ・アクセスログによる記録を残すこととする。 ・委託側において利用するユーザIDについては、職員と同等のログ監視を行うこととし、利用履歴の参照も職員と同等の確認を行う。	<住民記録システムにおける措置> ・アクセスログによる記録を残す。 ・委託側において利用するユーザIDについては、職員と同等のログ監視を行うこととし、利用履歴の参照も職員と同等の確認を行う。	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和3年4月28日	ク対策 (住民記録ファイル(住民記録システム)) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	・提供及び移転する特定個人情報ファイルについては、提供データ作成時に監査証跡に作成日時、提供日時等の実行処理結果が記録される仕組みとなっている。 <共通基盤システムにおける措置> ・共通基盤システムでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行う。 ・共通基盤システムでは、ユーザあるいはグ	る仕組みとなっている。 ・監査証跡の記録・分析を行い、不正アクセス (操作)がないことを確認する。 <共通基盤システムにおける措置> ・共通基盤システムでは、操作者によるログイ	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (住民記録ファイル(住民記録 システム)) 6. 情報提供ネットワークシス テムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行 われるリスク リスクに対する措置の内容		・職員は、業務以外の目的で情報システム及び パソコン等の情報機器を使用しない。	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策(本人確認情報ファイ ル(住民基本台帳ネットワーク システム)) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを 通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人 情報が不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措 置の内容	には、整合性を確保するために、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が確認する等、必ず入力、削除及び訂正した内容を確認する。・入力、削除及び訂正作業に用いた帳票等は、当市で定める規程に基づいて管理し、保管する。・本人確認情報に誤りがあった際に訂正を行う場合には、本人確認情報管理責任者の許可を得て行うこととする。また、訂正した内容等につ	び訂正を行った者以外の者が確認する等、必ず入力、削除及び訂正した内容を確認する。・入力、削除及び訂正作業に用いた帳票等は、当市で定める規程に基づいて管理し、保管する。・本人確認情報に誤りがあった際に訂正を行う場合には、本人確認情報管理責任者の許可を	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和3年4月28日	取扱いプロセスにおけるリスク対策(本人確認情報ファイル(住民基本台帳ネットワークシステム)) 3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリス	<住基ネットにおける措置> ・本人確認情報を扱うシステムの操作履歴を記録する。 ・操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている。 (操作者がどの個人に対して照会・異動・証明発行を行ったかを記録している。)	れた期間、安全な場所に施錠保管する。 <住基ネットにおける措置> ・本人確認情報を扱うシステムの操作履歴を記録する。	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月28日	ク対策(本人確認情報ファイル(住民基本台帳ネットワークシステム)) 3. 特定個人情報の使用リスク3:従業者が事務外で使用するリスク	項についての誓約書の提出を求める。 ・違反行為を行った場合は、法の罰則規定により必要な措置を講じる。 〈住基ネットにおける措置〉	・職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。 ・違反行為を行った場合は、法の罰則規定によ	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和3年4月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策(本人確認情報ファイ ル(住民基本台帳ネットワーク システム)) 3. 特定個人情報の使用 リ スク4: 特定個人情報ファイ ルが不正に複製されるリスク	<運用における措置> ・バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・派遣者・委託先に対し徹底させる。 〈住基ネットにおける措置> ・システム上、管理権限を与えられた者以外、 情報の複製は行えない仕組みとする。	<運用における措置> ・バックアップ以外にファイルを複製しないよう、 職員・派遣者・委託先に対し、徹底させる。 職員以外の派遣者・委託先に対しては、相模 原市個人情報取扱事務委託基準に基づき、契 約書等に規定を設け、「特定個人情報等を含 む個人情報の取り扱いに関する特記事項」に ついて順守を徹底させる。 <住基ネットにおける措置> ・システム上、管理権限を与えられた者以外、 情報の複製は行えない仕組みとする。	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
节和3年4月28日	取扱いプロセスにおけるリスク対策(本人確認情報ファイル(住民基本台帳ネットワークシステム)) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	<運用における措置> 外部委託に際しては市特定個人情報等取扱い規程に従い、情報セキュリティ管理者が業者に対して個人情報保護管理の態勢が適切かどうかを確認することとする。 ・情報セキュリティ監査の実施状況等を確認。 ・情報セキュリティ要件を明記した契約を締結。	規程に従い、情報セキュリティ管理者が業者に	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月28日	町 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策(本人確認情報ファイ ル(住民基本台帳ネットワーク システム)) 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に 関するルールの内容及び ルール遵守の確認方法	〈運用における措置〉 契約書に次の内容を規定することとする。 ・委託業務以外の目的で利用することを禁止。 ・委託元の承認なく、他者へ提供することを禁止	<運用における措置> 契約書に次の内容を規定する。 ・委託業務以外の目的で利用することを禁止。 ・委託元の承認なく、他者へ提供することを禁止	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和3年4月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策(本人確認情報ファイ ル(住民基本台帳ネットワーク システム)) 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に 関するルールの内容及び ルール遵守の確認方法	<運用における措置> 契約書に次の内容を規定することとする。 ・個人情報等の受渡しに関しては、書面により 委託元に対して申請し、その承認を得なければならない。 ・この場合において、委託先は、委託元が指定 した手段、日時及び場所で行った上で、委託元に個人情報等の預り証を提出しなければならない。		事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和3年4月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策(本人確認情報ファイ ル(住民基本台帳ネットワーク システム)) 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 特定個人情報の消去ルール ルールの内容及びルール順 守の確認方法	<運用における措置> 契約書に次の内容を規定することとする。	<運用における措置> 契約書に次の内容を規定する。 (・委託業務の終了時に、以降は変更なし)	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和3年4月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策(本人確認情報ファイ ル(住民基本台帳ネットワーク システム)) 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託契約書中の特定個人情 報ファイルの取扱いに関する 規定 規定の内容	<運用における措置> 契約書に次の内容を規定することとする。	<運用における措置> 契約書に次の内容を規定する。 (・個人情報等の保護に、以降は変更なし)	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月28日	町 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策(本人確認情報ファイ ル(住民基本台帳ネットワーク システム)) 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 再委託先による特定個人情 報ファイルの適切な取扱いの 確保定 具体的な方法	<運用における措置>	<運用における措置> ・体制、作業場所、再委託、秘密保持に関して 書類を提出させる。 (・提出書類の内容のとおりに 以下変更なし)	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和3年4月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策(本人確認情報ファイ ル(住民基本台帳ネットワーク システム)) 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託や情報提供ネット ワークシステムを通じた提供 を除く。) 特定個人情報の提供・移転に 関するルール ルールの内容及びルール遵 守の確認方法	〈運用における措置〉 ・同一機関内における特定個人情報の移転の際は、提供先の各担当課より原則的に依頼票を提出してもらうこととしており、依頼票の内容を検査した上で、必要な情報のみを提供することとする。	〈運用における措置〉 ・同一機関内における特定個人情報の移転の際は、提供先の各担当課より原則的に依頼票を提出してもらうこととしており、依頼票の内容を検査した上で、必要な情報のみを提供する。	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和3年4月28日	取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (送付先情報ファイル (住民基本台帳ネットワークシ ステム)) 3. 特定個人情報の使用	に1回程度)にチェックを行う。 ・担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 ・システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について徹底させる。 ・職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。	に1回程度)にチェックを行う。 ・システム利用時に担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (送付先情報ファイル (住民基本台帳ネットワークシ ステム)) 3. 特定個人情報 の使用 リスク4: 特定個人 情報ファイルが不正に複製さ れるリスク リスクに対する措 置の内容	<運用における措置> ・バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・派遣者・委託先に対し徹底させることとする。 <住基ネットにおける措置> ・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。	<運用における措置> ・バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・派遣者・委託先に対し徹底させる。・職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。・違反行為を行った場合は、法の罰則規定により必要な措置を講じる。 〈住基ネットにおける措置> ・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和3年4月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (送付先情報ファイル (住民基本台帳ネットワークシ ステム)) 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に 関するルールの内容及び ルール遵守の確認方法	<運用における措置> 契約書に次の内容を規定することとする。 ・委託業務以外の目的で利用することを禁止。 ・委託元の承認なく、他者へ提供することを禁止。 止。	<運用における措置> 契約書に次の内容を規定する。 ・委託業務以外の目的で利用することを禁止。 ・委託元の承認なく、他者へ提供することを禁止。 止。	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和3年4月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (送付先情報ファイル (住民基本台帳ネットワークシ ステム)) 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 特定個人情 報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に 関するルールの内容及び ルール遵守の確認方法	<運用における措置> 契約書に次の内容を規定することとする。	〈運用における措置〉 契約書に次の内容を規定する。 (・個人情報等の受渡しに関しては、 以下、変 更なし)	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月28日	田 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (送付先情報ファイル (住民基本台帳ネットワークシ ステム)) 4. 特定個人情報 ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの 確保 具体的な方法	<運用における措置> ・体制、作業場所、再委託、秘密保持に関して書類を提出させることとする。	く運用における措置> ・体制、作業場所、再委託、秘密保持に関して書類を提出させることとする。 (・提出書類の内容のとおりに 以下、変更なし)	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和3年4月28日	た提供を除く。)	〈運用における措置〉 ・同一機関内における特定個人情報の移転の際は、提供先の各担当課より原則的に依頼を提出してもらうこととしており、依頼の内容を検査した上で、必要な情報のみを提供することとする。	〈運用における措置〉 ・同一機関内における特定個人情報の移転の際は、提供先の各担当課より原則的に依頼を提出してもらうこととしており、依頼の内容を検査した上で、必要な情報のみを提供する。	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和3年4月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策(送付先情報ファイル (住民基本台帳ネットワークシ ステム)) 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク1: 特定個人情報の漏 えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	<住基ネットにおける措置> ・データのバックアップを実施する。	<住基ネットにおける措置> ・データのバックアップを実施する。データバックアップは毎日、システムバックアップは毎月月末に行っている。 (<システム環境における措置> 以下変更なし)	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月28日	IV その他のリスク対策 2.従業者に対する教育・啓発	く本市における措置〉・担当部署において、情報セキュリティに関する知識の向上等に資するための研修を実施することとする。 ①新規採用職員及び配属1年目の職員を対象とした基礎研修。 ②全職員を対象とした情報セキュリティ対策に関する研修。 ③管理職を対象とした情報セキュリティ対策に関する研修。・情報セキュリティ担当部署が次の教育・啓発を行うこととすることとする。 ①定期及び随時に情報セキュリティ対策の啓発通知を各課へ回覧 ②個人情報保護・情報セキュリティハンドブックによる自己啓発 ③e-ラーニングによる情報セキュリティ研修の実施	知識の向上等に資するための研修を実施する。 ①新規採用職員及び配属1年目の職員を対象とした基礎研修。 ②全職員を対象とした情報セキュリティ対策に関する研修。 ③管理職を対象とした情報セキュリティ対策に関する研修。 ・情報セキュリティ担当部署が次の教育・啓発を行う。 ①定期及び随時に情報セキュリティ対策の啓発通知を各課へ回覧	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和3年4月28日	V 開示請求、問合せ 2.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	相模原市 市民局 区政支援課	相模原市 市民局 区政推進課	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和3年4月28日	一 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (住民記録ファイル(住民記録 システム))7 特定個人情報の保管・消	[定めていない]	[定めている]	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和3年4月28日	システム)) 7. 特定個人情報の保管・消 去		<住民記録システムにおける措置> 住民記録システムで保持している特定個人情報に該当する住民票情報のうち、消除された住民票については住民基本台帳法施行令第34条により、消除された日から150年間保存する。 保存期間の終了後に対象データを削除する。	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		相模原市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。			
令和4年3月30日	I 基本情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年1月20日総務省令第85号)(以下「個人番号カード省令」という。)第	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号。以下「個人番号カード省令」という。)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和4年3月30日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取 り扱う事務において使用する システム システム1 ②システムの機能	⑨コンビニ交付機能 コンビニエンスストアのキオスク端末機から 住民票の写しを出力する機能。	⑨コンビニ交付機能 コンビニエンスストアのキオスク端末機から 住民票等の写しを出力する機能。	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和4年3月30日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム2 ②システムの機能	④本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報(氏名、 住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人 確認情報の検索を行い、検索条件に該当する 本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	④本人確認情報検索 統合端末において入力された住民票コード、 個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年 月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索 を行い、検索条件に該当する本人確認情報の 一覧を画面上に表示する。	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月30日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム システム2 ②システムの機能	⑦送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である 機構において、住民に対して番号通知書類(個 人番号通知書、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、 住民記録システムから住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報 を、機構が設置・管理する個人番号カード管理 システムに通知する。	⑦送付先情報通知 機構において、住民に対して番号通知書類 (個人番号通知書、個人番号カード交付申請書 (以下「交付申請書」という。)等)を送付するた め、住民記録システムから住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該 情報を、機構が設置・管理する個人番号カード 管理システムに通知する。	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和4年3月30日	1 基本情報 4.特定個人情報ファイルを取 り扱う理由 ①実務実施上の必要性	(3)送付先情報ファイル(住民基本台帳ネットワークシステム) 市町村長が個人番号を指定した際は個人番号通知書の形式にて全付番対象者に個人番号を通知するものとされている(番号法第7条第1項)。個人番号通知書による番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、事務効率化等の観点から、市町村から、機構に委任しており、機構に個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供する。個人番号カード省令第35条第1項(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任が認められている。)	(3)送付先情報ファイル(住民基本台帳ネットワークシステム) 市町村長が個人番号を指定した際は個人番号通知書の形式にて付番対象者に個人番号を通知するものとされている(番号法第7条第1項及び個人番号カード省令第7条)。個人番号通知書による番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づいて機構が行うこととされていることから、機構に個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供する。	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和4年3月30日	1 基本情報 4.特定個人情報ファイルを取 り扱う理由 ②実現が期待されるメリット	住民基本台帳は、住民に関する事務処理の基礎となるもので、番号により異なる制度間での給付・受給情報の確実な確認が行え、利用することできめ細かな社会保障制度の実現が可能となるとともに、番号による情報の取得ができることで申請書の添付書類の省略が可能となるなど、利便性の向上が期待される。	住民票の写し等にかえて本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた行政機関が発行する添付書類(住民票の写し等)の省略が図られ、もって市民の負担軽減(各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながることが見込まれる。また、個人番号カードによる本人確認、個人番号の真正性確認が可能となり、行政事務の効率化に資することが期待される。	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和4年3月30日	1 基本情報 5.個人番号の利用 法律上の根拠	·住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点)	·住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月30日	1 基本情報 6.情報提供ネットワークシステ ムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第2における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の 制限)及び別表第2において、第3欄(情報提供 者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個 人情報)に「住民票関係情報」が含まれている 項	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、11、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠):なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和4年3月30日	1 基本情報 7.評価実施機関における担当 部署 ①部署		北、田名、上溝) ※連絡所含む 南区役所 区民課、まちづくりセンター(大野	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和4年3月30日	1 基本情報 7.評価実施機関における担当 部署 ②所属長の役職名	長、城山まちづくりセンター所長、津久井まちづくりセンター所長、串川出張所長、鳥屋出張所 長、青野原出張所長、青根出張所長、相模湖 まちづくりセンター所長、藤野まちづくりセン	ちづくりセンター所長 南区役所区民課長、大野中まちづくりセンター 所長、麻溝まちづくりセンター所長、新磯まちづ くりセンター所長、相模台まちづくりセンター所	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月30日	(別添1)事務内容	3 個人番号カードを利用した転入(特例転入) 3-① 転入手続を行う住民から提示された個人番号カードを利用して本人確認(「2. 本人確認」を参照)を行う。 3-⑤ 市町村CSより、住民記録システムから転入処理完了後に受け渡される転入通知情報を転出地市町村へ送信すると同時に、都道府県サーバへ本人確認情報の更新情報を送信する。 4 本人確認情報検索に関する事務 4-① 4情報の組み合わせをキーワードとし	含まない)。 2 本人確認に関する事務 2-① 住民より、住民票の写しの交付申請等、本人確認が必要となる申請を受け付ける(※特定個人情報を含まない)。 3 個人番号カードを利用した転入(特例転入) 3-① 転入手続を行う住民から提示された個人番号カードを利用して本人確認(「2. 本人確認」を参照)を行う(※特定個人情報を含まない)。 3-⑤ 市町村CSより、住民記録システムから転入処理完了後に受け渡される転入通知情報を(※特定個人情報を含まない)転出地市町村へ送信すると同時に、都道府県サーバへ本人確認情報の更新情報を送信する。 4 本人確認情報検索に関する事務 4-① 住民票コード、個人番号又は4情報の組み合わせをキーワードとして、市町村CSの本人確認情報を検索する。	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和4年3月30日	概要	区政推進課、緑区役所区民課、中央区役所区 民課、南区役所区民課、情報政策課、まちづく りセンター(大沢、城山、津久井、相模湖、藤 野、大野北、田名、上溝、大野中、麻溝、新磯、 相模台、相武台、東林)※出張所・連絡所含む	民課、南区役所区民課、DX推進課、まちづくり センター(大沢、城山、津久井、相模湖、藤野、 大野北、田名、上溝、大野中、麻溝、新磯、相	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月30日	概要 1.(1)		区政推進課、緑区役所区民課、中央区役所区 民課、南区役所区民課、DX推進課、まちづくり センター(大沢、城山、津久井、相模湖、藤野、 大野北、田名、上溝、大野中、麻溝、新磯、相 模台、相武台、東林)※出張所・連絡所含む	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和4年3月30日	3.特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)及び平成14年6月10日総務省告示第344号(第6-7(市町村長から都	市町村CSが住民記録システムより本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)及び平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-7(市町村長から都道府県知事への通知及び記録)に記載されている。	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和4年3月30日	I 特定個人情報ファイルの 概要 1(2) 3.特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	③4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合 せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行 う。	③住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、 住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人 確認情報ファイルの検索を行う。	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和4年3月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 1(2) 6.特定個人情報の保管・消去 ②保管期間	る。 ②住民票の記載の修正前の本人確認情報(履 歴情報)及び消除者の本人確認情報は、住民	①住民票の記載の修正後の本人確認情報は、新たに記載の修正の通知を受けるまで保管する。 ②住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は、住民基本台帳法施行令第34条第2項(保存)に定める期間(150年間)保管する。	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月30日	II 特定個人情報ファイルの 概要 1(3) 2.基本情報 ③その必要性	カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。	番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。また、通知カード所持者にあっては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。機構は、個人番号カード省令第23条の2(個人	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和4年3月30日	II 特定個人情報ファイルの 概要 1(3) 2.基本情報 ④その妥当性	②その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報)機構に対し、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	②その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報)機構に対し、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を機構が行うために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和4年3月30日	- (-)	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任) ※本人へ明示する場合には、明示方法について記載する。	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務) ※本人へ明示する場合には、明示方法について記載する。	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和4年3月30日	II 特定個人情報ファイルの 概要 1(3) 3.特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的	委任を受けて個人番号通知書及び交付申請書 の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月30日	I 特定個人情報ファイルの 概要 1(3) 3.特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	・住民記録システムより個人番号の通知対象 者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付 申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番 号カード省令(個人番号通知書・個人番号カー ド関連事務の委任)に基づいて委任する機構 に対し提供する。	・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づいて行う機構に対し提供する(住民記録システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和4年3月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 1(3) 5.特定個人情報の提供・移転 提供先1 ①法令上の根拠	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和4年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 1(3) 5.特定個人情報の提供・移転 提供先1 ②提供先における用途	番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和4年3月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 1.特定個人情報ファイル名 (1)住民記録ファイル(住民 記録システム) 7.特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑩死者の個人情報 具体的な保管方法	<住民記録システムにおける措置> 住基法施行令第34条により消除された住民票 は、その消除された日から150年間保存するも のとするとされており、最低150年間は住民記 録システムに除票住民票として管理する。	<住民記録システムにおける措置> 生存する個人の個人番号とともに、死亡による 消除後、住民基本台帳法施行令第34条第2項 (保存)に定める期間(150年間)保管する。	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月30日	(2)本人確認情報ファイル	際に、届出/申請等の窓口において届出/申	〈運用における措置〉 本人確認情報の入手元は住民記録システムに限定されるため、住民記録システムへの情報の登録の際に、届出/申請等の窓口において届出/申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和4年3月30日	1.特定個人情報ファイル名 (2)本人確認情報ファイル (住民基本台帳ネットワークシステム) 2.特定個人情報の入手 リスク1 必要な情報以外を入手する	り市町村CSにおいて住民記録システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 ・正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合	6-7 本人確認情報の通知及び記録)等により市町村CSにおいて住民記録システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 ・正当な利用目的以外の目的にデータベース	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和4年3月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 1.特定個人情報ファイル名 (2)本人確認情報ファイル (住民基本台帳ネットワークシ ステム) 2.特定個人情報の入手 リスク2 リスク1に対する措置の内容	<住基ネットにおける措置> 情報の入手元を住民記録システムに限定する。	<住基ネットにおける措置> 本人確認情報の入手元を住民記録システムに 限定する。	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 1.特定個人情報ファイル名 (2)本人確認情報ファイル (住民基本台帳ネットワークシステム) 7.特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑩死者の個人情報 具体的な保管方法	〈運用における措置〉 生存する個人の個人番号とともに、死亡による 消除後、総務省告示第334号(第6-7(1)市 町村長における本人確認情報の消去)に定め る期間保管する。	〈運用における措置〉 生存する個人の個人番号とともに、死亡による 消除後、住民基本台帳法施行令第34条第2項 (保存)に定める期間(150年間)保管する。	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和4年3月30日	テム) 2.特定個人情報の入手 リスク1 必要な情報以外を入手する	・平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-6 本人確認情報の通知及び記録)等により市町村CSにおいて住民記録システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 ・正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合	<住基ネットにおける措置> ・平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-7 本人確認情報の通知及び記録)等により市町村CSにおいて住民記録システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 ・正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ)の指定を必須とする。	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和4年3月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 1.特定個人情報ファイル名 (3)送付先情報ファイル(住 民基本台帳ネットワークシス テム) 2.特定個人情報の入手 リスク3 特定個人情報の正確性確 保の措置の内容	く運用における措置> 入手から削除までのサイクルがごく短期間であることから、入手から削除の間の正確性を維持するための特段の対策は講じない。 く住基ネットにおける措置> 住民記録システムにおいて正確性が確保された送付先情報を適切に受信できることをシステムにより担保する。 なお、送付先情報ファイルは、住民記録システムから入手後、個人番号カード管理システムに送付先情報を送付した時点で役割を終える(不要となる)ため、送付後速やかに市町村CSから削除する。	く運用における措置> 入手から削除までのサイクルがごく短期間であることから、入手から削除の間の正確性を維持するための特段の対策は講じない。 く住基ネットにおける措置> 住民記録システムにおいて正確性が確保された送付先情報を適切に受信できることをシステムにより担保する。 なお、送付先情報ファイルは、住民記録システムから入手後、個人番号カード管理システムに送付先情報を送付した時点で役割を終える(不要となる)ため、一定期間経過後に市町村CSから自動的に削除する。	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 1.特定個人情報ファイル名 (3)送付先情報ファイル(住 民基本台帳ネットワークシス テム) 7.特定個人情報の保管・消去 リスク2 リスクに対する措置の内容	〈運用における措置〉 媒体を用いて連携する場合、当該媒体は連携 後、連携先である機構において適切に管理され、市町村では保管しない。 〈住基ネットにおける措置〉 本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は、送付先情報の連携を行う必要が生じた 都度作成/連携することとしており、システム 上、連携後速やか(1営業日後)に削除する仕 組みとする。	く運用における措置> 媒体を用いて連携する場合、当該媒体は連携 後、連携先である機構において適切に管理され、市町村では保管しない。 く住基ネットにおける措置> 本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は、送付先情報の連携を行う必要が生じた 都度作成/連携することとしており、システム 上、一定期間経過後に削除する仕組みとする。	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和4年3月30日	町 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 1.特定個人情報ファイル名 (3)送付先情報ファイル(住 民基本台帳ネットワークシス テム) 7.特定個人情報の保管・消去 リスク3 特定個人情報の保管・消去に おけるその他のリスク及びそ のリスクに対する措置	く運用における措置> 送付先情報ファイルは、機構への特定個人情報の提供後、速やかに市町村CSから削除される。 その後、当該特定個人情報は機構において管理されるため、送付先情報ファイルのバックアップは取得しない予定である。	く運用における措置> 送付先情報ファイルは、機構への特定個人情報の提供後、一定期間経過後、市町村CSから削除される。 その後、当該特定個人情報は機構において管理されるため、送付先情報ファイルのバックアップは取得しない。	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和4年3月30日	VI 評価実施手続 1.基礎項目評価 ①実施日	令和2年12月1日	令和3年4月2日	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和4年3月30日	VI 評価実施手続 2.国民・住民等からの意見の 聴取 ②実施日・期間	平成28年1月9日から平成28年2月8日まで(31日間) 令和3年1月8日から令和3年2月8日まで(32日間)	令和3年1月8日から令和3年2月8日まで(32日間)	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和4年3月30日	VI 評価実施手続 3.第三者点検 ①実施日	平成27年12月22日、平成28年2月19日、平成 28年3月3日 令和2年12月18日	令和3年3月15日	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和4年3月30日	VI 評価実施手続 3.第三者点検 ②方法	相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会に諮問	相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管 理審議会において第三者点検を実施した。	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月30日	VI 評価実施手続 3.第三者点検 ③結果	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月18日特定個人情報保護委員会告示第4号)第10(2)に定める実施手続等に適合し、及び指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし、妥当であると認められた。	住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価書について行った調査審議の結果、特定個人情報保護評価指針(平成26年4月18日特定個人情報保護委員会告示第4号)に定める実施手続等に適合し、かつ、指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし、妥当であると認められた。	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和5年3月27日	I 関連情報 7.評価実施機関における担当 部署 ①部署	市長公室総合政策部 DX推進課	市長公室 DX推進課	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和5年3月27日	I 関連情報 7.評価実施機関における担当 部署 ②所属長の役職名	市長公室総合政策部 DX推進課長	市長公室 DX推進課長	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和5年3月27日	I-2 システム2 ②システムの機能	③個人番号カード(住民基本台帳カード)を利用した転入(特例転入) 転入の届出を受け付けた際に、あわせて個 人番号カードが提示された場合、当該個人番号カード等を用いて転入処理を行う。	3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入):個人番号カードの交付を受けている者等の転入が予定される場合に、転出証明書情報をCSを通じて受け取り、その者に係る転入の届出を受け付けた際に、個人番号カードを用いて転入処理を行う(一定期間経過後も転入の届出が行われない場合は、受け取った転出証明書情報を消去する。)。	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託先から他社への提供に関するルールの内容及び Ⅲ特定個人情報ファイルの取	②ルール遵守の確認方法 特記事項に定める以下の方法により確認する。なお、委託先が義務を履行しない場合における委託元の契約解除権を定め、実効性を担保する。	②ルール遵守の確認方法 特記事項に定める以下の方法により確認する。なお、委託先が義務を履行しない場合における違約金を含めた委託元の契約解除権を定め、実効性を担保する。	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和5年3月27日	扱いプロセスにおけるリスク 対策 4. 特定個人情報ファイルの	②ルール遵守の確認方法 特記事項に定める以下の方法により確認する。なお、委託先が義務を履行しない場合における委託元の契約解除権を定め、実効性を担保する。	②ルール遵守の確認方法 特記事項に定める以下の方法により確認す る。なお、委託先が義務を履行しない場合にお ける違約金を含めた委託元の契約解除権を定 め、実効性を担保する。	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月27日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール	特記事項に定める以下の方法により確認する。なお、委託先が義務を履行しない場合にお は4555元の契約留除権ち戻り、実効性を担	②ルール遵守の確認方法 特記事項に定める以下の方法により確認する。なお、委託先が義務を履行しない場合における違約金を含めた委託元の契約解除権を定め、実効性を担保する。	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和5年3月27日	(別添1)事務の内容	(図中) 3-①特例転入(住民→担当課) 3-②送信依頼(統合端末→市町村CS→他市町村) 3-③送信(他市町村→市町村CS)	(図中) 3-①送信(他市町村→市町村CS) 3-②送信(市町村CS→既存住基システム) 3-③特例転入(住民→担当課)	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
令和5年3月27日	(別添1)事務の内容 (備考)	番芍リートを利用して本人唯認(「2、本人唯認」		事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム1 ③他のシステムとの接続	[〇]その他(共通基盤システム)	[〇]その他(中間サーバーコネクタ)	事前	
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム3 ②システムの機能	④既存システム接続機能 中間サーバーと各事務システム、共通基盤 システム及び住基システムとの間で情報照会 内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対 象)、符号取得のための情報等について連携 する。	④既存システム接続機能 中間サーバーと各事務システム、中間サーバーコネクタ及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム3 ③他のシステムとの接続	[〇]その他(共通基盤システム)	[〇]その他(中間サーバーコネクタ)		
	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務において使用す るシステム システム4 ①システムの名称	共通基盤システム	中間サーバーコネクタ		
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務において使用す るシステム システム4 ②システムの機能		住登外、法人情報について管理する。 ③中間サーバー連携機能		
	(別添1)事務の内容 (備考) 1 本人確認情報の更新に関 する事務	1-⑤ 住民記録システムが情報連携により、共通基盤システムの住民票情報データを更新する。			

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	(別添1) 事務の内容 (備考)	9 共通基盤システムとの情報連携(取得) 9-① 住民記録システムが個別事項情報(転 出証明書に印字する他業務の資格の情報)を 共通基盤システムから取得し、住民基本台帳 事務に利用する。	9 他業務システムとの情報連携(取得) 9-① 住民記録システムが個別事項情報(転 出証明書に印字する他業務の資格の情報)を 他業務システムから取得し、住民基本台帳事 務に利用する。		
	(別添1) 事務の内容 (備考)	10 他業務システムと共通基盤システムとの情報連携(取得) 10-① 他業務システムが住民票情報の一部を共通基盤システムから取得し、事務に利用する。	10 他業務システムと住民記録システムとの情報連携(取得) 10-① 他業務システムが住民票情報の一部を住民記録システムから取得し、事務に利用する。		
	(別添1) 事務の内容 (備考)	11 他業務システムと共通基盤システムとの情報連携(更新) 11-① 他業務システムが連携機能により、 共通基盤システムの個別事項情報(転出証明 書に印字する他業務の資格情報)を更新する。	11 他業務システムと住民記録システムとの情報連携(更新) 11-① 他業務システムが連携機能により、住民記録システムの個別事項情報(転出証明書に印字する他業務の資格情報)を更新する。		
	(別添1)事務の内容 (備考)	12 情報提供ネットワークシステムへの提供 12-① 共通基盤システムが中間サーバー へ、住民票関係情報の連携を行う。	12 情報提供ネットワークシステムへの提供 12-① 中間サーバーコネクタが中間サー バーへ、住民票関係情報の連携を行う。		
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)本人確認情報ファイル (住民基本台帳ネットワークシステム) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 バックアップテープの遠隔地保管・輸送 ⑥委託先名	株式会社ワンビシアーカイブズ	株式会社NXワンビシアーカイブズ	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
	II ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[]その他()	[〇]その他(マイナポータル)	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
	II ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	(追記)	③住基法施行規則第52条の規定によりオンラインによる転出届をうける必要があるため。	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容	共通基盤システムの開発・保守・運用共通基盤システムの開発・保守・運用業務	中間サーバーコネクタの開発・保守・運用 中間サーバーコネクタの開発・保守・運用業務		
	II 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) ⑥提供方法	共通基盤システム	中間サーバーコネクタ		
	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消 去 ①保管場所	<共通基盤システムにおける措置> 入退室管理されたデータセンター内の施錠され たラック内に設置されたサーバ内に保管する。	くガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。・日本国内でのデータ保管を条件としていること。②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータイースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンター内に保存される。		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<共通基盤システムにおける措置> 保存期間が満了となったものは、システムによ り消去する。	くガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。		
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(1)住民記録ファイル(住民記録システム)2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク3:入手した特定個人情報が不正確であるリスク		〈運用における措置〉 個人番号カードの提示又は写真付きの官公署 発行の免許証等の提示を受け、本人確認を行う。マイナポータルからの申請は署名用電子証明書を用いた電子署名を付与して申請させ、本 人確認を行う。	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 ※(7. リスク1⑨を除 く。) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを 通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を 防止するための措置の内容	<共通基盤システムにおける措置> 団体内統合宛名番号は、宛名情報の個人番号に対して1対1となる。 同一個人番号が、複数の宛名番号(住登・住登外)にある場合、同じ団体内統合宛名番号を付番する。 ※不正データ(1対1とならないデータ)が混入した場合は、チェックリスト機能により不正データの是正をおこなう。	名番号は付番されないため、団体内統合宛名番号は団体内において個人と1対1対応となる。 ※不正データ(1対1とならないデータ)が混入した場合は、目視によるチェックが行える機能		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	報提供ネットワークシステムを 通じた入手を除く。)	<共通基盤システムにおける措置> 共通基盤システムでは、ユーザあるいはグ ループ単位でアクセス権限を付与でき、不必要 な情報へのアクセスを防止する。	<中間サーバーコネクタにおける措置> 中間サーバーコネクタでは、ユーザあるいはグ ループ単位でアクセス権限を付与でき、不必要 な情報へのアクセスを防止する。		
	ク対策 ※(7. リスク1 ⑨を除く。) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	外は個人番号にアクセスできないよう、個人番 号利用事務以外で個人番号の検索を行えない	ないようになっている。 ユーザあるいはグループ単位。また、個人番号		
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスクその他の措置の内容	<共通基盤システムにおける措置> ・共通基盤システムでは、個人番号に変更が発生しても団体内統合宛名番号に変更はなく、個人番号変更時には、変更前と変更後の個人番号を必須として団体内統合宛名番号を管理する。 ・共通基盤システムでは、個人番号の入手にあたっては、検査用数字(チェックデジット)を確認する。	が発生しても団体内統合宛名番号に変更はなく、個人番号変更時には、変更前と変更後の個人番号を必須として団体内統合宛名番号を管理する。 ・中間サーバーコネクタでは、個人番号の入手		
	く。) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	る。	のアクセス状況や操作内容、データ処理内容 等を追跡できるように、時系列に記録したもの (以下、「監査証跡」という。)の記録を行うことと しており、不適切な操作を抑止する効果を講じ る。 ・中間サーバーコネクタでは、ユーザあるいは		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	け、事務に必要のない情報と	・個人番号関連業務以外は個人番号にアクセスできないよう、個人番号利用事務以外で個人	<中間サーバーコネクタにおける措置> ・個人番号関連業務以外は個人番号にアクセスできないよう、個人番号利用事務以外で個人番号の検索を行えないようになっている。 ・個人番号利用事務以外では個人番号表示時にマスキング処理を実施する。		
		・個人番号関連業務以外は個人番号にアクセスできないよう、個人番号利用事務以外で個人番号の検索を行えないようになっている。 ・個人番号利用事務以外では個人番号表示時にマスキング処理を実施する。	〈中間サーバーコネクタにおける措置〉 ・個人番号関連業務以外は個人番号にアクセスできないよう、個人番号利用事務以外で個人番号の検索を行えないようになっている。 ・個人番号利用事務以外では個人番号表示時にマスキング処理を実施する。		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	ク対策 ※(7. リスク1)を除く。) 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元	り、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施する。 ・共通基盤システムでは、システムの利用できる端末をシステムで管理することにより、不要な端末からの利用ができないような対策を実施する。 ・共通基盤システムでは、パスワードの適性のチェック、有効期限の管理を行い、3ヶ月に1度、不適切なパスワードの利用の禁止や有効期限切れのパスワードの失効を実施する。 ・共通基盤システムでは、システム間を跨る認	そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施する。 ・中間サーバーコネクタでは、システムの利用できる端末をシステムで管理することにより、不		
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。) 3. 特定個人情報の使用リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクアクセス権限の発効・失効の管理具体的な管理方法	管理を行うこととし、登録/変更の際は、長又はその代理の者が設定の変更を行う。その他の者は、アクセス権限の登録/変更を行うためのアクセス権限を与えない。	<中間サーバーコネクタにおける措置>・中間サーバーコネクタでは、ユーザあるいはグループ単位で権限付与を実施できる機能を有する。・中間サーバーコネクタへのユーザIDごとのアクセス権限については、情報システム部門の長が管理を行うこととし、登録/変更の際は、長又はその代理の者が設定の変更を行う。その他の者は、アクセス権限の登録/変更を行うためのアクセス権限を与えない。・人事異動の場合等、権限が不要となった場合は、情報システム部門が、不要となったIDや権限を変更または削除する。		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 ※(7. リスク1⑨を除 く。) 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元 職員、アクセス権限のない職 員等)によって不正に使用さ れるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	<共通基盤システムにおける措置> ・共通基盤システムでは、ユーザあるいはグループ単位でアクセス権限を管理する。 ・共通基盤システムへのユーザIDごとのアクセス権限については、情報システム部門の長が管理を行う。 ・ユーザIDやアクセス権限については、情報システム部門が定期的に確認を実施することとし、不要となったIDや権限を変更または削除する。	く中間サーバーコネクタにおける措置>・中間サーバーコネクタでは、ユーザあるいは グループ単位で権限付与を実施できる機能を 有している。・中間サーバーコネクタにおける権限について は、まず、職場の管理職が決定した各職員の 事務分担に基づいて、その事務に必要な機能 を有するユーザIDごとのシステム権限設定シートを作成する。・情報システム部門の長が、そのシートに基づいてアクセス権限の管理を行い、登録/変更の際は、長又はその代理の者が設定の変録/ 更を行うためのアクセス権限を与えない。・人事異動の場合等、権限が不要となった場合 は、職場の管理職がシステム権限設定シートを 修正し、そのシートに基づいて、情報システム 部門が、不要となったIDや権限を変更又は削除する。		
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 3. 特定個人情報の使用リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク特定個人情報の使用の記録		<中間サーバーコネクタにおける措置> ・中間サーバーコネクタでは、操作者によるログインからログアウトまでの間、ログの記録を行う。 ・ログについては一定期間保存し、定期的に情報システム管理者が検査・分析を行い、不正アクセス(操作)がないことを確認する。		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	く。) 3. 特定個人情報の使用	・共通基盤システムへのユーザIDごとのアクセス権限については、情報システム部門が管理を行うこととし、登録/変更の際は、長又は代理の者が設定の変更を行う。	く中間サーバーコネクタにおける措置>・中間サーバーコネクタでは、ユーザIDによる認証と認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、個人番号関連業務関係者以外はアクセスできないよう対策を実施する。・中間サーバーコネクタにおける権限については、まず、職場の管理職が決定した各職員の事務分担に基づいて、その事務に必要な機能を有するユーザIDごとのシステム権限設定シートを作成する。・情報システム部門の長が、そのシートに基づいてアクセス権限の管理を行い、登録/変更の際は、長又はその代理の者が設定の登録/をしたの際は、長又はその代理の者が設定の登録/変更を行う。その他の者は、アクセス権限の登録/変更を行うためのアクセス権限が不要となった場合は、職場の管理職がシステム権限設定シートを修正し、そのシートに基づいて、情報システム部門が、不要となったIDや権限を変更又は削除する。・中間サーバーコネクタの操作者が、退職や別部門へ異動する場合は、異動日をもいよう、利用権限を変更・確認する。		
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 ※(7. リスク1⑨を除 く。) 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファ イルが不正に複製されるリス ク リスクに対する措置の内容	<共通基盤システムにおける措置> ・基幹系システムのデータバックアップ以外に、本番環境不具合時の運用対策として、特定個人情報ファイルが含まれるシステムディスクの複製(コピー)を行う。 ・複製データへのアクセス権限については、情報システム部門のメンバー以外は行えない。 ・複製データで構築された特定個人情報を扱うシステムの操作認証は、2要素認証等の適切な方法で実施する。	〈中間サーバーコネクタにおける措置〉・基幹系システムのデータバックアップ以外に、本番環境不具合時の運用対策として、特定個人情報ファイルが含まれるシステムディスクの複製(コピー)を行う。・複製データへのアクセス権限については、情報システム部門のメンバー以外は行えないよう制限する。・複製データで構築された特定個人情報を扱うシステムの操作認証は、2要素認証等の適切な方法で実施する。		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1 ⑨を除く。) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク特定個人情報の提供・移転の記録具体的な方法	<共通基盤システムにおける措置> ・共通基盤システムでは、操作者によるログインからログアウトを行うまでの間、監査証跡の記録を行う。 ・共通基盤システムでは、ユーザあるいはグループ単位でアクセス権限を付与でき、不必要な情報へのアクセスを防止する。 ・監査証跡の記録・分析を行い、不正アクセス(操作)がないことを確認する。	<中間サーバーコネクタにおける措置> ・中間サーバーコネクタでは、操作者によるログインからログアウトまでの間、ログの記録を行う。 ・中間サーバーコネクタでは、ユーザあるいはグループ単位でアクセス権限を付与でき、不必要な情報へのアクセスを防止する。		
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、に対する措置の内容	人番号利用事務(システム)以外のアクセスはできない対策を実施する。 ・共通基盤システムでは、ユーザあるいはグループ単位でアクセス権限を付与でき、不必要なたるないます。	<中間サーバーコネクタにおける措置>・操作者によるログインからログアウトまでの間、ログの記録を行い、誤った特定個人情報を提供・移転してしまうリスク及び誤った相手に特定個人情報を提供・移転するリスクの抑止を図る。 ・通常のデータの提供・移転は情報提供ネットワークまたは中間サーバーコネクタのみとし、不適切な方法を用いた提供・移転のリスクの抑止を図る。		
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 ※(7. リスク1⑨を除 く。) 6. 情報提供ネットワークシス テムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行 われるリスク リスクに対する措置の内容	できない対策を実施する。 ・共通基盤システムでは、2要素認証等の適切な認証と認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、個人	く中間サーバーコネクタにおける措置>・中間サーバーコネクタでは、個人番号利用事務(システム)からの接続には認証を必要とし、個人番号利用事務(システム)以外のアクセスはできない対策を実施する。・中間サーバーコネクタでは、2要素認証等の適切な認証と認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、個人番号関連業務関係者以外はアクセスできないよう対策を実施する。		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)6. 情報提供ネットワークシステムとの接続リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	<共通基盤システムにおける措置> ・共通基盤システムでは、情報入手元が中間サーバであることを確認後、情報を入手する。 ・共通基盤システムでは、通信の暗号化を実施する。	<中間サーバーコネクタにおける措置> ・中間サーバーコネクタでは、情報入手元が中間サーバであることを確認後、情報を入手する。 ・中間サーバーコネクタでは、通信の暗号化を実施する。		
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1 ⑨を除く。) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスクリスクに対する措置の内容	<共通基盤システムにおける措置> ・共通基盤システムでは、中間サーバーに情報入手を要求する際は、要求先が中間サーバーであることを自動的に確認する仕組みとする。	<中間サーバーコネクタにおける措置> ・中間サーバーコネクタでは、中間サーバーに 情報入手を要求する際は、要求先が中間サー バーであることを自動的に確認する仕組みとす る。		
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 ※(7. リスク1⑨を除 く。) 6. 情報提供ネットワークシス テムとの接続 リスク4: 入手の際に特定 個人情報が漏えい・紛失する リスク リスク	<共通基盤システムにおける措置> 共通基盤システムでは、通信の暗号化を実施する。	<中間サーバーコネクタにおける措置> 中間サーバーコネクタでは、通信の暗号化を実施する。		
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 ※(7. リスク1⑨を除 く。) 6. 情報提供ネットワークシス テムとの接続 リスク5: 不正な提供が行 われるリスク リスクに対する措置の内容	・共通基盤システムでは、個人番号利用事務 (システム)からの接続には認証を必須とし、個 人番号利用事務(システム)以外のアクセスを 制限する。	切な認証と認可機能により、そのユーザがシス		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	テムとの接続	<共通基盤システムにおける措置> ・共通基盤システムでは、通信の暗号化を実施する。 ・共通基盤システムでは、中間サーバに接続許可対象システムとして登録することで、中間サーバへの提供元を共通基盤システムに限定する。	実施する。 ・中間サーバーコネクタでは、中間サーバに接 続許可対象システムとして登録することで、中		
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 ※(7. リスク1⑨を除 く。) 6. 情報提供ネットワークシス テムとの接続 リスク7: 誤った情報を提 供してしまうリスク、誤った相 手に提供してしまうリスク リスクに対する措置の内容	<共通基盤システムにおける措置> ・共通基盤システムでは、情報提供相手が中間サーバーであることを確認後、情報提供する。 ・共通基盤システムでは、接続許可対象を制限することで、情報提供のリクエスト受付時にリクエスト元が中間サーバーであることを確認する。	<中間サーバーコネクタにおける措置> ・中間サーバーコネクタでは、情報提供相手が中間サーバーであることを確認後、情報提供する。 ・中間サーバーコネクタでは、接続許可対象を制限することで、情報提供のリクエスト受付時にリクエスト元が中間サーバーであることを確認する。		
	【別紙1】別表第2 厚生労働大臣への提供 番号法第2の20項	番号法第2の20項 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、 障害者支援施設等への入所等の措置又は費 用の徴収に関する事務であって主務省令で定 められた用途	(削除)	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
	【別紙1】別表第2 厚生労働大臣への提供 ①番号法第2の27項 ②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課 徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
	【別紙1】別表第2 厚生労働大臣への提供 ①番号法第2の27項 ⑤対象となる本人の範囲	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課 徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
	【別紙1】別表第2 厚生労働大臣への提供 ①番号法第2の113項 ②提供先における用途	公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高 等学校等就学支援金の支給に関する法律によ る就学支援金の支給に関する事務であって主 務省令で定められた用途	高等学校等就学支援金の支給に関する法律に よる就学支援金の支給に関する事務であって 主務省令で定められた用途	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
	【別紙1】別表第2 厚生労働大臣への提供 ①番号法第2の113項 ⑤対象となる本人の範囲	公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高 等学校等就学支援金の支給に関する法律によ る就学支援金の支給に関する事務であって主 務省令で定められた範囲に該当する者	高等学校等就学支援金の支給に関する法律に よる就学支援金の支給に関する事務であって 主務省令で定められた範囲に該当する者	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	【別紙2】特定個人情報保護評価(住民基本台帳事務)の移転先情報5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先9子育て給付課(高等職業訓練促進給付金・自立支援教育訓練給付金事務)	移転先9 子育て給付課(高等職業訓練促進給付金・自立支援教育訓練給付金事務)	(削除)	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
	【別紙2】特定個人情報保護評価(住民基本台帳事務)の移転先情報 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先10 国保年金課(国民健康保険事務)	移転先10 国保年金課(国民健康保険事務)	移転先9 国保年金課(国民健康保険事務)	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
	【別紙2】特定個人情報保護評価(住民基本台帳事務)の移転先情報5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先10 国保年金課(国民健康保険事務)②移転先における用途	②選択的記載事項:個人番号の記載があった場合のみ個人番号の確認を行う。療養費の支給申請国民健康保険事務(地方税法(昭和25年7月31日法律第226号)による納税義務者に報告、計算等(申請、届出、請求、手続、申告、報245号)及び地方税法施行令(昭和25年7月31日政令第245号)及び地方税法施行制則(昭和29年5月13日総理府令第23号)並びに相模原市市税条例(平成16年3月31日規則第45号)で定める申請等の受理の際の個別第45号)で定める申請、徴収猶予の場合の差明のの正との請求、法定の請求、法とる納税義務の承継の申請、徴収猶予の場合の差明のの時のの申表のできる更正の請求、被発的事由による明確の指表、法定の請求、法として提供した金銭を徴収金のありによる申請、徴収の特例に受更手続、担保としてとの情報、後発的事は、機収金のをのよりによる申請、機収の特別に関手を、納税管理人の不要申請、納税管理人の不要申請、納税管理人の不要申請、納税管理人の不要申請、納税管理人の本述、表述の申請、対理のを表述を表述の表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表	②選択的記載事項:個人番号の記載があった場合のみ個人番号の確認を行う。 療養費の支給申請 国民健康保険事務(地方税法(昭和25年7月 31日法律第226号)による納税義務者に係る申請等(申請、届出、請求、手続、申告、報告 又は申出)のうち、地方税法施行令(昭和25年7月31日政令第245号)及び地方税法施行制則(昭和29年5月13日総理府令第23号)並びに相模原市市税条例(平成16年3月31日規則第45号)で定める申請等の受理の際の個人番号の確認。申請等の内容:相続による納税義務の承継の届出、法定納期限から5年以内にすることができる更正の請求、後発的事由による更正の請求、納税管理人の申請・変更申請、納税管理人の不要申請、賦課徴収に関する申告・報告、水利地益税等の減免の申請	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	【別紙2】特定個人情報保護評価(住民基本台帳事務)の移転先情報 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先11 市営住宅課(住宅管理システム)		移転先10 住宅課(住宅管理システム)	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	(委託に伴うものを除く。)	3 相模原市行政手続における特定の個人を 識別するための番号の利用等に関する法律に 基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提 供に関する条例第4条 別表第1の8の項		事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
	【別紙2】特定個人情報保護評価(住民基本台帳事務)の移転先情報 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先12 税制・債権対策課、納税課等(徴収事務)	移転先12 税制·債権対策課、納税課等(徴収 事務)	移転先11 税制·債権対策課、納税課等(徴収 事務)	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
	【別紙2】特定個人情報保護評価(住民基本台帳事務)の移転先情報5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先12 税制・債権対策課、納税課等(徴収事務)②移転先における用途	・徴収猶予(地方税法 第15条第1項、第2項) ・徴収猶予の延長(地方税法 第15条第3項) ・徴収猶予の場合の差押えの解除の申請(地方 税法 第15条の2第2項) ・換価猶予申請書(地方税法 第15条の6の2第 1項、第2項) ・換価猶予の延長(地方税法 第15条第4項) ・保全差押をしないことの求め(地方税法 第16 条の4第3項) ・保全差押の解除請求(地方税法 第16条の4 第4項) ・不服申立て時の解除の申請(地方税法 第19 条の7第2項) ・担保提供手続き(地方税法 第16条第1項、地 方税法施行令第6条の10第1~4項) に係る申請受付の際の個人番号の確認	地方税法その他の地方税法に関する法律及び これらの法律に基づく条例による地方税法の 徴収に関する事務	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
	【別紙2】特定個人情報保護評価(住民基本台帳事務)の移転先情報 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先13 介護保険課(介護保険事務)	移転先13 介護保険課(介護保険事務)	移転先12 介護保険課(介護保険事務)	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	【別紙2】特定個人情報保護評価(住民基本台帳事務)の移転先情報 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先14 高齢・障害者支援課(障害福祉関連事務)	移転先14 高齡·障害者支援課(障害福祉関連 事務)	移転先13 高齡·障害者支援課(障害福祉関連 事務)	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
	【別紙2】特定個人情報保護 評価(住民基本台帳事務)の 移転先情報 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先14 高齢・障害者支援 課(障害福祉関連事務) ②移転先における用途	⑩母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第1条第2号に規定する女子又は同令第1条の2第2号に規定する男子に該当する場合の女子又は男子であって、20歳未満の子を扶養しているものを地方税法(昭和25年法律第226号)又は所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する寡婦又は寡夫であるとみなすことによって行う控除額の算定に関する申請の受付の際の個人番号の確認。	(削除)	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
	【別紙2】特定個人情報保護評価(住民基本台帳事務)の移転先情報5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先14高齢・障害者支援課(障害福祉関連事務)⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	⑩申請を行う者	(削除)	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
	【別紙2】特定個人情報保護評価(住民基本台帳事務)の移転先情報 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先15 中央生活支援課・南生活支援課・衛生活支援課・緑生活支援課・(生活保護事務)	移転先15 中央生活支援課·南生活支援課·緑生活支援課(生活保護事務)	移転先14 中央生活支援課·南生活支援課·緑 生活支援課(生活保護事務)	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	【別紙2】特定個人情報保護評価(住民基本台帳事務)の移転先情報 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先16 こども家庭課(自立支援(育成)医療給付事務)	移転先16 こども家庭課(自立支援(育成)医療 給付事務)	移転先15 こども家庭課(自立支援(育成)医療 給付事務)	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
		移転先17 こども家庭課(小児慢性特定疾病医療費認定事務)	移転先16 こども家庭課(小児慢性特定疾病医療費認定事務)	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
	【別紙2】特定個人情報保護評価(住民基本台帳事務)の移転先情報5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先18 こども家庭課(妊娠届出書受理事務)		移転先17 こども家庭課(妊娠届出書受理事 務)	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
	【別紙2】特定個人情報保護評価(住民基本台帳事務)の移転先情報 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先19 こども家庭課(養育医療給付事務)	移転先19 こども家庭課(養育医療給付事務)	移転先18 こども家庭課(養育医療給付事務)	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	【別紙2】特定個人情報保護 評価(住民基本台帳事務)の 移転先情報 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先20 障害者更生相談 所等(身体障害者手帳交付等 申請(届出)事務)	移転先20 障害者更生相談所等(身体障害者 手帳交付等申請(届出)事務)	移転先19 障害者更生相談所等(身体障害者 手帳交付等申請(届出)事務)	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
	【別紙2】特定個人情報保護評価(住民基本台帳事務)の移転先情報 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先21 生活福祉課(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求受付事務)	移転先21 生活福祉課(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求受付事務)	移転先20 生活福祉課(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求受付事務)	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
	残留邦人等の円滑な帰国の 促進並びに永住帰国した中	移転先22 生活福祉課(中国残留邦人等の円 滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関す る法律による支援給付又は配偶者支援金の支 給に関する事務)		事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
	【別紙2】特定個人情報保護評価(住民基本台帳事務)の移転先情報 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先23 保育課(子ども・子育て支援事務)	移転先23 保育課(子ども・子育て支援事務)	移転先22 保育課(子ども・子育て支援事務)	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	【別紙2】特定個人情報保護評価(住民基本台帳事務)の移転先情報5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先23 保育課(子ども・子育て支援事務) ①法令上の根拠	1 番号法第9条第1項 別表第1の116の項 2 別表第一省令	1 番号法第9条第1項 別表の61の項 2 別表省令第32条	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
	評価(住民基本台帳事務)の 移転先情報 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先23 保育課(子ども・子 育て支援事務) ②移転先における用途	対象事務 (子ども・子育て支援法 第16条)に係る資料の 提供等に関する事務。 (子ども・子育て支援法 第20条)に係る支給認 定に関する事務。 (子ども・子育て支援法 第22条)に係る届出に 関する事務。 (子ども・子育て支援法 第23条)に係る支給認 定の変更に関する事務。	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付の支給に係る対象事務子ども・子育て支援法 第16条及び第30条の3に係る資料の提供等に関する事務子ども・子育て支援法 第20条及び第30条の5に係る支給認定に関する事務子ども・子育て支援法 第22条及び第30条の7に係る届出に関する事務子ども・子育て支援法 第23条及び第30条の8に係る支給認定の変更に関する事務子ども・子育て支援法 第24条及び第30条の8に係る支給認定の変更に関する事務子ども・子育て支援法 第24条及び第30条の9に係る支給認定の取消に関する事務	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
	【別紙2】特定個人情報保護 評価(住民基本台帳事務)の 移転先情報 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先24 緑高齢・障害者相 談課、中央高齢・障害者相談 課、南高齢・障害者相談課 (老人福祉法による福祉の措 置事務)	移転先24 緑高齢・障害者相談課、中央高齢・ 障害者相談課、南高齢・障害者相談課(老人福 祉法による福祉の措置事務)	移転先23 緑高齢・障害者相談課、津久井高齢・障害者相談課、中央高齢・障害者相談課、 南高齢・障害者相談課(老人福祉法による福祉の措置事務)	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
	【別紙2】特定個人情報保護評価(住民基本台帳事務)の移転先情報5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先25 市民税課(軽自動車税減免申請受付)	移転先25 市民税課(軽自動車税減免申請受付)	移転先24 市民税課(軽自動車税減免申請受付)	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	【別紙2】特定個人情報保護評価(住民基本台帳事務)の移転先情報5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先26 児童相談所相談支援課(自立援助ホームへの入所にかかる事務)	移転先26 児童相談所相談支援課(自立援助 ホームへの入所にかかる事務)	移転先25 児童相談所相談支援課(自立援助 ホームへの入所にかかる事務)	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
	【別紙2】特定個人情報保護 評価(住民基本台帳事務)の 移転先情報 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先27 精神保健福祉課 (精神障害者保健福祉手帳事務)	移転先27 精神保健福祉課(精神障害者保健 福祉手帳事務)	移転先26 精神保健福祉課(精神障害者保健福祉手帳事務)	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
	【別紙2】特定個人情報保護評価(住民基本台帳事務)の移転先情報5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先27 精神保健福祉課(精神障害者保健福祉手帳事務) ④移転する情報の対象となる本人の数	1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
	【別紙2】特定個人情報保護 評価(住民基本台帳事務)の 移転先情報 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先28 精神保健福祉課 (自立支援給付支給事務)	移転先28 精神保健福祉課(自立支援給付支 給事務)	移転先27 精神保健福祉課(自立支援給付支 給事務)	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	【別紙2】特定個人情報保護評価(住民基本台帳事務)の移転先情報 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先29 疾病対策課(特定医療費の支給に関する事務)	移転先29 疾病対策課(特定医療費の支給に 関する事務)	移転先28 疾病対策課(特定医療費の支給に 関する事務)	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
	【別紙2】特定個人情報保護評価(住民基本台帳事務)の移転先情報5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先29疾病対策課(特定医療費の支給に関する事務)④移転する情報の対象となる本人の数	1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
	【別紙2】特定個人情報保護評価(住民基本台帳事務)の移転先情報5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先30疾病対策課(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する事務)	移転先30 疾病対策課(感染症の予防及び感 染症の患者に対する医療に関する事務)	移転先29 疾病対策課(感染症の予防及び感 染症の患者に対する医療に関する事務)	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
	【別紙2】特定個人情報保護評価(住民基本台帳事務)の移転先情報5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先30疾病対策課(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する事務)⑦時期・頻度	随時	照会を受けたら都度	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	【別紙2】特定個人情報保護評価(住民基本台帳事務)の移転先情報 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先31 疾病対策課(結核児童療育事務)	移転先31 疾病対策課(結核児童療育事務)	移転先30 疾病対策課(結核児童療育事務)	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
	【別紙2】特定個人情報保護評価(住民基本台帳事務)の移転先情報 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先31 疾病対策課(結核児童療育事務) (7時期・頻度	随時	照会を受けたら都度	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
	【別紙2】特定個人情報保護評価(住民基本台帳事務)の移転先情報 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先32 疾病対策課(予防接種事務)	移転先32 疾病対策課(予防接種事務)	移転先31 疾病対策課(予防接種事務)	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)
	【別紙2】特定個人情報保護評価(住民基本台帳事務)の移転先情報5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先33 人事・給与課(児童手当(公務員分)事務)	移転先33 人事·給与課(児童手当(公務員分) 事務)	移転先32 人事·給与課(児童手当(公務員分) 事務)	事後	重要な変更に当たらない (軽微な修正)

別紙1 住民記録ファイル提供先一覧

<住民記録> 情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先一覧(別表より)

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	⑤対象となる本人の範囲
厚生労働大臣	番号法別表の1項	健康保険法第5条第2項の規定により 厚生労働大臣が行うこととされた健康 保険に関する事務であって主務省令で 定められた用途	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
全国健康保険協会	番号法別表の2項	健康保険法による保険給付の支給に 係る事務であって主務省令で定められ た用途	健康保険法による保険給付の支給に係る事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
健康保険組合	番号法別表の3項	健康保険法による保険給付の支給に 関する事務であって主務省令で定めら れた用途	健康保険法による保険給付の支給に関する 事務であって主務省令で定められた範囲に 該当する者
厚生労働大臣	番号法別表の4項	船員保険法第4条第2項の規定により 厚生労働大臣が行うこととされた船員 保険に関する事務であって主務省令で 定められた用途	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
全国健康保険協会	番号法別表の6項	船員保険法による保険給付又は平成 19年法律第30号附則第39条の規定に よりなお従前の例によるものとされた平 成19年法律第30号第4条の規定による 改正前の船員保険法による保険給付 の支給に関する事務であって主務省令 で定められた用途	船員保険法による保険給付又は平成19年法 律第30号附則第39条の規定によりなお従前 の例によるものとされた平成19年法律第30 号第4条の規定による改正前の船員保険法 による保険給付の支給に関する事務であっ て主務省令で定められた範囲に該当する者
都道府県知事	番号法別表の8項	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、児童及びその家庭についての調査及び共興定、保育士の登録、小児慢性特定疾病医療費の支給、指定医の指定、小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実施、療育の給付、障害児入所給付費、特定入所給付費者しくは障害児入所給付費者しくは障害児入所と、日常生活上の援助政び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、児童及びその家庭についての調査及び判定、保育士の登録、小児慢性特定疾病医療費の支給、指定医の指定、小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実施、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
市町村長	番号法別表の9項	児童福祉法による障害児通所給付費、 特例障害児通所給付費、高額障害児 通所給付費、障害児相談支援給付費 若しくは特例障害児相談支援給付費の 支給又は障害福祉サービスの提供に 関する事務であって主務省令で定めら れた用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例 障害児通所給付費、高額障害児通所給付 費、障害児相談支援給付費若しくは特例障 害児相談支援給付費の支給又は障害福祉 サービスの提供に関する事務であって主務 省令で定められた範囲に該当する者
都道府県知事 又は市町村長	番号法別表の14 項	予防接種法による給付の支給又は実 費の徴収に関する事務であって主務省 令で定められた用途	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
市町村長	番号法別表の21 項	身体障害者福祉法による障害福祉 サービス、障害者支援施設等への入所 等の措置又は費用の徴収に関する事 務であって主務省令で定められた用途	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
都道府県知事	番号法別表の22 項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者

1

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	⑤対象となる本人の範囲
都道府県知事 又は市町村長	番号法別表の24 項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律及び これらの法律に基づく条例又は森林環境税 及び森林環境譲与税に関する法律による地 方税又は森林環境税の賦課徴収に関する 事務であって主務省令で定められた範囲に 該当する者
社会福祉協議会	番号法別表の26 項	社会福祉法による生計困難者に対して 無利子又は低利で資金を融通する事 業の実施に関する事務であって主務省 令で定められた用途	社会福祉法による生計困難者に対して無利 子又は低利で資金を融通する事業の実施に 関する事務であって主務省令で定められた 範囲に該当する者
公営住宅法第 2条第16号に規 定する事業主 体である都道 府県知事又は 市町村長	番号法別表の27 項	公営住宅法による公営住宅の管理に 関する事務であって主務省令で定めら れた用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する 事務であって主務省令で定められた範囲に 該当する者
日本私立学校 振興·共済事 業団	番号法別表の35 項	私立学校教職員共済法による短期給 付又は年金である給付の支給に関する 事務であって主務省令で定められた用 途	私立学校教職員共済法による短期給付又は 年金である給付の支給に関する事務であっ て主務省令で定められた範囲に該当する者
厚生労働大臣 又は共済組合 等	番号法別表の37 項	厚生年金保険法による年金である保険 給付又は一時金の支給に関する事務 であって主務省令で定められた用途	厚生年金保険法による年金である保険給付 又は一時金の支給に関する事務であって主 務省令で定められた範囲に該当する者
文部科学大臣 又は都道府県 教育委員会	番号法別表の38 項	特別支援学校への就学奨励に関する 法律による特別支援学校への就学の ため必要な経費の支弁に関する事務で あって主務省令で定められた用途	特別支援学校への就学奨励に関する法律に よる特別支援学校への就学のため必要な経 費の支弁に関する事務であって主務省令で 定められた範囲に該当する者
都道府県教育 委員会又は市 町村教育委員 会	番号法別表の40 項	学校保健安全法による医療に要する費 用についての援助に関する事務であっ て主務省令で定められた用途	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
国家公務員共済組合	番号法別表の42 項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
国家公務員共済組合連合会	番号法別表の43 項	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による 年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
市町村長又は 国民健康保険 組合	番号法別表の44 項	国民健康保険法による保険給付の支 給又は保険料の徴収に関する事務で あって主務省令で定められた用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は 保険料の徴収に関する事務であって主務省 令で定められた範囲に該当する者
厚生労働大臣	番号法別表の46 項	国民年金法による年金である給付若し くは一時金の支給、保険料の納付に関 する処分又は保険料その他徴収金の 徴収に関する事務であって主務省令で 定められた用途	国民年金法による年金である給付若しくは 一時金の支給、保険料の納付に関する処分 又は保険料その他徴収金の徴収に関する事 務であって主務省令で定められた範囲に該 当する者
市町村長	番号法別表の51 項	知的障害者福祉法による障害福祉 サービス、障害者支援施設等への入所 等の措置又は費用の徴収に関する事 務であって主務省令で定められた用途	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	⑤対象となる本人の範囲
住宅地区改良 法第2条第2 項に規定する 施行者である 都道府県知事 又は市町村長	番号法別表の52 項	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定められた用途	住宅地区改良法による改良住宅の管理若し くは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又 は収入超過者に対する措置に関する事務で あって主務省令で定められた範囲に該当す る者
都道府県知事 等	番号法別表の56 項	児童扶養手当法による児童扶養手当 の支給に関する事務であって主務省令 で定められた用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給 に関する事務であって主務省令で定められ た範囲に該当する者
地方公務員共 済組合又は全 国市町村職員 共済組合連合 会	番号法別表の59 項	地方公務員等共済組合法による短期 給付若しくは年金である給付の支給、 福祉事業の実施若しくは一時金の支給 又は地方公務員等共済組合法の長期 給付等に関する施行法(昭和三十七年 法律第百五十三号)による年金である 給付の支給に関する事務であって主務 省令で定められた用途	地方公務員等共済組合法による短期給付若 しくは年金である給付の支給、福祉事業の実 施若しくは一時金の支給又は地方公務員等 共済組合法の長期給付等に関する施行法 (昭和三十七年法律第百五十三号)による年 金である給付の支給に関する事務であって 主務省令で定められた範囲に該当する者
市町村長	番号法別表の61 項	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
厚生労働大臣 又は都道府県 知事	番号法別表の66 項	特別児童扶養手当等の支給に関する 法律による特別児童扶養手当の支給 に関する事務であって主務省令で定め られた用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に よる特別児童扶養手当の支給に関する事務 であって主務省令で定められた範囲に該当 する者
都道府県知事 等	番号法別表の67 項	特別児童扶養手当等の支給に関する 法律による障害児福祉手当若しくは特 別障害者手当又は昭和60年法律第34 号附則第97条第1項の福祉手当の支給 に関する事務であって主務省令で定め られた用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
市町村長	番号法別表の70 項	母子保健法による費用の徴収に関する 事務であって主務省令で定められた用 途	母子保健法による費用の徴収に関する事務 であって主務省令で定められた範囲に該当 する者
市町村長	番号法別表の81 項	児童手当法による児童手当の支給に 関する事務であって主務省令で定めら れた用途	児童手当法による児童手当の支給に関する 事務であって主務省令で定められた範囲に 該当する者
厚生労働大臣	番号法別表の83 項	雇用保険法による失業等給付若しくは 育児休業給付の支給又は雇用安定事 業若しくは能力開発事業の実施に関す る事務であって主務省令で定められた 用途	雇用保険法による失業等給付若しくは育児 休業給付の支給又は雇用安定事業若しくは 能力開発事業の実施に関する事務であって 主務省令で定められた範囲に該当する者
後期高齢者医 療広域連合	番号法別表の85 項	高齢者の医療の確保に関する法律に よる後期高齢者医療給付の支給又は 保険料の徴収に関する事務であって主 務省令で定められた用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
厚生労働大臣	番号法別表の86 項	昭和60年法律第34号附則第87条第2 項の規定により厚生年金保険の実施 者たる政府が支給するものとされた年 金である保険給付の支給に関する事務 であって主務省令で定められた用途	昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規 定により厚生年金保険の実施者たる政府が 支給するものとされた年金である保険給付 の支給に関する事務であって主務省令で定 められた範囲に該当する者

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	⑤対象となる本人の範囲
特住促法第すの理府市定のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のでは、第二のではは、如はは、第二のではは、如はは、如はははははははははははははははははははははははははははははは	番号法別表の93 項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた 用途	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する 法律による賃貸住宅の管理に関する事務で あって主務省令で定められた範囲に該当す る者
都道府県知事 又は広島市長 若しくは長崎市 長	番号法別表の96 項	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による保健手当又は葬祭料の 支給に関する事務であって主務省令で 定められた用途	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による保健手当又は葬祭料の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
厚生労働大臣	番号法別表の98 項	平成8年法律第82号附則第16条第3項 の規定により厚生年金保険の実施者た る政府が支給するものとされた年金で ある給付の支給に関する事務であって 主務省令で定められた用途	平成8年法律第82号附則第16条第3項の規 定により厚生年金保険の実施者たる政府が 支給するものとされた年金である給付の支 給に関する事務であって主務省令で定めら れた範囲に該当する者
平成8年法律 第82号附則第 32条第2項に規 定する存続組 合又は平第82号 附則第48条第 1項に規定する 指定基金	番号法別表の99 項	平成8年法律第82号による年金である 長期給付又は年金である給付の支給 に関する事務であって主務省令で定め られた用途	平成8年法律第82号による年金である長期 給付又は年金である給付の支給に関する事 務であって主務省令で定められた範囲に該 当する者
市町村長	番号法別表の100 項		介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
都道府県知事	番号法別表の104 項	被災者生活再建支援法による被災者 生活再建支援金の支給に関する事務 であって主務省令で定められた用途	被災者生活再建支援法による被災者生活再 建支援金の支給に関する事務であって主務 省令で定められた範囲に該当する者
厚生労働大臣	番号法別表の109 項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員 共済組合制度の統合を図るための農林漁業 団体職員共済組合法等を廃止する等の法律 附則第16条第3項の規定により厚生年金保 険の実施者たる政府が支給するものとされ た年金である給付の支給に関する事務で あって主務省令で定められた範囲に該当す る者

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	⑤対象となる本人の範囲
農林漁業団体職員共済組合	番号法別表の110 項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員 共済組合制度の統合を図るための農林漁業 団体職員共済組合法等を廃止する等の法律 による年金である給付(同法附則第16条第3 項の規定により厚生年金保険の実施者たる 政府が支給するものとされた年金である給 付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例 業務負担金の徴収に関する事務であって主 務省令で定められた範囲に該当する者
独立行政法人農業者年金基金	番号法別表の112 項	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成13年法律第39号による改正前の農業者年金基金法若しくは成2年法律第21号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成13年法律第39号による改正前の農業者年金基金法若しくは成2年法律第21号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
独立行政法人 医薬品医療機 器総合機構	番号法別表の114 項	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による副作用救済給付又は感染 救済給付の支給に関する事務であって 主務省令で定められた用途	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法 による副作用救済給付又は感染救済給付の 支給に関する事務であって主務省令で定め られた範囲に該当する者
独立行政法人 日本学生支援 機構	番号法別表の115 項	独立行政法人日本学生支援機構法に よる学資の貸与に関する事務であって 主務省令で定められた用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学 資の貸与に関する事務であって主務省令で 定められた範囲に該当する者
都道府県知事 又は市町村長	番号法別表の117 項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
厚生労働大臣	番号法別表の120 項	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律による保険給付又は給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の 給付に係る時効の特例等に関する法律によ る保険給付又は給付の支給に関する事務で あって主務省令で定められた範囲に該当す る者
厚生労働大臣	番号法別表の122 項	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の 給付の支払の遅延に係る加算金の支給に 関する法律による保険給付遅延特別加算金 又は給付遅延特別加算金の支給に関する 事務であって主務省令で定められた範囲に 該当する者

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	⑤対象となる本人の範囲
文部科学大臣、都道府県 知事又は都道府県教育委員会	番号法別表の123 項	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた 用途	高等学校等就学支援金の支給に関する法 律による就学支援金の支給に関する事務で あって主務省令で定められた範囲に該当す る者
厚生労働大臣	番号法別表の124 項	職業訓練の実施等による特定求職者 の就職の支援に関する法律による職業 訓練受講給付金の支給に関する事務 であって主務省令で定められた用途	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
市町村長	番号法別表の127 項	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途	子ども・子育て支援法による子どものための 教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育 て支援事業の実施に関する事務であって主 務省令で定められた範囲に該当する者
厚生労働大臣	番号法別表の128 項	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者
都道府県知事	番号法別表の131 項	難病の患者に対する医療等に関する 法律による特定医療費の支給に関する 事務であって主務省令で定められた用 途	難病の患者に対する医療等に関する法律に よる特定医療費の支給に関する事務であっ て主務省令で定められた範囲に該当する者

別紙1 住民記録ファイル提供先一覧

特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供先	学務課(就学援助システム)	
①法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) 第9条第1項、第2項 ・番号法別表40の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号) 第23条 (学校保健安全法による医療費の援助対象者の認定事務で利用) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年相模原市条例第41号)第4条及び別表第1の6の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成27年相模原市教育委員会規則第22号)第2条 (学校保健安全法による医療費の援助対象者の認定事務以外の就学援助事務で利用)	
②提供先における用途	①就学援助(要保護、準要保護、支弁区分2及び3)の認定 ②就学奨励金及び就学奨励費の支給 ③医療券の発行 ④医療費の支払い	
③提供する情報	個人番号	
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [1万人未満] 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	就学援助申請者及び申請者と同一の世帯に属するもの	
	[○]庁内連携システム []専用線	
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
	[] フラッシュメモリ []紙	
	[○] その他 (画面参照)	
⑦時期·頻度	随時	

	移転(委託に伴うものを除く。)		
移転先1	国保年金課(後期高齢者医療広域連携ファイル作成システム)		
①法令上の根拠	1 番号法第9条第1項 別表の85の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)(以下「別表省令」という)第46条		
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律に基づく、後期高齢者医療の被保険者資格の管理、一部負担割合の判定、保険料の賦課及び給付等の事務を神奈川県後期高齢者医療広域連合で行うために、住民基本台帳の情報を神奈川県後期高齢者医療広域連合に送る。		
③移転する情報	個人番号、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、その他住民票関係情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	後期高齢者医療の被保険者及び被保険者と同一の世帯に属する者		
	[〇]庁内連携システム []専用線		
。 6移転方法	 [] 電子メール		
	[]フラッシュメモリ []紙		
	[〇]その他 (画面参照による移転)		
⑦時期·頻度	日次・月次・一括(セットアップ時)、随時		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
移転先2	市民税課(個人住民税システム)		
①法令上の根拠	1 番号法第9条第1項 別表の24の項 2 別表省令第16条		
②移転先における用途	個人市県民税の納税義務者及びその扶養親族の管理及び納税義務者への賦課(地方税法第24条、第39条、第41条、第294条、第318条)等の課税事務を行うために、住民基本台帳の情報を利用する。		
③移転する情報	個人番号、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、その他住民票関係情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日(1月1日)時点で本市内に住所を有する個人		
	[〇]庁内連携システム []専用線		
6 6 8 5 5 6 8 5 5 5 5 5 6 7 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	 [] 電子メール		
©19 TA73 7A	[] フラッシュメモリ []紙		
	[〇]その他 (画面参照による移転)		
⑦時期·頻度	随時		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
移転先3	資産税課(固定資産税・都市計画税システム)		
①法令上の根拠	1 番号法第9条第1項 別表の24の項 2 別表省令第16条		
②移転先における用途	固定資産税·都市計画税の納税義務者の管理及び納税義務者への賦課(地方税法343条、第359条)等の課税事務を行うために、住民基本台帳の情報を利用する。		
③移転する情報	個人番号、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、その他住民票関係情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日(1月1日)における固定資産税の納税義務者		
	[〇]庁内連携システム []専用線		
 ⑥移転方法	 [] 電子メール		
©19+47J74	[] 江ラッシュメモリ []紙		
	[〇]その他 (画面参照による移転)		
⑦時期·頻度	随時 		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
移転先4	子育て給付課(児童扶養手当事務)		
①法令上の根拠	1 番号法第9条第1項 別表の56の項 2 別表省令第29条		
②移転先における用途	児童扶養手当の申請者の認定(児童扶養手当法 第六条)等の決定事務を行うために、住民基本台帳の情報を利用する。		
③移転する情報	個人番号、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、その他住民票関係情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	児童扶養手当認定申請に係る申請者及びその配偶者及び扶養義務者及び対象児童		
	[] 庁内連携システム [] 専用線		
 ⑥移転方法	 [] 電子メール		
©19+47J74	[] 紅		
	[〇]その他 (画面参照による移転)		
⑦時期·頻度	随時 		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
移転先5	子育て給付課(児童手当事務)
①法令上の根拠	1 番号法第9条第1項 別表の81の項 2 別表省令第令第44条
②移転先における用途	児童手当の申請者の認定(児童手当法 第七条第一項、第二項)等の決定事務を行うために、住民基本台帳の情報を利用する。
③移転する情報	個人番号、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、その他住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	児童手当認定申請に係る申請者及びその配偶者及び対象児童
	[] 庁内連携システム [] 専用線
⑥移転方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[] フラッシュメモリ []紙
	[〇]その他 (画面参照による移転)
⑦時期·頻度	随時

5. 特定個人情報の提供・	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
移転先6	子育て給付課(母子父子寡婦福祉資金貸付事務)	
①法令上の根拠	1 番号法第9条第1項 別表の63の項 2 別表省令第34条	
②移転先における用途	資金の貸付申請者の認定(母子及び父子並びに寡婦福祉法 第十三条第一項、第三十一条の六第一項、第三十二条第一項、附則第三条、附則第六条)等の決定事務を行うために、住民基本台帳の情報を利用する。	
③移転する情報	個人番号、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、その他住民票関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [1万人未満] 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	母子父子寡婦福祉資金貸付に係る申請者及び対象児童	
	[]庁内連携システム []専用線	
⑥移転方法	 []電子メール	
	[] フラッシュメモリ []紙	
	[〇]その他 (画面参照による移転)	
⑦時期·頻度	随時	

5. 特定個人情報の提供・	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
移転先7	子育て給付課(母子父子寡婦日常生活支援事務)	
①法令上の根拠	1 番号法第9条第1項 別表の64の項 2 別表省令第35条	
②移転先における用途	便宜の供与申請者の認定(母子及び父子並びに寡婦福祉法 第十七条第一項、第三十一条の七第 一項、第三十三条第一項)等の決定事務を行うために、住民基本台帳の情報を利用する。	
③移転する情報	 個人番号、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、その他住民票関係情報 	
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	便宜の供与申請に係る申請者及び扶養義務者及び対象児童	
⑥移転方法	[]庁内連携システム []専用線	
	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
	[] フラッシュメモリ [] 紙	
	[〇]その他 (画面参照による移転)	
⑦時期·頻度	随時 	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
移転先8	子育て給付課(高等職業訓練促進給付金・自立支援教育訓練給付金事務)
①法令上の根拠	1 番号法第9条第1項 別表の65の項 2 別表省令第36条
②移転先における用途	給付金の認定(母子及び父子並びに寡婦福祉法 第三十一条)等の決定事務を行うために、住民基本 台帳の情報を利用する。
③移転する情報	個人番号、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、その他住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [1万人未満] 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	給付金申請に係る申請者及び扶養義務者及び対象児童
⑥移転方法	[]庁内連携システム []専用線
	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[] フラッシュメモリ []紙
	[〇]その他 (画面参照による移転)
⑦時期·頻度	随 時

5. 特定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)
移転先9	国保年金課(国民健康保険事務)
①法令上の根拠	1 番号法第9条第1項 別表44の項、45の項 2 別表省令第24条
②移転先における用途	国民健康保険事務(国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)による被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)のうち国民健康保険法施行規則(昭和33年12月27日厚生省令第53号)で定める申請等の受理の際の個人番号の確認。申請等の内容 ①義務的記載事項:全ての申請等で、記載が必要な人の範囲で個人番号の確認を行う。資格取得の届出、住所地特例に関する届出、特別の事情に関する届出、原爆一般疾病医療費の支給等に関する届出、資格確認書の交付申請、資格確認書及び資格情報通知書の再交付申請、被保険者(援制世帯主も含む)の氏名変更の届出、基準収入額による判定に係る申請、食事療養標準負担額の減額に係る保険者の認定の申請、食事療養標準負担額の減額に関する特例の申請、生活療養標準負担額の減額に係る保険者の認定の申請、執定疾病給付対象療養に係る保険者の認定の申請、特定疾病に係る保険者の認定の申請、限度額適用に係る保険者の認定の申請、限度額適用に係る保険者の認定の申請、限度額適用に係る保険者の認定の申請、限度額適用に係る保険者の認定の申請、限度額適用に係る保険者の認定の申請、限度額適用に係る保険者の認定の申請、下の持定を持定の支給申請、第三者の行為による被害の個人番号の記載があった場合のみ個人番号の確認を行う。療養費の支給申請 国民健康保険事務(地方税法(昭和25年7月31日法律第226号)による納税義務者に係る申請等の支給申請、届出、請求、手続、申告、報告又は申出)のうち、地方稅法施行令(昭和25年7月31日政令第245号)及び地方稅法施行規則(昭和29年5月13日総理府令第23号)並びに相模原市市税条例(平成16年3月31日規則第45号)で定める申請等の受理の際の個人番号の確認。申請等の内容:相続による納税義務の承継の届出、法定納期限から5年以内にすることができる更正の請求、後発的事由による更正の請求、納税管理人の申請、変更申請、納税管理人の不要申請、賦課徴収に関する申告・報告、水利地益税等の減免の申請
③移転する情報	個人番号、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、その他住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	世帯主(納税義務者)、世帯主と同一の世帯に属するもの
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [O] その他 (画面参照による移転)
⑦時期·頻度	随時

5. 特定個人情報の提供・	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
移転先10	住宅課(住宅管理システム)	
①法令上の根拠	1 番号法第9条第1項 別表の27及び93の項 2 別表省令第18条及び第46条の3 3 相模原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個 人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第2の8及び21の項	
②移転先における用途	公営住宅、市営住宅及び特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務を行うために使用する。	
③移転する情報	個人番号、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、その他住民票関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	入居者及び同居者	
⑥移転方法	[]庁内連携システム []専用線	
	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
	[] フラッシュメモリ [] 紙	
	[〇]その他 (画面参照による移転)	
⑦時期·頻度	随時 	

5. 特定個人情報の提供・	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
移転先11	税制・債権対策課、納税課等(徴収事務)	
①法令上の根拠	1 番号法第9条第1項 別表の24の項 2 別表省令第16条	
②移転先における用途	地方税法その他の地方税法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税法の徴収に関する事務	
③移転する情報	個人番号、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、その他住民票関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申請者	
	[] 庁内連携システム [] 専用線	
⑥移転方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
	[] フラッシュメモリ [] 紙	
	[〇]その他 (画面参照による移転)	
⑦時期·頻度	随時	

5. 特定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)
移転先12	介護保険課(介護保険事務)
①法令上の根拠	1 番号法第9条第1項 別表第100の項 2 別表省令第50条
②移転先における用途	・介護保険法第十一条第二項の被保険者証の交付の申請受付の際の個人番号の確認(第二号被保険者に同法第九条第二号の第二号被保険者をいう。)に係るものに限る。) ・介護保険法第二十七条第一項の要介護認定、同法第二十八条第二項の要介護更新認定又は同法第二十九条第一項の要介護状態区分の変更の認定の申請受付の際の個人番号の確認・介護保険法第三十二条第一項の要支援認定、同法第三十三条第二項の要支援更新認定又は同法第三十三条の二第一項の要支援状態区分の変更の認定の申請受付の際の個人番号の確認・介護保険法第三十六条の要介護認定又は要支援認定の申請受付の際の個人番号の確認・介護保険法第三十七条第二項の介護給付等対象サービスの種類の変更の申請受付の際の個人番号の確認・介護保険法第五十条の居宅介護サービス費等の額の特例の申請受付の際の個人番号の確認・介護保険法第五十条第一項の高額介護サービス費の支給の申請受付の際の個人番号の確認・介護保険法第六十条の介護予防サービス費の支給の申請受付の際の個人番号の確認・介護保険法第六十人条の保険給付の支払の一時差止めに関する事務の際の個人番号の確認・介護保険法第百二十九条第二項の保険料の賦課に関する事務の際の個人番号の確認・介護保険法第百四十二条の保険料の減免又は関する事務の際の個人番号の確認・介護保険法施行法(平成九年法律第百二十四号)第十三条第三項の施設介護サービス費又は同条第五項の特定入所者介護サービス費の支給の申請受付の際の個人番号の確認・介護保険法施行規則第二十七条第一項の被保険者証の再交付の申請受付の際の個人番号の確認・介護保険法施行規則第三十二条の規定による被保険者資格の喪失の届出受付の際の個人番号の確認・介護保険法施行規則第三十二条の規定による被保険者資格の喪失の届出受付の際の個人番号の確認
③移転する情報	個人番号、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、その他住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満] 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・被保険者及び被保険者と同一の世帯に属する者 ・適用除外者 ・他保険者の住所地特例対象者 ・介護保険法施行規則第八十三条の六(同令第九十七条の四において準用する場合を含む。)の市町村の認定の申請を行う者の配偶者
	[] 庁内連携システム [] 専用線
6 6 8 5 6 8 5 5 5 5	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
O IZ TAZJIA	[]フラッシュメモリ []紙
	[〇]その他 (画面参照による移転)
⑦時期·頻度	随 時

	は休設計画(住民基本日報事務)の移転尤用報 移転(委託に伴うものを除く。)
移転先13	高齢・障害者支援課(障害福祉関連事務)
①法令上の根拠	1 番号法第9条第1項 別表の8の項、9の項、21の項、51の項、66の項、67の項、117の項 2 別表省令第7条、第8条、第12条、第25条、第37条、第38条、第60条 3 相模原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個 人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第1の2の項、3の項、6の項
	児童福祉法第24条の2第1項の障害児入所給付費、児童福祉法第24条の6第1項の高額障害児入所給付費、児童福祉法第24条の7第1項の特定入所障害児食費等給付費の申請受付の際及び、児童福祉法第56条第1項の負担能力の認定又は同条第2項の費用の徴収の際の個人番号の確認 児童福祉法第21条の5の3第1項の障害児通所給付費、児童福祉法第21条の5の4第1項の特例障害児通所給付費、児童福祉法第21条の5の8第2項の通所給付決定の変更、児童福祉法第21条の5の12第1項の高額障害児通所給付費の申請受付の際及び、障害福祉サービスの提供の際の個人番号の確認 身体障害者福祉法第18条第1項の障害福祉サービスの提供又は同条第2項の障害者支援施設等への入所等の措置、身体障害者福祉法第38条第1項の費用の徴収の際の個人番号の確認
②移転先における用途	知的障害者福祉法第15条の4の障害福祉サービスの提供、知的障害者福祉法第16条第1項第 ④ 2号の障害者支援施設等への入所等の措置、知的障害者福祉法第27条の費用の徴収の際の個人番号の確認 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第5条の特別児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第16条において読み替えて準用する児童扶養手当法第8条第1項の手当の額の改定の請求、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則第4条の届出の受付の際の個人番号の確認特別児童扶養手当等の支給に関する法律第19条(同法第26条の5において準用する場合を含⑥む。)の障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格の認定の請求の受付の際の個人番号の確認。
	障害者総合支援法第6条の自立支援給付の支給の申請、同法第24条第2項の支給決定の変 ⑦ 更、同法第51条の9第2項の地域相談支援給付決定の変更、法第77条又は第78条の地域生活支援事業の申請の受付の際の個人番号の確認。児童福祉法第21条の5の3第1項の障害児通所支援、同法第24条の2第1項の障害児入所支
	8 援、障害者総合支援法第5条第1項の障害福祉サービス、同法第76条第1項の補装具、同法第77条第1項及び第3項の地域生活支援事業の利用者負担について一元的に管理し、その上限額を定める申請の受付の際の個人番号の確認。
	⑨ 障害者総合支援法第5条第1項の障害福祉サービス、同法第76条第1項の補装具に係る利用者 負担の上限額の軽減に関する申請の受付の際の個人番号の確認。
③移転する情報	個人番号、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、その他住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [1万人以上10万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上

	① 申請に係る障害児の保護者若しくは障害児の保護者と同一の世帯に属する者又は措置に係る障害児の扶養義務者
	申請に係る障害児の保護者若しくは障害児の保護者と同一の世帯に属する者又はサービスが提 ② 供される障害児の扶養義務者
	サービスが提供される身体障害者若しくは措置に係る身体障害者又はこれらの身体障害者の扶 ③ 養義務者
	④ サービスが提供される知的障害者若しくは措置に係る知的障害者又はこれらの知的障害者の扶養義務者
⑤移転する情報の対象とな	⑤ 申請を行う者及び対象となる障害児又は申請者の配偶者若しくは扶養義務者
る本人の範囲	⑥ 申請を行う者及び対象となる障害児又は申請者の配偶者若しくは扶養義務者
	⑦ 申請を行う障害者若しくは当該障害者の配偶者又は申請に係る障害児の保護者若しくは当該保 ③ 護者と同一の世帯に属する者
	申請を行う障害者若しくは当該障害者の配偶者又は申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者
	申請を行う障害者若しくは当該障害者の配偶者又は申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者
⑥移転方法	[]庁内連携システム []専用線
	 []電子メール
	[] フラッシュメモリ []紙
	[〇]その他 (画面参照による移転)
⑦時期·頻度	随時

	移転(委託に伴うものを除く。)
移転先14	中央生活支援課・南生活支援課・緑生活支援課(生活保護事務)
①法令上の根拠	1 番号法第9条第1項 別表の23項 2 別表省令第15条
②移転先における用途	1 生活保護法(昭和25年法律第144号)第19条第1項の保護の実施に関する事務 2 生活保護法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 3 生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務
③移転する情報	個人番号、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、その他住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [1万人以上10万人未満] 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	要保護者等及び要保護者等と同一の世帯に属する者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ []紙 [O] その他 (画面参照による移転)
⑦時期·頻度	随時

5. 特定個人情報の提供・	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
移転先15	こども家庭課(自立支援(育成)医療給付事務)	
①法令上の根拠	1 番号法第9条第1項 別表の117の項 2 別表省令第60条	
②移転先における用途	自立支援(育成)医療費申請事務(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 法第53条第1項)に係る、申請受付の際の個人番号の確認。	
③移転する情報	個人番号、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、その他住民票関係情報。	
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	医療費支給対象者及び対象者と同一の世帯に属する者	
	[]庁内連携システム []専用線	
⑥移転方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
	[]フラッシュメモリ []紙	
	[〇]その他 (画面参照による移転)	
⑦時期・頻度	随時 	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
移転先16	こども家庭課(小児慢性特定疾病医療費認定事務)
①法令上の根拠	1 番号法第9条第1項 別表の8の項 2 別表省令第7条
②移転先における用途	小児慢性特定疾病医療費支給申請事務(児童福祉法第19条の3第1項)に係る、申請受付の際の個 人番号の確認。
③移転する情報	個人番号、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、その他住民票関係情報。
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [1万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	医療費支給対象者及び対象者と同一の世帯に属する者
	[]庁内連携システム []専用線
⑥移転方法	 []電子メール
	[] フラッシュメモリ []紙
	[〇]その他 (画面参照による移転)
⑦時期·頻度	随 時

5. 特定個人情報の提供・	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
移転先17	こども家庭課(妊娠届出書受理事務)	
①法令上の根拠	1 番号法第9条第1項 別表の70の項 2 別表省令第40条	
②移転先における用途	妊娠の届出の受理(母子保健法第15条)に係る、妊娠届出書申請受付の際の個人番号の確認。	
③移転する情報	個人番号、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、その他住民票関係情報。	
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [1万人未満] 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	妊娠届出書に記載されている妊婦本人	
⑥移転方法	[]庁内連携システム []専用線	
	 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
	[] フラッシュメモリ [] 紙	
	[〇]その他 (画面参照による移転)	
⑦時期・頻度	随時 	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
移転先18	こども家庭課(養育医療給付事務)
①法令上の根拠	1 番号法第9条第1項 別表の70の項 2 別表省令第40条
②移転先における用途	養育医療給付申請書受理(母子保健法第20条第1項)に係る、申請書受付の際の個人番号の確認。
③移転する情報	個人番号、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、その他住民票関係情報。
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [1万人未満] 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	養育医療給付申請者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙
⑦時期·頻度	[O]その他 (画面参照による移転) 随時

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
移転先19	障害者更生相談所等(障害者手帳(身体・療育)交付等申請(届出)事務)
①法令上の根拠	1 番号法第9条第1項 別表の20の項2 別表省令第11条3 別表第一省第24号の5
②移転先における用途	身体障害者手帳交付等申請(届出)事務(身体障害者福祉法第15条第1項)に係る個人番号の確認 療育手帳交付等申請(届出)事務(知的障害者福祉法第9条・相模原市療育手帳に関する規則)に係 る個人番号の確認
③移転する情報	個人番号、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、その他住民票関係情報。
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	障害者手帳(身体·療育)交付等対象者
	[]庁内連携システム []専用線
 ⑥移転方法	 []電子メール
	[] 江ラッシュメモリ []紙
	[〇]その他 (画面参照による移転)
⑦時期·頻度	随 時

5. 特定個人情報の提供・	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
移転先20	生活福祉課(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求受付事務)	
①法令上の根拠	1 番号法第9条第1項 別表の68の項 2 別表省令第39条	
②移転先における用途	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求受付事務を行うために、住民基本台帳の情報を利用する。	
③移転する情報	個人番号、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、その他住民票関係情報。	
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [1万人未満] 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求に係る請求者	
	[] 庁内連携システム [] 専用線	
⑥移転方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
	[] フラッシュメモリ []紙	
	[〇]その他 (画面参照による移転)	
⑦時期·頻度	随 時	

	は休設計画(圧氏基本 日 版争物)の移転尤情報 移転(委託に伴うものを除く。)
移転先21	生活福祉課(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務)
①法令上の根拠	1 番号法第9条第1項 別表の95の項 2 別表省令第48条
②移転先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第24条第1項の開始若しくは同条第9項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答関する事務)に係る申請者又は被支援給付者の申請受付の際の個人番号の確認。
③移転する情報	個人番号、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、その他住民票関係情報。
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [1万人未満] 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	被支援給付者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線
	 [] 電子メール
	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[〇]その他 (画面参照による移転)
⑦時期·頻度	随時

5. 特定個人情報の提供・	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
移転先22	保育課(子ども・子育て支援事務)	
①法令上の根拠	1 番号法第9条第1項 別表の127の項 2 別表省令第68条	
②移転先における用途	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付の支給に係る対象事務 子ども・子育て支援法 第16条及び第30条の3に係る資料の提供等に関する事務 子ども・子育て支援法 第20条及び第30条の5に係る支給認定に関する事務 子ども・子育て支援法 第22条及び第30条の7に係る届出に関する事務 子ども・子育て支援法 第23条及び第30条の8に係る支給認定の変更に関する事務 子ども・子育て支援法 第24条及び第30条の9に係る支給認定の取消に関する事務	
③移転する情報	個人番号、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、その他住民票関係情報。	
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	支給認定こども、支給認定保護者及び同一の世帯に属する者	
⑥移転方法	[]庁内連携システム []専用線	
	 [] 電子メール	
	[] フラッシュメモリ []紙 [O] その他 (画面参照による移転)	
⑦時期·頻度	随時	

5. 特定個人情報の提供・	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
移転先23	緑高齢・障害者相談課、津久井高齢・障害者相談課、中央高齢・障害者相談課、南高齢・障害者相談 課(老人福祉法による福祉の措置事務)	
①法令上の根拠	1 番号法第9条第1項 別表の61の項 2 別表省令第32条	
②移転先における用途	老人ホームへの入所判定(老人福祉法第十一条)、費用徴収額の決定(老人福祉法第二十八条第一項)を行う際の個人番号の確認。 老人ホームへの入所判定(老人福祉法第十一条)、費用徴収額の決定(老人福祉法第二十八条第一項)を行う際の住民票情報の確認。 老人ホームへの入所判定(老人福祉法第十一条)、費用徴収額の決定(老人福祉法第二十八条第一項)を行う際の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認。	
③移転する情報	個人番号、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、その他住民票関係情報。	
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [1万人未満] 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	老人福祉法による措置に係る被措置者及びその扶養義務者	
	[] 庁内連携システム [] 専用線	
⑥移転方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
	[] フラッシュメモリ [] 紙	
	[〇]その他 (画面参照による移転)	
⑦時期・頻度	随時	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
移転先24	市民税課(軽自動車税減免申請受付)
①法令上の根拠	1 番号法第9条第1項 別表の24の項 2 別表省令第16条
②移転先における用途	軽自動車税の納税義務者への減免(市税条例第34条)の事務手続きを行うために、住民基本台帳の 情報を利用する。
③移転する情報	個人番号、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、その他住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	 賦課期日(4月1日)時点で本市内に相模原市を定置場とする原動機付自転車、軽自動車、小型特殊 自動車及び二輪の小型自動車を有する所有者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [O] その他 (画面参照による移転)
⑦時期·頻度	随時

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
移転先26	精神保健福祉課(精神障害者保健福祉手帳事務)
①法令上の根拠	1 番号法第9条第1項 別表の22の項 2 別表省令第14条
②移転先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第1項及び第4項の精神障害者保健福祉手帳の交付の申請の受理、同法第45条第4項の都道府県知事の認定の申請の受理、同法第45条の2第1項又は第3項の精神障害者保健福祉手帳の返還の届出の受理、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第7条第2項若しくは第4項の氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出の受理、同法第9条の障害等級の変更の申請の受理及び同法第10条第1項の精神障害者保健福祉手帳の再交付の申請の受理における個人番号の確認。
③移転する情報	個人番号、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、その他住民票関係情報。
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [1万人以上10万人未満] 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	精神障害者保健福祉手帳の申請及び届出に係る障害児・者
	[] 庁内連携システム [] 専用線
 ⑥移転方法	[]電子メール
₩ 19#47] /A	[]フラッシュメモリ []紙
	[〇]その他 (画面参照による移転)
⑦時期・頻度	随時

5. 特定個人情報の提供・	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
移転先27	精神保健福祉課(自立支援給付支給事務)	
①法令上の根拠	1 番号法第9条第1項 別表の117の項 2 別表省令第60条	
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第6条の自立支援給付の支給の申請及び同法第56条第2項の支給認定の変更の申請及び届出の受理における個人番号の確認。	
③移転する情報	個人番号、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、その他住民票関係情報。	
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [1万人以上10万人未満] 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	自立支援医療費(精神通院医療)の支給認定の申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは支給認定基準世帯員(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第29条第1項の支給認定基準世帯員をいう。)及び自立支援医療費(精神通院医療)の支給認定の変更に係る障害者又は当該変更に係る障害児の保護者若しくは支給認定基準世帯員	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ []紙 [O] その他 (画面参照による移転)	
⑦時期·頻度	随時	

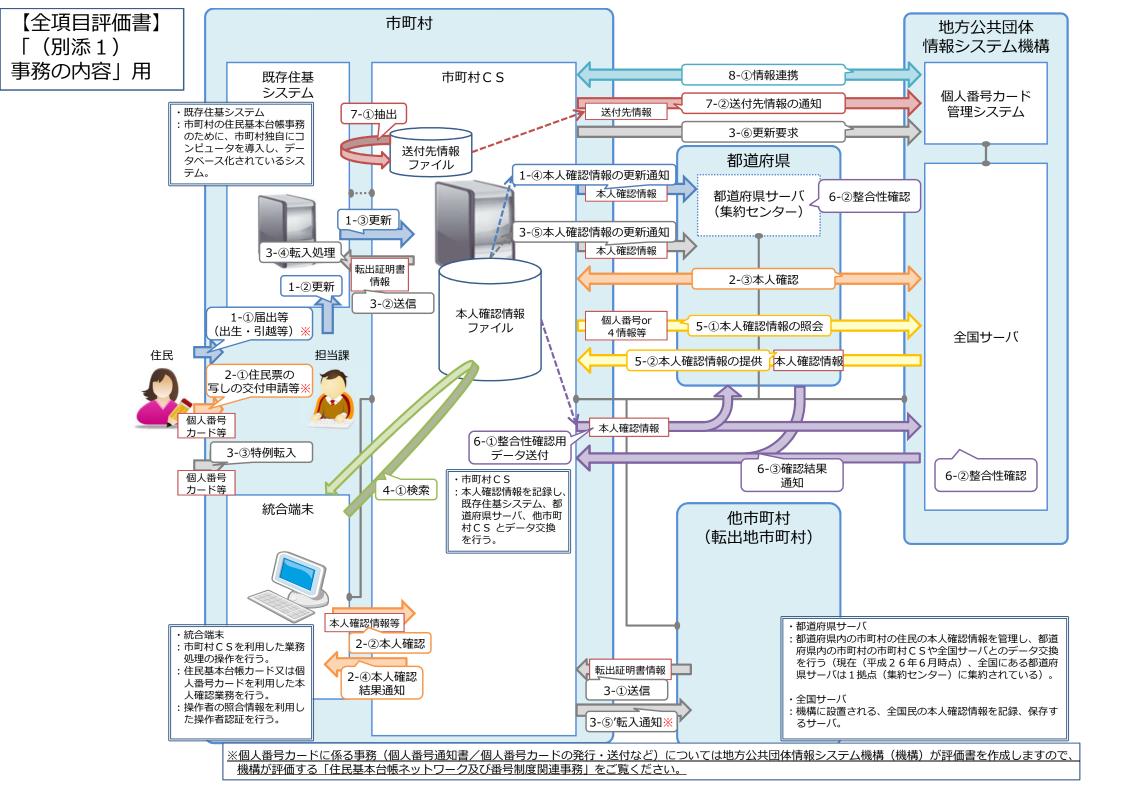
5. 特定個人情報の提供・	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
移転先28	疾病対策課(特定医療費の支給及び指定難病要支援者証明事業に関する事務)	
①法令上の根拠	1 番号法第9条第1項 別表131項 2 別表省令第71条	
②移転先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成26年厚生労働省令第121号。以下「省令」という。)第12条第1項の申請書、省令第13条第2項の届出書、省令第33条第1項の申請書及び難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第28条第2項の申請の受理における個人番号の確認。	
③移転する情報	個人番号、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、その他住民票関係情報。	
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定医療費の支給及び指定難病要支援者証明事業に関する申請に係る申請者又は届出者	
	[]庁内連携システム []専用線	
⑥移転方法	 []電子メール	
	[] ガラッシュメモリ []紙 [O] その他 (画面参照による移転)	
⑦時期·頻度	随時	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
移転先29	疾病対策課(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する事務)		
①法令上の根拠	1 番号法第9条第1項 別表105項 2 別表省令第52条		
②移転先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成27年厚生労働省令第150号。以下「省令」という。)第20条第1項、第2項及び、省令23条1項の申請書の受理における個人番号の確認。		
③移転する情報	個人番号、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、その他住民票関係情報。		
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [1万人未満] 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	費用負担の申請及び、療養費の支給の申請に係る申請者又は届出者		
	[] 庁内連携システム [] 専用線		
 ⑥移転方法	 [] 電子メール		
©19 +47 J /4	[] 江ラッシュメモリ []紙		
	[〇]その他 (画面参照による移転)		
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
移転先30	疾病対策課(結核児童療育事務)		
①法令上の根拠	1 番号法第9条第1項 別表8項 2 別表省令第7条		
②移転先における用途	児童福祉法施行規則 (平成28年厚生労働省令第12号。以下「省令」という。)第10条第1項の申請書の 受理における個人番号の確認。		
③移転する情報	個人番号、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、その他住民票関係情報。		
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [1万人未満] 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	療育の給付の申請に係る、当該児童又は当該児童の扶養義務者。		
	[] 庁内連携システム [] 専用線		
 ⑥移転方法	 []電子メール		
©19 +47 J /4	[] 江ラッシュメモリ []紙		
	[〇]その他 (画面参照による移転)		
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
移転先31	疾病対策課(予防接種事務)		
①法令上の根拠	1 番号法第9条第1項 別表14項 2 別表省令第10条		
②移転先における用途	予防接種法による予防接種記録の確認 予防接種法第15条第1項の給付の支給の請求に係る事実についての審査		
③移転する情報	個人番号、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、その他住民票関係情報。		
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	予防接種を受けた者 予防接種を受けたことにより健康被害を受けた者、保護者		
	[]庁内連携システム []専用線		
⑥移転方法	 [] 電子メール		
© 15+473,14	 [] フラッシュメモリ		
	[〇]その他 (画面参照による移転)		
⑦時期·頻度	随時		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
移転先32	人事·給与課(児童手当(公務員分)事務)		
①法令上の根拠	1 番号法第9条第1項 別表の81の項 2 別表省令第44条		
②移転先における用途	児童手当の申請者の認定(児童手当法 第七条第一項、第二項)等の決定事務を行うために、住民基本台帳の情報を利用する。		
③移転する情報	個人番号、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、その他住民票関係情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	児童手当認定申請に係る申請者及びその配偶者及び対象児童		
	[]庁内連携システム []専用線		
 ⑥移転方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)		
	[] フラッシュメモリ [] 紙		
	[〇]その他 (画面参照による移転)		
⑦時期·頻度	随時 		



別添2-1「住民記録ファイル項目」

No	項目名
1	宛名番号
2	世帯番号
3	個人番号
4	住民票コード
5	氏名
6	生年月日
7	性別
8	現住所
9	方書
10	続柄
11	世帯主名
12	本籍地
13	筆頭者
14	在留カード等番号
15	第30条45規定区分
16	在留資格
17	在留期間
18	在留期間の満了日
19	国籍·地域
20	通称履歴
21	住民となった日
22	住所を定めた日
23	住民でなくなった日
24	前住所
25	転出予定先住所
26 27	転出確定住所 個別事項情報
28	選挙人名簿資格
29	国民健康保険資格情報
30	後期高齢者医療資格情報
31	介護保険資格情報
32	国民年金資格情報
33	児童手当受給資格情報
34	個人番号カード交付状況
35	住民基本台帳カード交付状況
36	異動情報
37	工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工
38	異動年月日
39	届出年月日
40	更新年月日
41	更新時刻
42	処理ID
43	端末ID
44	更新職員ID
45	旧氏

別添2 - 2「本人確認情報ファイル」

No	頃目名
1	住民票コード
2	漢字氏名
3	外字数(氏名)
4	ふりがな氏名
5	清音化かな氏名
6	生年月日
7	性別
8	市町村コード
9	大字・字コード
10	郵便番号
11	住所
12	外字数(住所)
13	個人番号
14	住民となった日
15	住所を定めた日
16	届出の年月日
17	市町村コード(転入前)
18	転入前住所
19	外字数(転入前住所)
20	続柄
21	異動事由
22	異動年月日
23	異動事由詳細
24	旧住民票コード
25	住民票コード使用年月日
26	依頼管理番号
27	操作者ID
28 29	操作端末ID 更新順番号
30	異常時更新順番号
31	更新禁止フラグ
32	予定者フラグ
33	排他フラグ
34	外字フラグ
35	レコード状況フラグ
36	タイムスタンプ
37	旧氏漢字
38	旧氏かな
	IHVVV '6

別添2-3「送付先情報ファイル」

No	- 3 医付先情報ファイル」
	項目名
1	送付先管理番号
2	送付先郵便番号
3	送付先住所 漢字項目長
4	送付先住所 漢字
5	送付先住所 漢字外字数
6	送付先氏名 漢字項目長
7	送付先氏名 漢字
8	送付先氏名 漢字 外字数
9	市町村コード
10	市町村名 項目長
11	市町村名
12	市町村郵便番号
13	市町村住所項目長
14	市町村住所
15	市町村住所 外字数
16	市町村電話番号
17	交付場所名 項目長
18	交付場所名
19	交付場所名 外字数
20	交付場所郵便番号
21	交付場所住所 項目長
22	交付場所住所
23	交付場所住所 外字数
24	交付場所電話番号
25	カード送付場所名 項目長
26	カード送付場所名
27	カード送付場所名 外字数
28	カード送付場所郵便番号
29	カード送付場所住所 項目長
30	
	カード送付場所住所
31	カード送付場所住所 外字数
32	カード送付場所電話番号
33	対象となる人数
34	処理年月日
	操作者ID
35	
36	操作端末ID
37	印刷区分
38	住民票コード
39	氏名 漢字項目長
	以口 庆士块口及
40	r A ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' '
	氏名 漢字
41	氏名 漢字
41	氏名 漢字 外字数
41 42	氏名 漢字 外字数 氏名 かな項目長
41 42 43	氏名 漢字 外字数氏名 かな項目長氏名 かな
41 42 43 44	氏名 漢字 外字数氏名 かな項目長氏名 かな郵便番号
41 42 43 44 45	氏名 漢字 外字数氏名 かな項目長氏名 かな郵便番号住所 項目長
41 42 43 44	氏名 漢字 外字数氏名 かな項目長氏名 かな郵便番号住所 項目長住所
41 42 43 44 45 46	氏名 漢字 外字数氏名 かな項目長氏名 かな郵便番号住所 項目長住所
41 42 43 44 45 46 47	氏名 漢字 外字数氏名 かな項目長氏名 かな郵便番号住所 項目長住所住所 外字数
41 42 43 44 45 46 47 48	氏名 漢字 外字数氏名 かな項目長氏名 かな郵便番号住所 項目長住所住所生年月日
41 42 43 44 45 46 47 48 49	氏名 漢字 外字数氏名 かな項目長氏名 かな郵便番号住所 項目長住所住所生月日性別
41 42 43 44 45 46 47 48 49 50	氏名 漢字 外字数氏名 かな項目長氏名 かな郵便番号住所 項目長住所 外字数生年月日性別個人番号
41 42 43 44 45 46 47 48 49	氏名 漢字 外字数 氏名 かな項目長 郵便番号 住所 項目長 住所 外字数 生年月日 性別 個人番号 第30条の45に規定する区分
41 42 43 44 45 46 47 48 49 50	氏名 漢字 外字数 氏名 かな項目長 郵便番号 住所 項目長 住所 外字数 生年月日 性別 個人番号 第30条の45に規定する区分
41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51	氏名 漢字 外字数 氏名 かな項目長 郵便番号 住所 項目長 住所 外字数 生年月日 性別 個人番号 第30条の45に規定する区分 在留期間の満了の日
41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53	氏名 漢字 外字数 氏名 かな項目長 郵便番号 住所 項目長 住所 外字数 生年月日 性別 個人番号 第30条の45に規定する区分 在留期間の満了の日 代替文字変換結果
41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54	氏名 漢字 外字数 氏名 かな項目長 郵便番号 住所 項目長 住所 外字数 生年月日 性別 個人番号 第30条の45に規定する区分 在留期間の満了の日 代替文字変換結果 代替文字氏名 項目長
41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55	氏名 漢字 外字数 氏名 かな項目長 郵便番号 住所 項目長 住所 住所 外字数 生年月日 性別 個人番号 第30条の45に規定する区分 在留期間の満了の日 代替文字変換結果 代替文字氏名 項目長 代替文字氏名
41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54	氏名 漢字 外字数 氏名 かな項目長 郵便番号 住所 項目長 住所 外字数 生年月日 性別 個人番号 第30条の45に規定する区分 在留期間の満了の日 代替文字変換結果 代替文字氏名 (替文字任所 項目長
41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56	氏名 漢字 外字数 氏名 かな項目長 郵便番号 住所 項目長 住所 外字数 生年月日 性別 個人番号 第30条の45に規定する区分 在留期間の満了の日 代替文字変換結果 代替文字氏名 (替文字任所 項目長
41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56	氏名 漢字 外字数 氏名 かな 郵便番号 住所 項目長 住所 外字数 生年月日 性別 個人番号 第30条の45に規定する区分 在留期間の満了の日 代替文字変換結果 代替文字氏名 代替文字住所 項目長 代替文字住所
41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58	氏名 漢字 外字数 氏名 かな 郵便番号 住所 項目長 住所 外字数 生年月日 性別 個人番号 第30条の45に規定する区分 在留期間の満了の日 代替文字変換結果 代替文字氏名 代替文字任所 項目長 代替文字任所 代替文字氏名 代替文字氏名 代替文字任所 代替文字任所 代替文字氏名
41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59	氏名 漢字 外字数 氏名 かな 郵便番号 住所 項目長 住所 住所 外字数 生年月日 性別 個人番号 第30条の45に規定する区分 在留期間の満了の日 代替文字変換結果 代替文字氏名 項目長 代替文字住所 代替文字任所 代替文字氏名位置情報 代替文字住所位置情報
41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58	氏名 漢字 外字数 氏名 かな 郵便番号 住所 項目長 住所 外字数 生年月日 性別 個人番号 第30条の45に規定する区分 在留期間の満了の日 代替文字変換結果 代替文字氏名 代替文字任所 項目長 代替文字任所 代替文字氏名 代替文字氏名 代替文字任所 代替文字任所 代替文字氏名
41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60	氏名 漢字 外字数 氏名 かな項目長 氏名 かな 郵便番号 住所 項目長 住所 住所 外字数 生年月日 性別 個人番号 第30条の45に規定する区分 在留期間の満了の日 代替文字変換結果 代替文字氏名 項目長 代替文字氏名 項目長 代替文字氏名 代替文字氏名 代替文字氏名 代替文字住所 代替文字氏名位置情報 代替文字白所 では 大きな字は所 では 大きな字はのでする には
41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61	氏名 漢字 外字数 氏名 かな 郵便番号 住所 項目長 住所 住所 外字数 生年月日 性別 個人番号 第30条の45に規定する区分 在留期間の満了の日 代替文字変換結果 代替文字氏名 項目長 代替文字住所 項目長 代替文字住所 代替文字住所 代替文字住所位置情報 外字フラグ 外字パターン
41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62	氏名 漢字 外字数 氏名 かな 郵便番号 住所 項目長 住所 住所 外字数 生年月日 性別 個人番号 第30条の45に規定する区分 在留期間の満了の日 代替文字変換結果 代替文字氏名 項目長 代替文字住所 項目長 代替文字任所 代替文字住所 代替文字住所位置情報 外字フラグ 外字パターン 旧氏漢字
41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63	氏名 漢字 外字数氏名 かな項目長既名 かな郵便番号住所 項目長住所 外字数生年月日性別個人番号第30条の45に規定する区分在留期間の満了の日代替文字変換結果代替文字氏名 項目長代替文字任所 項目長代替文字住所代替文字任所位置情報外字フラグ外字パターン旧氏漢字旧氏かな
41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62	氏名 漢字 外字数 氏名 かな項目長 氏名 かな 郵便番号 住所 項目長 住所 項目長 住所 外字数 生年月日 性別 個人番号 第30条の45に規定する区分 在留期間の満了の日 代替文字変換結果 代替文字氏名 項目長 代替文字氏名 代替文字氏名 代替文字氏名 「代替文字氏名」 「付替文字氏名位置情報 「代替文字氏名位置情報 「大子文字にのでする」 「大子でのでする」 「「大子でのでする」 「「大子できる」 「「大子でのでする」 「大子でのでする」 「「大子でのでする」 「「大子でのでする」 「「大子でのでする」 「大子でのでする」 「大子でのでする」 「大子でのでする」 「大子でのでする」 「大子でのでする」 「大子でのでする」 「大子でのでする」 「「大子でのでする」 「大子でのでする」 「大子でのでする」 「大子でのでする」 「大子でのでする」 「大子でのでする」 「大子でのでする」 「大子でのでする」 「大子でのでする」 「大子でのでする」 「大子でのできる」 「大子でのできる」 「大子でのでする」 「大子でのできる」 「大子でのできる」 「大子でのできる」 「「大子でのでする」 「大子でのでする」 「大子でのでする」 「大子でのでする」 「大子でのでする」 「大子でのできないる」 「大子でのでする」 「大子でのでき
41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64	氏名 漢字 外字数 氏名 かな項目長 氏名 かな 郵便番号 住所 項目長 住所 項目長 住所 外字数 生年月日 性別 個人番号 第30条の45に規定する区分 在留期間の満了の日 代替文字変換結果 代替文字氏名 項目長 代替文字氏名 代替文字氏名 代替文字氏名 「代替文字氏名」 「付替文字氏名位置情報 「代替文字氏名位置情報 「大子文字にのでする」 「大子でのでする」 「「大子でのでする」 「「大子できる」 「「大子でのでする」 「大子でのでする」 「「大子でのでする」 「「大子でのでする」 「「大子でのでする」 「大子でのでする」 「大子でのでする」 「大子でのでする」 「大子でのでする」 「大子でのでする」 「大子でのでする」 「大子でのでする」 「「大子でのでする」 「大子でのでする」 「大子でのでする」 「大子でのでする」 「大子でのでする」 「大子でのでする」 「大子でのでする」 「大子でのでする」 「大子でのでする」 「大子でのでする」 「大子でのできる」 「大子でのできる」 「大子でのでする」 「大子でのできる」 「大子でのできる」 「大子でのできる」 「「大子でのでする」 「大子でのでする」 「大子でのでする」 「大子でのでする」 「大子でのでする」 「大子でのできないる」 「大子でのでする」 「大子でのでき
41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63	氏名 漢字 外字数氏名 かな項目長既名 かな郵便番号住所 項目長住所 外字数生年月日性別個人番号第30条の45に規定する区分在留期間の満了の日代替文字変換結果代替文字氏名 項目長代替文字任所 項目長代替文字住所代替文字任所位置情報外字フラグ外字パターン旧氏漢字旧氏かな

1

(別紙3)用語一覧表		
アクセスログ	コンピュータの接続履歴を記録したファイル。 コンピュータの操作やネットワークからのアクセス等を記録したもの。	
ウイルスパターンファイル	コンピュータウイルスを検知するために、各ウイルスの特徴をまとめた ファイル。	
情報提供ネットワークシステム	個人番号(マイナンバー)と関連付けられた個人情報を関係機関の間で やり取りするためのコンピュータネットワークによる情報システム。	
シングルサインオン	一度の利用者認証で複数のコンピュータやソフトウェア、サービスなど を利用できるようにすること。	
セキュリティパッチ	プログラムに脆弱性やセキュリティホールなどが発見された際に、それらの問題を修正するためのプログラム。 【セキュリティホール】 ソフトウェアの設計ミスなどによって生じた、システムのセキュリティ 上の弱点。	
中間サーバー	情報提供ネットワークシステム、既存業務システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会・提供等の業務を行うシステム。	
中間サーバー・プラットフォーム	自治体中間サーバー・ソフトウェアを使用するためのハードウェア等について、共同化・集約化を図るため、地方公共団体情報システム機構が整備・運用するプラットフォーム。 【プラットフォーム】 コンピュータにおいて、ソフトウェアが動作するための土台(基盤)として機能する部分のこと。	
チェックデジット	数列の誤りの検出をしたり捏造を防止するために、単純な計算や操作の 組み合わせに従って付加される数値や記号。	
2要素認証	2 つの認証方式を併用して精度を高めた認証方式。	
バッチ処理	一定期間(一定量)データを集め、まとめて一括処理を行う処理方式。	
マスキング処理	対象にしたくない範囲を保護するために覆うこと。	
ミドルウェア	オペレティングシステム (OS) とアプリケーションソフトの中間に位置し、様々なソフトウェアから共通して利用される機能を提供するもの。 【オペレティングシステム (OS)】 機器の基本的な管理や制御のための機能や多くのソフトウェアが共通して利用する基本的な機能などを実装した、システム全体を管理するソフトウェア。 【アプリケーションソフト】 ある特定の機能や目的のために開発・使用されるソフトウェア。	